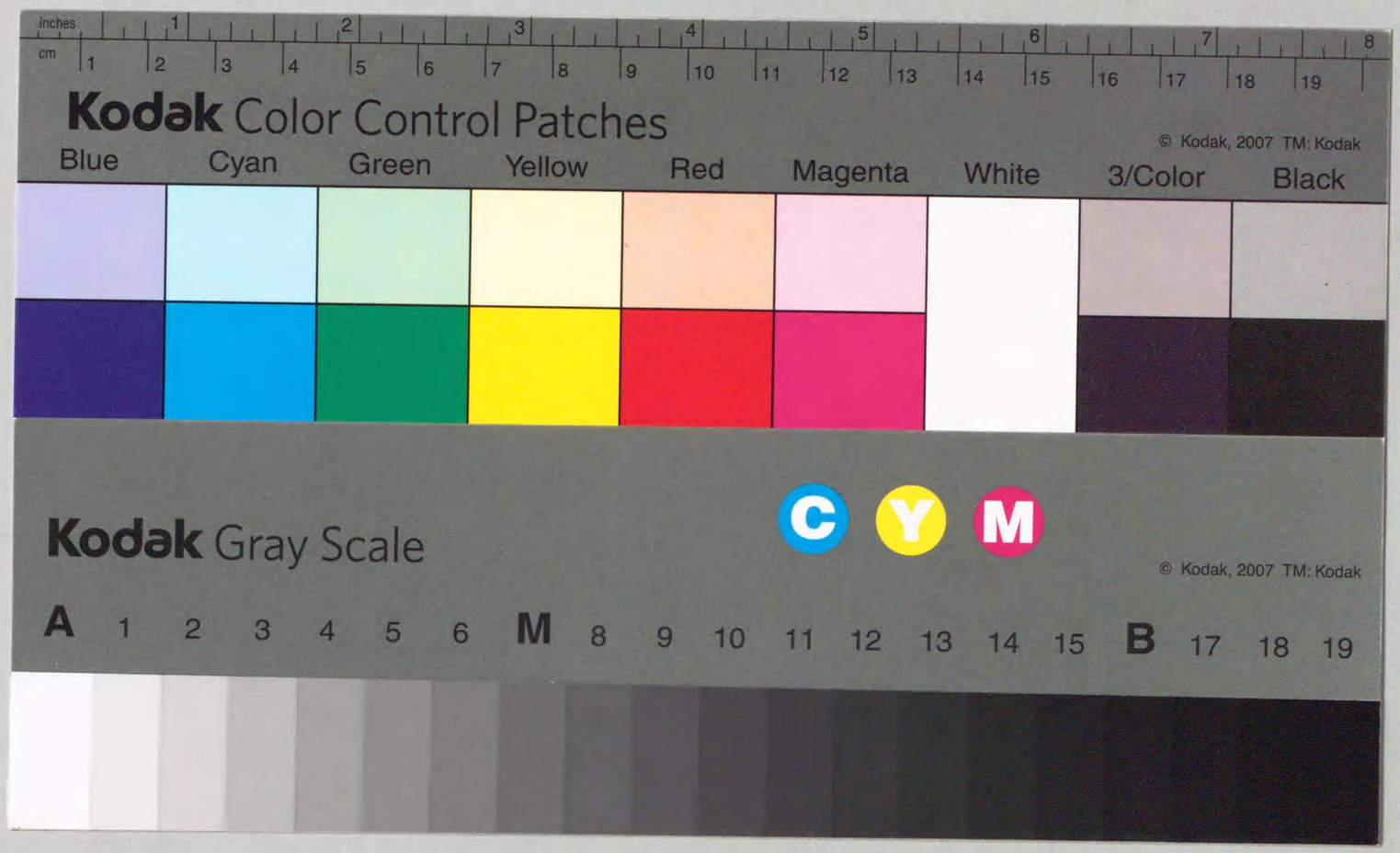

210.58
I935s
II

210.58-1935s
80W47132

昭14
A
198

昭14
A
198

坂本龍馬關係文書

立憲民政黨
政務調査會
圖書之印

第一

昭14
A
198

坂本龍馬關係文書 第一

立憲民政黨
政務調査會
圖書之印

肝膽元雄大
飛潛有誰識
奇機自湧出
偏不耻龍名

右武市瑞山先生評自然堂先生語
錄以代題辭

80W47132

坂本龍馬關係文書第一

卷頭に

一

本書の刊行に際して私は何時もの例言の型を脱して、口語體の文章を以て、一言卷頭に題さして戴きたいと思ひます。夫は私の鄉國の誰もが、憧憬の眼を瞠つて居る豪傑の事を申叙べる上に於て、より多く率直にして、親しみを感ずる爲めであります。

凡べての生物が環境と傳統とに支配せらるゝことは、一般の意味に於ける生物學の教ゆる所で御座りまず。傳統は個人個人で異つて居りますから、姑く措くと致しまして、坂本先生の生地の環境のことでありますが、是また種々の形容詞を省くことゝ致しませう。兎に角、土佐は山を負ひ、海に臨み、其

山たる、海たる、一通のものでなくて、キツイ特色のあるものであります。海に臨める所は、海岸線の廣い割合には面積は狹く、直ちに丘に接し、山に迫まられ、平地は幾何もなくして、山嶽が三分の二を占めて居ります。其爲めか、この間に輩出せる人物の上を點檢して見まするに、まづ山精水靈としましやう、山精を受けた人が多い樣でありまする。これを元龜天正頃の所謂七守護、五十何とやらいふ土豪の上に見ましても、かの北山の嶮巓峻峯が、箭の根を立てた樣に矗立して居る狀には譬へらるゝが、逆も高山巨嶽が、多くの子山孫山を連れて天空にそゝり立つ概はないのであります。かの長曾我部元親にした所が、精々石槌山や、雪光位のものである。卽ち山にしても、其規摸は殘念ながらまだ矮少なるを免れないのであります。況んや、海の浩蕩汪洋として際涯を知られぬといふ如き所は到底見られぬのであります。降て維新の際の諸豪の內には、我々と時代が接近して居つた爲めに、或は親しく其風丰に接し、或は直接に、また極めて纖かの間隔を置て、其事功を觀察する便宜があり

ましたが、これがまた所謂山精の氣を受けた人が多かつた樣であります。かの吉田東洋の如き、武市瑞山の如き、中岡迂山の如き、板垣無形伯の如き、谷隈山子の如き、素より人物の大小其主義事業を異にするは勿論であるが、孰も其孤峭卓立、崔嵬峻峨たる所に於て、自ら科を一にするものがないでありましやうか、その孤峭卓立といひ、崔嵬峻峨といひ、山の形容ではありませんか。板垣伯と谷子とはよく衝突しよくして、板垣と谷とは性質がよく肖て居るから喧嘩をするのである、互の修養と環境とを取り替へたならば、板垣が谷となり、谷が板垣となるのは譯のないことであるといつたことがあるが、密かに以て至言と思つて居ります。卽ちこの科に屬する人は氣節凜然として、其守る所に篤く、主義に忠實で他人をして、感憤興起せしむるものがありますが、豪宕濶大の氣象に於ては、缺くる所がないといへませぬ。

二

土佐の人材中、其水靈に煦育せられたと見るべき人は洵に尠い、私共はよく知らぬが、平井善之丞などいふ人は、或はこれに近い人ではなかつたであらうか、佐々木高行侯なども、普通の土佐人とは一寸型を異にして居つた。其春風の習々たる如く、何といへない和氣が、人を陶化せしむる狀は、山ならば京都の東山とか、叡山とかいふ山であつて、尾根正しくして、線の柔なる悠揚迫らざる所に、特色がある。併しどちらかといへば、海洋型の人物としては、僅かに後藤暘谷伯と、坂本直柔先生とを見るのみである。後藤伯のことを詳論するのは、今私の目的外であるが、陸奥福堂伯が、伯を評せる言の中に『試に彼と語りて瞑目せんか、彼は明治世界の產物にあらずして、殆ど晉末の六朝か、唐末の五代に成功すべき怪傑が、偶然其形を我國に現出したるに非るかを思ひ至るべし』とあるが如く、偉大といふよりは、寧ろ尨大に近いものがあつた。どうしてもこれは山よりは、海洋型の英雄といはなければならない。

坂本先生の大は、後藤伯に比して更に遜色がなかつたか。後藤伯を支那の六朝若しくは五代の豪傑に比すべきものとすれば、坂本先生は十八世紀末から、十九世紀の始頃の歐州政治家の趣があつた。先生の大は天衣の縫目なきが如く、何處まで大きいのか、一寸際涯が分らなかつたが、夫であつてちやんと括りが付いて居た。天馬空を行くといはんか其爲す所は、毫も規矩準繩に拘束せられずして、人の意表外に出づるが、夫であつてちやんと要領を把握して居つた。決して粗大でもなければ尨大でもない、中々細心なる刻劃と工夫の痕蹟が見える。かの海援隊の創立といひ、薩長連衡といひ、大政返上の劃策といひ、みなそれである。後藤伯の大は、どうも黃河の氾濫せる如く、茫洋として更に纏まりが付かなかつた。イクラカ行當りバツタリの氣味が見える、かの坂本先生死後の對薩長の運動といひ、高嶋炭坑の始末といひ、征韓論から明治十年にかけて進退といひ、大同團結の仕事といひ、多くそれではあるまいか。こゝが坂本先生と、後藤伯の異なる所でないでありましやうか。

更に是を藩外の諸豪に比するに、其大に於て殆ど坂本先生を壓するもの、薩の西郷南洲がある。乍併、先生の有する明と鋭とに於て、南洲は或は一着を輸せぬであらうか。長の高杉東行は、其明と鋭とに於て、優に先生に拮抗するものであるが、先生の有する大に至ては、到底東行は先生の敵手でない様に思はれる。其他薩の大久保甲東の如き、長の木戸松菊の如き、勿論卓出せる人材であつて、是等の諸士が有するすべてのものを、先生が有して居つたと云はないが、この大と明鋭兩面を併せ有する先生の如きは、當時に於て他に追隨を許さざるのみならず、歴史を通じての人傑といはなければなりませぬ。

三

世間には如何なる豪駝師の手を藉るも、容易に園樹とならない樹木もあれば、また自然の姿態が、伎巧を加へずして其儘庭前の風致を添ゆる樹木もあります。坂本先生の一生は、波瀾重疊、舟筏を傚うて急灘を降るが如く、奇觀變幻、人をして應接に遑あらざらしめ、卽ち作爲せずして一部の活小説であります。而も故坂崎紫瀾翁一たび遒麗の筆を『汗血千里駒』の演義に染めましてより、先生の傳記と稱して出版せらるゝもの〳〵所謂汗牛充棟も啻ならず、特に近時大衆文藝の聲が漸く盛なると共に、或は小説に、演劇に、或は講談に、先生の行歴を敷演せるもの滔々底止する所を知らぬ有様であります。乍去多くは是荒唐不稽の綺語でなければ、舌耕者流の誕言でありまして、殆ど正確なる史料に憑據するものあるを見ないのであります、若し夫れ先生に關する正確なる史料文書を蒐集し、編纂することがなかつたならば、長い年月の間には、眞假混同して、先生の正傳なるものは、到底知られないことゝなるでありましやう。私がこゝに氣が付きましたのは、大正五年の秋京都で、坂本中岡兩先生の祭典のあつた時からのことでありまして、爾來十年の間、諸家の記錄文書を渉獵する内に、苟も事の先生に關して正確なりと認められたものは、手抄謄寫して哀次堆を爲すに至りました。先生の足跡は、藩國は勿論、江戸、京坂地方、薩摩、長崎、長門、周防等と諸所に跨り、其間交遊するもの諸藩

の志士でありましたから、其往復の文書の如きも、諸所に散在して居りましてこれを蒐集することは、容易の業ではありませぬ。この編に收む所のものも、唯々私の目に觸れたものゝみに止まりまして、決して完璧とは云へませぬ。乃ち完璧は何時の事かも分りませぬので、補遺の業を他日に期し、本年は恰も先生横死後六十年に相當しますから、よい機會と存じまして、項目を分ち次第を付してこれを本會に御願して、刊行することゝ致しました。

四

正確なる史料は恰も新鮮なる魚菜の如きものでありまして、これを調理し、鹽梅しましてこそ始て本來の滋味を感ずる如く、正確なる史料によりて起草せられ脚色せられて、始めて其人の本來の面目が分明であります。場違ひや、日越しの魚菜では、一寸は安價でウマイ樣でも、魚菜本來の味は、味はうことは出來ぬのであります。

よく坂本先生のことを無學であるとか無筆であるとか申します、成程先生は決して咕嗶訓詁の學者ではなかつたが、書を讀まなかつたかと申しまするに中々左樣でなかつた樣であります、濫讀こそしないが、會心の書はよく讀で居られます、其眼光は紙背に徹して、其要領を摑む上に、分寸の隙間もなかつた。先生は平生老子を耽讀したとのことでありますが、其飄逸虛無の趣は、これによりて得たものと思はれます、――先生の自然堂の號はこゝに胚胎すると聞いて居る――先生の書翰中には意外にも時々經典の成句に接することがあります。先生の手抄中には、韓非子を引用したり、また英語を學習したりしたものがあります、況んや立憲政體の創設の如きは、當時多くの識者が、猶且机上の珍什視する際に於て、先生は直ちに實地にこれを運行せんとして居られます。先生の如きは、洵に學ばざるの學者といはなければなりませぬ。先生の文字は、決して上手であるとは云へないが、よく見て居ると、蚯蚓の蠢動せる如き、不恰巧なる文字の中に、一種の風韻を感ずる。卽ち巧ではないが、決して俗惡ではないのである、特に其文章に至ては、雅言俗語、方

言を混同し、文章口話を併用し、苟も意の趣く儘に、自由自在に書流して、毫も窘澁する所がない。しかも其間條理一貫一絲紊れず、特に其兄姉等に寄せるものに至ては、眞情流露、先生の爲人が反影して、溫籍頗る掬すべきものがあります。所謂百練の鋼鐵、時に指を繞るの類乎、是亦彫琢せざるの妙文といはなければなりませぬ。

先生の諱直柔は、ナホナリと讀むとのことである。スヅト早くは直隲と書いて居らるゝ、武市瑞山の血盟書中には直陰とあり、また慶應二年春頃の文書中にも、矢張直陰とあるものもある、直柔は同年の秋冬か三年の春頃より稱せられたものと見える。變名は才谷梅太郎が一番有名であるが、其他高坂龍次郎、西鄕伊三郎、取卷拔六等がある。

偶々本書の發刊に際しまして、坂本先生に關して懷抱せる所見數則を掲げて、例言に代ゆることゝします。

大正十五年四月

岩崎鏡川謹識

坂本龍馬關係文書第一

民黨政黨政務調査會・土黨 14.6.22 入

目次

一系圖(一)(二)　一頁
一先祖書指出控（坂本長兵衛）　五
一坂本龍馬祖先美談　一九
一嘉永六年三月（修行中心得大意父八平直足ヨリ龍馬へ）　三七
一同年九月廿三日（龍馬ヨリ父八平直足へ）　三七
一同七年十月十一日以後（龍馬ト河田小龍トノ關係）　三八
一安政五年十月十一日ヨリ十二月九日迄（吉田健藏日記抄出）　四九
一同年十一月十八日、廿三日（住谷信順廻國日記）　五四
一同年十一月十九日（龍馬ヨリ住谷信順大胡資敬へ）　五六

一文久元年十一月六日（望月清平陣營日記抄）　五七
一文久二年正月十四日、十五日、十七日、廿一日、廿三日（久坂通武日記抄）　五七
一同年正月廿一日（久坂玄瑞ヨリ龍馬ニ托シ武市瑞山ニ贈レル書）　五八
一同年三月二十五日（平井收次郎ヨリ妹かほへ）　五九
一同年八月（松平慶永ヨリ土方久元へ）　六〇
一同年秋ヨリ慶應三年十一月ニ至ル（龍馬ト由利公正ノ關係）　六二
一文久三年正月元日、九日（龍馬同志ト共ニ勝海舟ノ門ニ入ル）　六六
一同年正月十六日（勝海舟山内容堂ニ面シテ龍馬ヲ救解ス）　六六
一同年正月　日（大久保忠寛ヨリ横井平四郎宛書翰抄）　六八
一同年二月五日（龍馬順動丸ニ至ル）　六九
一同年二月二十日（藩廳命）　六九
一同年三月（平井かほヨリ兄收二郎へ）　七〇
一同年三月八日、九日（田所壯輔激發セントス）　七一
一同年三月二十日（龍馬ヨリ姉乙女へ）　七一
一同年四月二日（龍馬越前ニ至ル）　七二
一同年五月十六日（龍馬越前ニ至ル）　七三
一同年五月十七日（龍馬ヨリ姉乙女へ）　七三
一同年五月廿五日（廣井磐之助復讐一件）　七四
一同年五月廿七日（同上）　七五
一同年五月廿七日（龍馬京都ノ越邸ニ中根靱負ヲ訪フ）　七五
一同年六月二日（廣井磐之助復讐一件）　七六
一同年六月二日（龍馬ト廣井磐之助復讐一件）　七八
一同年六月三日（廣井磐之助復讐一件）　七九
一同年六月十一日（海舟乾十郎ヲ庇護ス）　七九
一同年六月上旬（乾十郎ノ寄厄）　七九
一同年六月上旬（龍馬乾十郎ヲ救護ス）　八〇

一同年六月二十五日（林豹吉郎ヨリ西川耕藏へ）　八一
一同年六月廿六日（龍馬志士ノ暴發ヲ說得ス）　八二
一同年六月二十八日（龍馬ヨリ姉乙女へ）　八二
一同年六月二十九日（龍馬ヨリ姉乙女へ）　八三
一同年六月廿九日（龍馬京都ノ越邸ニ村田巳三郎ヲ訪フ）　八八
一同年七月一日（龍馬近藤昶ト京都越邸ニ村田巳三郎ヲ訪フ）　九〇
一同年八月七日（外艦修理及攘夷ニ付テ龍馬ノ感慨）　九一
一同年八月十一日（松平信敏來翰一節）　九三
一同年九月十三日（龍馬ヨリ平井かほへ）　九三
一同年十月十二日（土佐ノ黨獄）　九四
一同年十二月三日（龍馬ヨリ中岡愼太郎へ）　九四
一元治元年正月廿二日（龍馬ヨリ姉乙女へ）　九五
一同年正月廿七日（土佐ノ黨獄）　九五

一同年四月四日（横井小楠ヨリ勝海舟へ）　九六
一同年六月十七日（龍馬ノ北海拓殖意見）　九八
一同年八月廿三日、廿四日（龍馬西國ノ形勢ヲ語ル）　九八
一同年十月（小松清廉ヨリ大久保利通へ）　九九
一同年十一月三日（横井小楠ヨリ勝海舟へ）　一〇〇
一慶應元年四月八日（大山綱良ヨリ時田少輔へ）　一〇一
一同年五月廿四日ヨリ閏五月十二日ニ至ル（薩長和解ニ關シ土方久元ノ斡旋）　一〇二
一同年五月廿八日（廣澤眞臣ヨリ木戸孝允へ）　一〇五
一同年閏五月二日（時田少輔ヨリ木戸孝允へ）　一〇七
一同年閏五月三日（揖取素彥ヨリ時田少輔へ）　一〇八
一同年閏五月三日（木戸孝允ヨリ時田少輔へ）　一〇九
一同年閏五月五日（木戸孝允ヨリ長藩廳へ）　一一〇
一同年閏五月八日（土方久元ヨリ時田少輔へ）　一一二

一同年閏五月九日（閏五月五日附木戸孝允書翰ニ對スル政府員答書）　一一三
一同年閏五月（薩長連衡ニ關シ木戸孝允自叙ノ要旨）　一一四
一同年六月二日（伊藤博文ヨリ木戸孝允ヘ）　一一六
一同年七月十九日（井上馨伊藤博文ヨリ長藩政府員ヘ）　一一六
一同年七月廿二日（井上馨伊藤博文ヨリ木戸孝允ヘ）　一一八
一同年七月廿六日（井上馨伊藤博文ヨリ長藩政府員ヘ）　一二一
一同年八月廿六日（井上馨等小銃ノ回漕ト長藩主近藤昶ニ厚賚）　一二九
一同年九月九日（龍馬ヨリ池内藏太家族等ヘ）　一三〇
一同年九月九日（龍馬ヨリ姉乙女及ビおやべヘ）　一三六
一同年九月　日（長谷川仁右衛門京師事情書）　一四三
一同年九月　日（龍馬ヨリ姉乙女ヘ）　一四九
一同年十月三日（龍馬ヨリ長嶺内藏太ヘ）　一五〇
一同年十月四日（長藩政府員ヨリ木戸孝允ヘ）　一五一

一同年十月四日（廣澤眞臣ヨリ木戸孝允ヘ）　一五五
一同年十月五日（北垣國道ヨリ木戸孝允ヘ）　一五六
一同年十月五日（楫取素彦ヨリ木戸孝允ヘ）　一五八
一同年十月十二日（龍馬ヨリ印藤肇ヘ）　一六〇
一同年十月十八日（近藤昶ヨリ井上馨ヘ）　一六一
一同年十月十八日（佐々木俊藏ヨリ井上馨伊藤博文ヘ）　一六三
一同年十月廿三日（伊藤博文ヨリ木戸孝允井上馨ヘ）　一六五
一同年十月　日（近藤昶ヨリ木戸孝允ヘ）　一六六
一同年十一月九日（井上馨ヨリ木戸孝允ヘ）　一六七
一同年十一月十日（伊藤博文ヨリ木戸孝允ヘ）　一六七
一同年十一月上旬（乙丑丸ニ關スル葛藤）　一六九
一同年十一月上旬カ（高杉晉作ヨリ木戸孝允ヘ）　一七一
一同年十二月一日（山田宇右衛門ヨリ木戸孝允ヘ）　一七一

一同年十二月十日（伊藤博文ヨリ木戸孝允ヘ）　一七二
一同年十二月廿四日（中島四郎ヨリ木戸孝允ヘ）　一七三
一同年十二月（近藤昶ヨリ中島四郎坂本龍馬ヘ）　一七五
一同年十二月（櫻島丸新條約）　一七七
一慶應二年正月八日ヨリ二月廿日ニ至ル（桂久武日記抄）　一七九
一同年正月十日ヨリ同三十日ニ至ル（坂本龍馬日記抄）　一八〇
一同年正月廿日（薩長連合ト龍馬ノ斡旋）　一八一
一慶應元年十二月ヨリ翌二年二月廿二日ニ至ル（木戸孝允自叙ノ要領）　一八三
一慶應二年正月廿三日（木戸孝允ヨリ龍馬ヘ）　一八六
一同年二月五日（龍馬ヨリ木戸孝允ヘ）　一九一
一同年正月廿三日（伏見寺田屋ニ於ケル遭難）　一九二
一同年正月　日（寺田屋おとせ書翰龍馬宛）　一九五
一同年正月　日（寺田屋おとせ書翰跋）　一九八

一同年正月　日（大村益次郎ヨリ中岡慎太郎ヘ）　一九八
一同年二月六日（龍馬ヨリ木戸孝允ヘ）　二〇〇
一同年二月六日（小松清廉ヨリ木戸孝允ヘ）　二〇一
一同年二月廿二日（木戸孝允ヨリ龍馬ヘ）　二〇二
一同年二月廿四日（村田新八等ヨリ菅野覺兵衛等ヘ）　二〇四
一同年二月廿六日（品川日孜ヨリ木戸孝允ヘ）　二〇五
一同年二月頃カ（龍馬書翰宛名未詳）　二〇七
一同年正月十四日（近藤昶ノ自殺）　二〇七
一同年正月十四日（近藤昶ノ自殺）　二一〇
一同年正月十四日（近藤昶ノ自殺）　二一一
一參考（近藤昶送人學畫之江戸序）　二一一
一同年三月八日（龍馬ヨリ高松太郎ヘ）　二一二
一同年四月廿七日（龍馬ヨリ寺田屋おとせヘ）　二一三

目　次

一同年七月四日（龍馬ヨリ木戸孝允ヘ）　二一四
一同年七月廿七日（龍馬ヨリ木戸孝允ヘ）　二一五
一同年七月　日（龍馬ヨリ兄權平ヘ）　二一六
一同年七月日不詳（龍馬所描戰圖）　二二〇
一同年八月十六日（龍馬ヨリ三吉慎藏ヘ）　二一九
一同年八月　日（龍馬越藩士下山尙ニ大政返上策ヲ說ク）　二二三
一同年十月五日（龍馬ヨリ吉井友實ヘ）　二二五
一同年十月頃カ（龍馬ヨリ溝渕廣之丞ヘ）　二二五
一同年十月頃カ（龍馬ヨリ家兄權平ヘカ）　二二六
一同年十一月廿日（龍馬ヨリ寺田屋おとせヘ）　二三二
一同年十二月四日（龍馬ヨリ姉乙女ヘ）　二三三
一同年十二月十四日（龍馬ヨリ岩下左次衞門吉井幸輔ヘ）　二四〇
一同年十二月十九日（木戸孝允ヨリ龍馬ヘ）　二四一

一慶應三年正月三日（龍馬ヨリ木戸孝允ヘ）　二四三
一同年正月六日（伊藤助太夫森玄道ヨリ三吉慎藏ヘ）　二四三
一同年正月十三日（龍馬ヨリ寺田屋ヘ）　二四四
一同年正月二十日カ（龍馬ヨリ姪春猪ヘ）　二四五
一同年二月廿二日（龍馬ヨリ三吉慎藏ヘ）　二四六
一同年三月十四日（龍馬ヨリ木戸孝允ヘ）　二四八
一同年三月十六日（龍馬ヨリ三吉慎藏ヘ）　二四九
一同年三月　日（龍馬ヨリ三吉慎藏ヘ）　二五〇
一同年四月　日（龍馬海援隊ノ補命及隊規）　二五一
一同年四月　日（海援隊士姓名）　二五三
一同年四月六日（龍馬ヨリ伊藤九三ヘ）　二五五
一同年四月七日（龍馬ヨリ姉乙女ヘ）　二五六
一同年四月廿三日ヨリ（備後鞆津ニ於テ以呂波丸沈沒ニ關シ紀藩士ト應接筆記）　二五六

一同年四月廿七日（長岡謙吉ヨリ武藤廣陵ヘ） 二六七
一同年四月廿八日（龍馬ヨリ菅野覺兵衛高松太郎ヘ） 二七〇
一同年四月廿八日（龍馬ヨリ菅野覺兵衛高松太郎ヘ） 二七一
一同年四月　日（龍馬ヨリ寺田屋伊助ヘ） 二七二
一同年四月頃カ（龍馬ヨリ姉乙女ヘ） 二七三
一同年五月五日（龍馬ヨリ三吉慎蔵ヘ） 二七五
一同年五月七日（龍馬ヨリ好茶翁ヘ） 二七六
一同年五月七日（龍馬ヨリ好茶翁ヘ） 二七七
一同年五月八日（龍馬ヨリ三吉慎蔵ヘ） 二七八
一同年五月十七日（龍馬ヨリ三吉慎蔵ヘ） 二七八
一同年五月十五日（土紀兩藩以呂波丸沈没ニ關スル談判筆記） 二七九
一同年五月十一日（龍馬ヨリ秋山某ヘ） 二八七
一同年五月十五日（莊村助右衛門ヨリ龍馬ヘ） 二八八
一同年五月十七日（龍馬ヨリ伊藤助太夫ヘ） 二八八
一同年五月廿二日（長崎聖徳寺ニ於テ以呂波丸事件應接筆記） 二八九
一同年五月頃（海援隊士ノ譜ヒシ俗譜） 二九一
一同年五月廿六日（茂田一次郎ヨリ後藤象二郎ヘ） 二九一
一同年五月廿六日（茂田一次郎ヨリ後藤象二郎ヘ） 二九二
一同年五月廿七日（龍馬ヨリ高柳楠之助ヘ） 二九二
一同年五月　日（五代才助ヨリ後藤象二郎ヘ） 二九三
一同年五月　日（後藤象二郎ヨリ茂田一次郎ヘ） 二九四
一同年五月廿八日（龍馬ヨリ伊藤九三ヘ） 二九四
一同年五月廿八日（龍馬ヨリ伊藤九三ヘ） 二九五
一同年五月廿九日（龍馬ヨリ小谷耕藏渡邊剛八ヘ） 二九六
一同年六月十五日（新政府綱領八策） 二九七
一參考（續再夢紀事抄） 二九八

一同年六月十五日ヨリ廿二日マデ（薩土交渉）　二九九
一同年六月廿二日（薩土兩藩士會合）　三〇〇
一同年六月廿三、廿四日（大政返上建白ノ修正）　三〇〇
一同年六月廿四日（龍馬ヨリ姉乙女及おやべへ）　三〇一
一同年六月廿六日（薩土協約ノ要綱）　三〇九
一同年六月廿六日ヨリ七月朔日迄（土藩ト藝薩二藩ノ交渉）　三一二
一同年六月廿九日（木戸孝允ヨリ龍馬へ）　三一三
一同年七月一日（薩藩ヨリ建白ニ付同意ノ旨申シ來ル）　三一四
一同年七月二日（西郷隆盛ヨリ後藤象二郎へ）　三一五
一同年七月二日（柏亭ニ於ル薩土兩藩士會合）　三一五
一同年七月三日（後藤象二郎等歸藩）　三一六
一同年七月九日（薩藩士黒田清隆等龍馬ヲ訪フ）　三一六
一同年七月十八日（海援隊商事ニ關シ陸奥宗光意見書）　三一七

一同年七月廿八日（幕府大目付土藩重役ヲ召喚ス）　三二四
一同年七月廿八日（龍馬ヨリ三吉慎蔵へ）　三二五
一同年七月廿九日（板倉閣老土藩重役ヲ召詰ス）　三二六
一同年八月一日（龍馬佐々木高行等ト歸藩ス）　三三二
一同年八月五日（龍馬ヨリ寺田屋おとせへ）　三三五
一同年八月五日（龍馬ヨリ長岡謙吉へ）　三三六
一同年八月八日（龍馬ヨリ兄權平へ）　三三六
一同年八月十一日（佐々木高行伺書ニ對スル藩廳指令）　三三七
一同年八月十二日ヨリ十六日マデ（龍馬佐々木高行等ト共ニ出崎ス）　三四二
一同年八月十三日（龍馬ヨリ森玄道伊藤助太夫へ）　三四四
一同年八月十四日（龍馬ヨリ三吉慎蔵へ）　三四五
一同年八月十六日（龍馬ヨリ陸奥宗光へ）　三四六
一同年八月廿日（龍馬佐々木高行ヲ木戸孝允ニ紹介ス）　三四七

一同年八月廿一日（木戸孝允ヨリ龍馬へ）　三四八
一同年八月廿六日（龍馬ヨリ佐々木高行へ）　三五〇
一同年八月廿四日（横笛船呼戻シノ件）　三五〇
一同年八月頃（龍馬ヨリ佐々木高行へ）　三五一
一同年八月廿五日（龍馬ヨリ佐々木高行へ）　三五一
一同年八月廿五日（石田英吉等鹿兒島ニ向フ）　三五二
一同年八月廿六日（龍馬佐々木高行等ト藤屋ニ會ス）　三五三
一同年八月廿八日（龍馬佐々木高行ト密議ス）　三五三
一同年八月三十日（龍馬討幕ノ擧ニ宗教ヲ利用セントス）　三五四
一同年八月下旬カ（龍馬ヨリ佐々木高行へ）　三五五
一同年八月下旬（龍馬ヨリ佐々木高行へ）　三五六
一同年八月下旬（龍馬ヨリ佐々木高行へ）　三五六
一同年八月下旬（龍馬ヨリ佐々木高行へ）　三五七

一同年八月下旬（龍馬ヨリ佐々木高行へ）　三五七
一同年八月下旬（龍馬ヨリ佐々木高行へ）　三五八
一同年八月下旬（龍馬ヨリ佐々木高行へ）　三五九
一同年九月三日（尾崎三良ヨリ佐々木高行へ）　三五九
一同年八月下旬頃（佐々木高行ヨリ土佐藩臆重役へ）　三六〇
一同年九月四日（木戸孝允ヨリ龍馬へ）　三六二
一同年九月六日（龍馬ヨリ佐々木高行へ）　三六四
一同年九月十日（由比猪内ヨリ佐々木高行へ）　三六五
一同年九月十一日（高知藩人於長崎外人ト斗傷ノ件）　三六八
一同年九月十三日（龍馬歸藩ト小銃輸送ノ件）　三七一
一同年九月十八日（龍馬ヨリ佐々木高行へ）　三七一
一同年九月中旬カ（海援隊ト田邊藩ト商事契約）　三七二
一同年九月十四日（蘭商「ハットマン」ヨリ小銃買入ノ件）　三七六

一同年九月中旬（藤安喜左衛門ヨリ金五千兩借入ノ件）　三七八
一同年九月下旬（鋏屋廣瀬屋ニ小銃百挺預入ノ件）　三七九
一同年九月十九、廿一、廿三日（龍馬ヨリ岡内俊太郎ヘ）　三八〇
一同年九月廿日（龍馬ヨリ木戸孝允ヘ）　三八二
一同年九月廿二日（伊藤博文ヨリ木戸孝允ヘ）　三八三
一同年九月廿四日（龍馬ヨリ齋藤利行ヘ）　三八四
一同年十月二日（中村官兵衛ヨリ吉岡昌太郎ヘ）　三八五
一同年十月三日（大政返上ニ關スル建白）　三八九
一同年十月　日（長岡謙吉ヨリ小嶋龜十郎足立行藏ヘ）　三九三
一同年十月三日（佐々木高行ヨリ高知藩重役ヘ）　三九四
一同年十月四日（岡内重俊ヨリ佐々木高行ヘ）　三九五
一同年十月五日（高知藩廳重役ヨリ佐々木高行ヘ）　四〇四
一同年十月上旬（本山茂任ヨリ岡内重俊ヘ龍馬土藩鼓舞ニ關スル件）　四〇七

一同年十月九日（龍馬ヨリ兄權平ヘ）　四〇九
一同年十月上旬（尾崎三良龍馬ト共ニ上京記事）　四一〇
一同年八月廿六日ヨリ十一月マデ（男爵尾崎三良手扣）　四一二
一同年十月十日（福岡孝弟ヨリ後藤象二郎ヘ）　四一七
一同年十月十三日（龍馬ヨリ後藤象二郎ヘ）　四一八
一同年十月十三日（龍馬ヨリ後藤象二郎ヘ）　四一八
一同年十月十三日（後藤象二郎ヨリ龍馬ヘ）　四一九
一同年十月十三日（後藤象二郎ヨリ龍馬ヘ）　四二〇
一同年十月十三日（佐々木高行ヨリ高知藩廳重役ヘ）　四二一
一同年十月十五日（小松清廉ヨリ後藤象二郎ヘ）　四二二
一同年十月廿四日（龍馬ヨリ岡本健三郎ヘ）　四二三
一同年十月十九日（龍馬中嶋信行ヲ長崎ヘ遣ハス）　四二三
一同年十月上旬カ（五代才助ヨリ後藤象二郎ヘ）　四二四

一同年十月　日（以呂波丸償金ノ件等）　四二五
一同年十月　日（龍馬ヨリ兄權平ヘ）　四二五
一同年十月中旬（龍馬ヨリ後藤象二郎ヘ）　四二六
一同年十一月一日（龍馬福井ニ至ル）　四二六
一同年十一月上旬（龍馬自筆新政府綱領八策）　四二七
一同年十一月十五日（龍馬及ビ中岡慎太郎遭難記事）　四二九
一同年十一月十五日（龍馬逆血畫幅記）　四三四
一同年十一月十五日（岩倉具視ノ慟哭ト大久保利通書翰）　四三五
一参考（岩倉具視賜邸祝宴記抄）　四三七
一同年十一月廿二日（中島信行ヨリ佐々木高行ヘ）　四三七
一同年十一月廿七日（龍馬ノ被害ト海援隊士ノ憤怨）　四三八
一同年十一月（佐々木高行ヨリ土藩重役ヘ）　四三八
一同年十二月二日（發信者不明三吉慎蔵ヘ）　四四〇

一同年十二月二日（熊野直介ヨリ三吉慎蔵ヘ）　四四一
一同年十二月八日（伊藤九三ヨリ三吉慎蔵ヘ）　四四一
一同年十二月八日（渡邊剛八ヨリ佐々木高行ヘ）　四四二
一同年十二月廿三日（小谷耕藏ヨリ三吉慎藏ヘ）　四四四
一同年十二月廿四日（海援隊中ヨリ佐々木高行ヘ）　四四四
一同年十二月廿八日（石田英吉ヨリ佐々木高行ヘ）　四四五
一同年十二月三十日（海援隊中ヨリ佐々木高行ヘ）　四四六
一明治元年正月五日（中島作太郎ヨリ三吉慎藏ヘ）　四四六
一慶應三年十一月（龍馬下宿ノ件）　四四七
一同年十一月十五日（龍馬暗殺ニ關シテ今井信郎等口供書）　四五二
一同年十一月十五日（龍馬暗殺ニ關スル記事）　四六四
一同年十一月十五日（龍馬暗殺ニ關シ今井信郎答書）　四六四
一年月日未詳（姉千鶴子ヨリ龍馬ヘ）　四六六

目次

一年月未詳廿四日（龍馬ヨリ姪春猪へ）　四六七
一年未詳三月廿四日（龍馬ヨリ姪春猪へ）　四六八
一年月未詳廿二日（龍馬ヨリ三吉慎蔵へ）　四六九
一年月未詳廿五日（龍馬ヨリ高松太郎へ）　四六九
一年月日未詳（龍馬ヨリ後藤象二郎へ）　四七〇
一年月未詳二日（龍馬ヨリ伊藤九三へ）　四七一
一年月未詳廿日（龍馬ヨリ伊藤助太夫へ）　四七一
一年月未詳十六日（龍馬ヨリ森玄道伊藤助太夫へ）　四七三
一年月未詳十七日（龍馬ヨリ伊藤九三へ）　四七三
一年月未詳廿八日（龍馬ヨリ伊藤九三へ）　四七四
一年月未詳十六日（龍馬ヨリ伊藤九三へ）　四七四
一年月日未詳（龍馬ヨリ姉乙女子へ示セル和歌）　四七五
一詠草　四七七

補遺

一安政二年九月廿九日（龍馬ヨリ相良屋源之助へ）　四八一
一文久二年九月十日（間崎哲馬ヨリ村田忠三郎へ）　四八二
一同年九月頃（龍馬間崎則弘、門田實毅等ト會飲）　四八四
一同年十二月五日（龍馬等江戸越邸ニ松平慶永ニ謁ス）　四八五
一慶應二年正月廿日（龍馬ヨリ池内藏太家族へ）　四八五
一同三年五月十七日（龍馬ヨリ三吉慎藏へ）　四八七
一同年五月末日カ（龍馬ヨリ兄權平へ）　四八八
一同年十一月十五日（伊東撰津坂本龍馬ニ忠告ノ件）　四八八
一同年十一月十八日（近藤土方好謀伊東武明以下ヲ併殺ノ件）　四九〇
一同年十一月　日（三條實美輓歌）　四九六
一明治四年八月廿日（家督相續ニ關スル朝旨）　四九六

頁

目次

一同三十七年三月　日（昭憲皇太后靈夢ノ件）　四九六
一同年三月（瑞夢、御歌所參候某氏作）　四九八
一同年三月（琵琶歌瑞夢、杉谷代水）　四九九
一同年三月（靈夢行、柏木城谷）　五〇一

（系圖一）　控

才谷屋八郎兵衞
- 初代八郎兵衞惣領 坂本八平（明和八卯年新規郷士ニ被召出天明四辰年郷士御用人被仰付）
  - 同末子 才谷屋 八郎兵衞
    - 實子 儀助 — 某
    - 末子 八三郎（八三郎惣領）
      - 八太郎 拾七歳 — 市太郎 拾七歳
      - 末子 八兵衞
        - 二男 喜久次 七歳
        - 三男 助馬 五歳
        - （ケン惣領）龜之助 拾七歳

高松順藏 — 妻坂本櫂平妹
- 淳輔
- 習吉 坂本櫂平養子

熊本縣山鹿郡鄉士 濱武彌右衞門正勝（後彌平）
- 三男 彌太郎 坂本直寬養子

二代
- 八平實子 坂本八藏
  - 三代 同八平（實者山本覺右衞門末子）
    - 四代實子 同權平
      - 千鶴 高松順藏妻
      - 乙女 岡上樹庵妻 今ハ離別
      - 先養子 精次郎（去ル慶應卯年五月脫走妻櫂平女）
        - 女子 直寬妻 二女ヲ生ミ死ス
        - 女子 海水浴ニテ死ス
      - 後養子實者櫂平男高松順藏次男 習吉 後南海男又直寬

龍馬 直柔
- 直 實高松順藏長男小野淳輔 妻留大正四年十二月十五日歿年六十九
  - 直衛
    - 養子 彌太郎
    - 女 直意彌太郎妻
    - 女 直惠窪田某妻不緣
    - 直道
    - 勝清 土居磯之助養子

明治三午年十月藩廳ゟ申來指出ス控（編者今直寛以下ノ系ヲ追加ス）

系圖(二)

- ●山本伴藏 妻ハ門田九郎丞女 實ハ宮地氏ヨリ養子ニ來ル
  - ○宮地伴七 妻川田
    - 女子 宮地順右衛門妻
    - 二男 川田六藏 實ハ川田氏爲養子
  - □ 實子 川田又丞
    - 女子 杉本彌太郎母
  - ▲中西九平 妻山本新四郎女 後妻横田傳助妹
    - 長男 川田氣一郎 實ハ川田勝藏爲養子
- ●山本覺右衛門 妻川田 後妻近藤
  - ○ 二男 宮地順右衛門 妻宮地伴七女
    - 女子 北川幸兵衛妻
    - 女子 荒尾忠市妻
  - ○ 實子 宮地臺三郎 妻田口貞内女
    - 二男 宮地祐齋
    - 女子 山本新四郎妻
  - □ 實子 川田勝藏 妻葛目
- ●實子 山本新四郎 妻宮地順右衛門女
  - △ 二男 坂本八平 妻養父女 無緣續坂本八藏爲養子
    - △ 實子 坂本權平 妻
      - 女子 高松順藏妻
      - 女子
      - 二男 坂本龍馬
        - ○宮地自然 實ハ養父ノ弟也
          - 男子
            - △養子坂本習吉 養父權平甥 實ハ高松順藏末子
            - 女子
            - 女子
      - 女子 中西九平妻
    - ●實子 山本代七 妻島村祐四郎女
      - 琢磨 後澤邊氏
      - ●實子 革姓 桑津一兵衛 妻横川修藏女
        - 女子 長谷川大三郎妻
        - 女子 小野亘妻
      - 養子精次郎 妻養父女
  - ○ 實子 宮地龜十郎 妻鹿持
    - 女子
    - 二男 北代喜五郎 實ハ北代左藏爲養子
      - 女子
      - 女子
      - 女子
      - 女子
    - 三男 宮地自然 實ハ龜十郎爲養子

▲二男中西男八
妻
三男中西清馬

養子
□川田氣一郎
實ハ中西九平長男
妻
□男子
男子
女子

明治三午年十月藩廳ゟ申來リ差出ス控ゟ

先祖書指出控

一先祖坂本太郎五郎生國山城國郡村未タ詳仕(マ)聲避弓戰之難長岡郡才谷村ニ來住ス但年暦妻之里且病死之年月等未詳嫡男彦三郎元龜二年出生妻ハ須藤加賀守娘也明暦二年申正月十六日嫡男太郎左衛門出生之年暦月日等分明妻豊永氏之娘也延寶四年辰ノ七月廿三日病死右三氏之墓所才谷村ニ有リ右太郎左衛門二男八兵衛寛永十七辰年出生寛文十年高知ニ罷出爲酒肆元祿十丑年五月廿七日病死仕以後代々高知住居仕候

是ゟ口ノ分取次方ヘ記シ出ス

○傳云紀武内之孫也但連枝繁榮諸國ニ住スト云

皇極天皇元年坂本長兄(エ)擊(テ)ニ任那(ヲ)有功ト云

但此傳聞書後日一笈之中ヨリ見出シ記ス仍而取次方ゟ指出シ有之帳

面ニハ不記之也

○天武天皇初爲二皇太弟一太弟ノ將トナツテ坂本財攻二陷高安城一

但書同斷

第一坂本兼助

一明和八卯年五月廿七日新規郷士ニ被召出之

一同年南川洪水御城下火災之節十一御丁場本御藏ヘ詰方被　仰付之

一天明四辰年閏正月先達而寸志銀指上奇特被思召依之三人扶持被下置

郷士御用人ニ被召出御貸米方出米方役被　仰付之

一同年閏正月大道夫料銀取立作配被　仰付之

一同年七月

攝津守樣御引退銀作配兼帶被　仰付之

一同四辰年八月當春　御參勤之節夫料銀取立方被　仰付候ニ付爲太儀料夫料銀之內御銀拾五匁被下之

一同五巳年十月今春

御歸國之節大道夫料銀郷中ゟ指出分受取方被　仰付爾來繁多之役場致出精候譯を以夫料銀之內爲太儀料御銀拾五匁被下之

一同年十二月爾來役方堅固ニ相勤候ニ付切米五石被下之

一同六午二月火災ニ付御役家御家中幷御町方燒失ニ付爲寸志八拾文錢三拾貫目指上申度段郷士支配頭へ願出御聞屆被　仰付之

一同年二月今　御參勤之節大道夫料銀取立方兼帶被　仰付之

一同年七月右御用相勤候を以爲太儀料御銀拾五匁被下之

一同七年未四月今　御參勤之節大道夫料銀請取作配被　仰付之

一同八申年四月御趣向を以爾來之役目無異儀御免被　仰付之

一寬政元酉二月舊臘以來

御城下廻番被　仰付候處都ゟ火沙汰無之御奉行中へ相達候處畢竟致出精無油斷相勤候ニ付御靜謐之旨依之御褒詞被　仰渡之

一同三亥二月御手向御用向鯨方ゟ寸志等差出譯を以鯨肉被　仰付之
一同年十二月當分御浦御分一役被　仰付之
一同年同月去ル申年以來引續火之守廻番被仰付候處無懈怠致出精候譯
を以御奉行中へ御達之上爲御褒美御銀貳拾匁被　仰付之
一同四子五月仁井田窪川大野見郷御代官下役幷村々地下高作配役兼勤
被　仰付之
一同年十二月爾來之名指問之儀有之遂御斷八郎兵衞と革之
一同五丑五月去冬支配郷割付佳米正米拂相濟御貢物縮之場合ニ至時變
場を以米品不宜上納不足ニ相成候段申出候然ニ右等之儀前弘ニ遂穿
鑿可達出筈之處實ハ當役被仰付間も無之ニ付不案内とハ乍申屹度御
定目有之廉々ハ先輩ゟも相尋可念入筈之處無其儀右之次第不埒之至
依之日數五日追込之上前體御免被　仰付之
一同十二月仁井田窪川郷作配方厚奉引受御趣意厚存込郷中成立ニも趣
譯を以爲御褒美御米六斗被成遣之
一同六寅十一月　二之御丸御奥御錠前役被　仰付之
一同年十二月御取分を以御屋敷御錠前役被　仰付之
一同七卯三月　元次郎樣御誕生爲御祝儀御吸物御酒頂戴之上御銀拾
匁被下之
一同年　丑五郎樣　御髮置御祝儀ニ付御赤飯御酒頂戴御銀拾匁拜領
金壽樣御肩合御祝儀ニ付御召下之御小袖御わた入拜領被　仰付之
一同八年　丑五郎樣御袴著
金壽樣御髮置御祝儀ニ付御赤飯幷ニ御酒御銀拾匁拜領被　仰付之
一同九巳年二月去ル未年
御先代樣重　思召を以御政事御改革被仰出去辰年御年限滿相成候處
出精相勤御趣意被相行候譯を以御吸物御酒頂戴被　仰付之
一同年八月及老年爾來之役目無異儀御免被　仰付之

一同年九月老年其上就病氣御奉公役勤相勤遂御斷世倅八藏代勤奉願文
化九申年迄貳拾九ヶ年相勤病死仕候
第二八藏
一寛政九巳年父八郎兵衞代勤被召仕以後勤方
一同十一年未五月此度御園籾摺仕成被　仰付ニ付當分御藏役を以右作
配方被　仰付之
一同年七月本合方當分加役被　仰付之
一同年八月先達而籾摺御用被　仰付之處大暑中數日晝夜繁多ニ相勤依
之爲御補銀拾匁被成遣之
一文化二丑五月父八郎兵衞儀老年ニ罷成鄉士職難相勤依之職分幷領知
共倅八藏江相續被仰付度段奉願御聞屆被　仰付之
一同五辰年二月爾來之役目無異儀御免被　仰付之
一同年三月御　廟所御番被　仰付之

一同年四月父八郎兵衞儀名八平と革之
一同年閏六月先達而
藤並明神御宮御建立ニ付厚存入寸志指出御受納被　仰付
御滿足被　思召依之御褒詞申聞候樣被　仰出之
一同九申二月父八平跡目三人扶持切米五石格式共無相違家督相續被
仰付且爾來之御番其儘被　仰付之
一同十酉十一月病氣ニ付爾來御番難相勤拜辭奉願御聞濟被　仰付之
一同年同月右同斷ニ付御奉公役難相勤遂御斷養子常八郎代勤奉願同十
三子年八月迄養子代勤共貳拾ヶ年之內相續以後五ヶ年相勤病死仕候
第三常八郎　山本覺右衞門二男
一文化十酉年養父代勤被召仕以後勤方
一同十一戌年八月御免方見習勤被　仰付之
一同十二亥年十二月當秋大變ニ付東西鄉山分共古今稀成大破及損田右

改方幷當秋粒毛檢見數十ケ村有之處重キ御物成米御損益ニ掛ル御用向古式嚴重ニ相守殊ニ別而過急之御場合夫々行届晝夜盡紛骨出精相勤追々出郷濟ゟ引續致夜詰此節御算用等相縮旁格段之御詮儀之上爲御褒美御米四斗被遣成之

一同十三子年十月父八藏遺職領知共相續被　仰付之

一同年同月養父跡目三人扶持切米五石格式共無相違相續被　仰付之

一文政元寅年四月御免方中見役被　仰付之

一同三辰正月倅大藏儀御馭初下乘之節馬場筋通し馬いたし候旨然ニ幼少者右等之儀不相成譯ニ候處示方不行届ゟ件之次第不心得之至依之日數十日追込之上爾來之役被指退之尤於御目附方被　仰付之

一同四巳年正月二之　御丸御奥當分御錠前役被　仰付追而御用相濟御免被　仰付之

一同年十二月幡多郡御免方中見役幷出米根居役被　仰付之

一同五午三月御免方中見役被　仰付之

一同年八月名長兵衞と革之

一同六未十二月先達而幡多郡御免方附屬被仰付處出情相勤去今別而東西鄉中損田夥敷且新田檢地村茂余計有之處夫々行届晝夜共致出精鄉中往來繁多之場合引續致夜詰此節夫々相濟趣畢竟御切替之御趣意厚引受盡粉骨御爲之筋廉々有之旁格段御詮儀之上爲御褒美御米八斗被成遣之

一同七申十一月去今被差立檢見村之內本免上リ免相成村余計有之畢竟御趣意引受致出精譯を以御奉行中ゟ相達御褒詞被　仰付之

一同八酉十月爾來之役目御免被　仰付之

一同十一子年福岡圖書殿御須被　仰付之

一同十一子九月根居方加役被　仰付之

一同十二丑年十月十二日御人減を以爾來之役目無異儀御免被　仰付之

一天保元寅年二月六日根居方當分加役被　仰付之

一天保二卯正月廿六日私病氣之節は鄕士職世倅大藏江名代勤被　仰付度段奉願御聞屆被　仰付之

覺本文書入福岡㯶面を以詮義之上二月二日建地加筆也

一文政十一子年　福岡圖書殿御須　被仰付之

一天保二卯年正月廿六日私病氣之節は倅大藏名代勤被仰付度段奉願御聞屆被　仰付之尤於支配方被　仰付之

一天保二卯九月廿七日倅大藏名前內々指閊之儀御坐候而左吉と革名奉願御聞屆被　仰付之尤於支配方被　仰付之

一同四巳年先般　御昇進被遊候ニ付奉祝爲寸志金拾兩指上度願之趣奇特之至御詮儀之上御取上被　仰付之

二月二日　九日御聞屆

出

以上十二行別紙綴込ノ分也

一同年病症ニ付爾來之當分役御免被　仰付之

一同年九月廿七日倅大藏名前左吉と革之

一同二卯三月廿四日

御著城御當日ゟ西ノ口御門番被　仰付之

一同四巳年二月於仁井田濱御檢使丁打之節父子共中リ宜依之御奉行所へ御達之上御褒詞被　仰付之

一同年二月二日先般

御昇進被遊依之乍恐奉祝爲寸志金拾兩指上度願之趣奇特被思召御詮儀之上御取上被　仰付之御旨同九日被　仰付之

一同年六月十八日先般

御昇進被遊候ニ付重キ御書付奉拜承御祝儀御補旁御銀拜領被　仰付之

一同年八月廿一日爾來之御番勤御免被　仰付之

一同五午年十二月廿五日　御廟所御番被　仰付之

一同六未年閏七月先般

若殿様　御昇進被遊候ニ付重キ　御書附奉拝承御祝儀御補旁御銀拝領被　仰付之

一同八酉年於仁井田濱御検使丁打之節父子共中宜依之御奉行所へ御達し之上御褒詞被　仰付之

一同年七月御趣向を以仲間共領知物成米五ヶ年平等被　仰付候處去ル申年ニ而年限満ニ付一統神文被　仰付節指出等取扱方専遠在不案内も有之ニ付惣肝煎被　仰付處厚引受致出精夫々世話方行届無滞相済依之御吸物頂戴被　仰付之

貼紙ノ分

取次方へ此帳面指出候後也

文政九戌年十月十四日先達而御巡見御用無滞相勤候ニ付御褒詞被仰付之

△私言宿毛ゟ甲浦迄之仲間百九人爲惣代御請仕御奉行中御三所御仕置所二軒御目附所三軒御郡奉行三軒集錄奉行二軒廻禮いたし候事

天保九戌年　　坂本長兵衛

正月

取次方

御役人所

此指出正月廿九日取次方へ持參先草案を以内見ニ入候處宜ニ付致清書指出候様長谷川克丞噂有之二月四日持參いたし候處八ツ過候而御藏相仕廻候ニ付受取難出來趣同五日高松之指出自分差出共二通手紙指添長

谷川氏へ頼進候處受取之旨返書來ル則此奥ニ張付置候也

口上

御先祖(書翰)書貳通御受取申候間左樣御承知可被成候以上

坂本長兵衛樣

御報

長谷川克丞

坂本龍馬祖先美談

其一　須藤加賀守娘おかあ事蹟

土佐の國に昔御案物語といへる書ありこは今より三百年前彼の帶屋町故山田平左衞門君の先祖山田去暦の娘御案といへる女丈夫の物語りを記せる者にて試みに之を一讀するときは御案等江州佐和山籠城の時に血腥き敵首を天守に運び兵士に頼まれ其白齒に御齒黑などを塗り御齒黑首とて功名の種に之を用ひしといふ話など書き記され戰國時代の婦女が如何にも雄々しく武勇の氣象男子にも劣らざるものありしこと忍ばれていとも珍しき物語本なり今それと事變れども維新の豪傑坂本龍馬の先祖に關係ある女流中又御案物語に劣らざる武勇の話ありて戰國時代の婦女が愈其精神氣象おさおさ男子に讓らざる面目あらはれ出で且は又豪傑の

系統自ら豪傑を出し所謂將門將を出す古諺理あることを忍ぶべき一場の面白き物語りあり

元來坂本氏の家筋は藩政の昔は才谷屋と稱し高知城下本町筋の酒屋にて其大先祖は江州坂本の明智氏に出で土佐國長岡郡才谷の里に暫し假住し後移りて城下に出で其出身の地名に因みて才谷屋と稱せしと言傳へらるる彼の坂本龍馬が後來變名して才谷梅太郎と稱し又同家が代々桔梗紋を用るも明智氏關係の爲とぞ見えし然るに已頃故あり右の坂本氏の總本家たる本丁舊酒屋たりし坂本源三郎につき其祖先の系圖書類を借り受け之を一覽するに初代坂本太良五良は江州坂本産とあり當國に罷越候譯竝年月知れ不申と記載あり明智の系統と申すことは明白には書き記されず按ずるに江州坂本とは如何なる地なりやを尋ぬるに同國滋賀郡に屬し湖水の西南に當り卽ち有名なる比叡山の東麓にして所謂叡山の坂の元なるより坂本と呼ばれし地なり大山の坂路の麓を坂本と呼ぶこと諸國に例多し特に此地は都に近く叡山の搦手口として昔より歷史上名高き所なり元龜二年織田信長が叡山攻略を企つるや城を此に築き明智光秀を封じ玆に居らしめたり光秀は後自ら其本領たる丹波龜山に在城甥十郎光春をして此を守らしむ天正十年光秀反逆あり山崎の戰敗に及び光春勇戰して退き大津より坂本を目掛けて二里の間湖水を馬にて泳ぎ渡りしことは猶人口に膾炙する物語なり已にして光春は坂本入城の後家族を手及し城に火を掛け自殺して果たりされば坂本城の陷落明智氏の滅亡は天正十年の事にて其遺臣眷族が浪人して東西に逃げ隱れしも此時の事ならん

坂本龍馬の大先祖太良五良と申すは果して明智氏の系統なるや不明なり江州坂本産にて坂本と名乘るとは尤もならんも江州の坂本姓が盡く明智の裔なるや否やは猶同國に立ち越して之を穿鑿せざれば決定し難し但明智氏は美濃の土岐氏の一族にして土岐氏は源賴光の後裔なれば紛ふ事なき立派なる清和源氏の系統なり然らば坂本氏は果して明智姓なりとせば

世にも尊き源氏の名流たるや疑ひもなけんか
偖其太良五良と申す人は天正十年の後如何なる傳手によりてか兎に角土
佐國に下り長岡郡才谷里に移り住みし者の如し當時才谷村の有機如何な
りしや今知り難きも天正十六年の長曾我部元親の地檢帳を見るに長岡郡
植田村の中佐比谷(才谷)云々合計田地十五町五反卅代とありて其外精しき
記載なし想ふに當時の才谷は戸口も少く開墾も行渡らず多くは荒蕪地の
まゝに打ち捨て置かれし一閑地なりしならん偖は坂本氏の先祖は或る關
系により此地に卜居し自ら荒地を開墾し歳入を增し子孫追々に繁昌し遂
に一鄉の望族となりしも强ち理りなき事にあらざるぞかし余は今日才谷
龜岩より一宮にかけ長岡土佐兩郡ニ跨る坂本氏は皆此同姓一系の家筋な
らんと信ず此坂本氏の初代太良五良の妻女こそ珍らしき門閥家にて其同
胞が土佐に下りし物語は勇ましくも亦哀れに余が御案物語に匹敵すべき
珍談ありといふは卽ち其の事なり但し此話は從前未だ世上に顯れざりし

ものにて余は今回右の坂本氏家本家の舊系圖書類披見する際測らずも之
を發見せしなり
扨其物語とは如何にといふに右古系圖中に古き包紙におかあ殿事蹟と書
きたる一卷あり之を披き見るに坂本家五代八郎兵衞を宛て元文中眞島端
齋名義の手紙一通あり其文左の如し

豐永左兵衞殿

九州豐前國宇佐郡蓮臺寺の麓より來る
小笠原源忠賴

おか阿どの

大和國吉野之住須藤加賀守殿の娘なり亂世の時土佐の國へ落給ふが道
迄敵六人追掛卽ち勝負之由おかあ殿少し薄手をおはれ敵に待てといふ
言葉をかけ左の小袖を引きちぎり鉢卷にあて又戰ひ終に六人を切留め
夫より土佐の豐永に落ち給ふ土佐にて合宿と見えたり
尤も弟一人妹一人つれて被落由弟は須江村に有付き跡有之哉不存候妹

は才谷村へ被嫁之由是卽ち貴樣御先祖に可有御座候云々未得御意候得共ヶ樣の事は聞度物にて御座候故云々傳聞のまゝ記進申候今年八十三に相成候故手ふるひ見わけがたく可有御座候

十一月十二日　　眞島端齋

才谷屋八郎兵衞殿

卽ち此文意によれば坂本家の先祖太良五良の妻女は大和國吉野須藤加賀守の妹娘にて右の話に見えたる女丈夫おかあ殿の實妹なりおかあ殿は豐前宇佐郡より來れる小笠原忠賴士佐にて姓名を改めたる豐永左兵衞の妻女となりし者の如し

抑戰國の頃我日本に於て武家の婦人其氣象雄々しく男子に劣らぬ勇氣の振る舞ある其例いと多し天正の昔加賀前田家の家老奥村永富が三百騎を以て能登末森城に立寄り佐々成政三千の兵を支へし時奥村が妻たすき掛にて薙刀をつき兵糧を運ひ城兵を勵まして遂に寄手を破りしは有名の物語なり　其の外大名大臣の奥方が一家の末期に際し笑ふて懷劍の吮に貫き夫に殉ずる悲慘の物語は擧げ盡されぬ程の事あり武田勝賴夫人が天目山にて夫に殉じ柴田勝家夫人が北の莊城中にて又夫に殉せる事等殊に歷史上有名の悲劇なり此の如き武士道死を輕んじ義を重んずる節義武勇の習慣が婦女子にまでも及ぶ事實は古今東西我日本を除きて殆んど他に比類なき事なり偖も須藤の娘おかあ殿は如何なる一家沒落の事情ありけん今は其由を尋ぬる甲斐なきも定めて戰國爭闘の習ひとて一城一家廢滅の悲運に際會し兎に角にも妙齡美人の身を以て年齒も行かぬ一人の弟を引き連れて心ならずも住み馴し花の都の吉野の舊里を忍び出でいづくを指さすともなく宙有の旅の空に立ち出でて一樹一河の緣を尋ねて心細くも落ち行く有樣はげに一部の悲劇なりしとや申すべけん然るに當時戰國の習とて凡そ落人の通過することあれば村の百姓野武士は群れ集まりて其金銀武器類を掠め取るを例としたることなれば此時も

定めて若干野武士が其目的を以て好餌を追ふて來り脅かしたるものこれありしならん然れど若此場合に當り尋常翩々たる白面女子なりせば立ろに其魚肉となるは疑ひなけんもそこは流石に武士の娘なりおかあ殿はちつとも騒がず二人の弟妹を後に隱し少し待てと掛聲し甲斐々々しく振袖を引ちぎりて鉢卷となし懷中に隱し持たる一刀引拔きて立向ひし光景は如何なりけん其勇壯の姿繪にも見るべき光景にてげに古の巴御前板額女しならん

偖も六人の敵兵共屈强六尺の大男にて何とて不甲斐なき唯一人の手弱女に切り立てられ枕を竝べて一刀の下に横死す何ぞ其死樣の見苦しきやかくておかあ殿は不思議にも危難を免れ所謂虎の尾を蹈み毒蛇の口を遁れたる心地にてこゝを落ち行き如何なる奇しき緣によりてけん天さがる此鄙の地に來りて遂に此土佐國長岡の深山里に安著なしぬ然しておかあ殿の妹女は其事跡を知らざるも亦同胞の血を分ちしものとて定めて其人格

器量素より尋常婦女子に卓越せしものありしこと疑ひなけん然して其妹女こそ正しく坂本家の初代たる江州坂本村より土佐才谷の里に移住せる坂本太良五良の妻女たりしは實に不思議の奇緣と申すべしげにも其十代の子孫たる坂本龍馬が才氣卓落として一世の傑物たりしも亦偶然にあらずとやいはん

さても山田去暦の女阿案の物語は久しく世上に流傳し今や歷史研究家として其名を知らざるなし然して坂本氏の祖先の同胞須藤の娘おかあの事蹟は久しく同家の系圖箱に秘め置きし爲め今日まで世に聞えざりしは遺憾の至りにたえず然れど坂本氏は今や昔日の全盛にあらずと雖も祖傳は系書は敬重して之を保存し殊に眞島氏の書翰の如き煤色糢糊たる古楮紙か辛ふじて蠹魚の飼を免がれて今日に傳はりしは不思議の幸運なりといふを得べし

余は坂本家の先祖が江州坂本より來りたりとの說は信ずるも其の果して

明智氏にして源氏なりとの說は猶研究の餘地あるべしと信ず但何にせよ江州出身の武家にして然して其初代の妻女は大和の名族須藤加賀守の娘たりしとの事實は明かに之を證するを得たり是れ以て龍馬傳の一補遺となすに足るべし

其二　坂本家祖先財産

坂本家は初代太良五良が江州より當地に移りて荒地を開き農作を營み家具を經營して自づと有福に赴きしが子孫能く其業を守り家門益々繁榮となり二代彦三郎三代太郎左衞門四代八兵衞の四世間は長岡郡才谷の里に住まひしも四代八兵衞の時寛文中遂に家を擧りて高知城下に出で本丁筋三丁目に巨大の邸宅を構へ酒造を業とし才谷屋の屋號を名乘りて初めて商業を營みしものゝ如し

當時高知城下の分限者は中央にては仁尾久太夫と櫃屋道清是第一たり下町にては酒屋の根來屋又三郎（桂井素庵の事）上町にては此坂本の才谷屋八兵衞皆屈指のものなりき（因にいふ淺井川崎兩家は文化文政以後の出世にて當時は其名なし）

此の四代八兵衞の子五代八郎兵衞孫六代八郎兵衞の代に至り上町の年寄役を命ぜられ家名益々揚がり其本宅の店は間口八九間奥行數十間の大土造構にて數棟の酒倉は甍を爭ひ使用する童僕婢女の數さへ十餘人に上り店繁昌の有樣は餘所の見る目も羨む程なりきとぞ

此六代の八郎兵衞諱直益といひ順水と號し少しは學問の嗜もあり當時の名流谷垣守。谷眞潮。安並雅景。中山高陽。岩井玉洲等と往來し詩酒徵逐し風流富貴二つながら其淸福を極めたり

今坂本氏の遺家に藏する六代直益の日記なる順水日記を讀むに或は伊勢參宮をなし或は東寺參り（室戸岬最御崎寺參詣の事）をなし年々歲々行樂やまず所謂多錢善買長袖善舞ふ家道有福の有樣推量するに餘りあり今參考

の爲め同家の所藏する名流の遺墨消息若干を左に錄す

○齡笑王喬°富輕陶洙多°只須常盡醉°風月任高歌

右侍坂本氏壽筵醉中吟安並雅景

○むまろの元服しけるに砌の松によせて祝の心を讀める(文政三年坂本氏息常三郎元服を祝す)

根ぬかめし砌の松の若緑さかえを行かん春や幾春

七十七歳　下元眞清

○才谷屋八郎兵衞樣　谷　丹内

御手紙辱致拜見候誠に新陽之慶賀事舊冬共無盡期日目出度申納候貴樣益御無異に御加年珍重と被存候然は御聞及被下通に今度知行拜領仕難有本望之至御察被下度候右御悦被下生鰛五喉被遣御深志辱不殘御事幾久致受納候御歡被下度御出カケ被成由重々忝仕合併舊要之所詮と別而大慶候得共以參御禮旁可申述早々如此に御座候已上

正月十七日

此六代八郎兵衞直益に男子二人あり長は兼助といひ次は八次といふ兼助家業を好まず依つて財産を分ちて鄉士職を購ひ別に新宅の一家を立てしむ是ぞ卽ち坂本龍馬の家筋にして龍馬は實に其三代の裔なり

又八次は依然として家業を嗜み本家を相續し才谷屋の屋號を名乘て酒屋を營み是又子孫三代にして當主源三郎に至りしが維新の瓦解に際し家道大に衰へて又昔日の狀態を保たざるは遺憾の至りといふべし

然るに右の本家たる坂本源三郎の家に保存する明和七年寅三月五日八郎兵衞直益より兼助八次の二人に財產分配讓渡狀を見るに當時坂本家の財產は莫大のものにて大凡そ百貫目に達し卽ち現今の十萬圓に近かりし如し十萬圓とは今日餘りの大金とは申し難きも當時の物價に照しては確に今日の百萬圓の價値ありしならん其讓渡狀の文左の如し

覺

銀米竝に質物貸諸賣物

一合凡そ百貫目に付

三歩二三厘　　鄕士相續　兼　助

六歩四五厘　　本家相續　八　次

一加治子米百石也

四十石　　兼　助

三十石　　八　次

三十石　　隱居料

（中略）

一御免營御貢物　　本　家

一壹丁目屋敷（これは坂本龍馬誕生の屋敷の如し）

一酒林道具　　七藏　兼　助

一本家屋敷

一前ノ酒林　　八　次

一堺町出店之事兩人申合可作配云々

右は祖父兩君より我等相續此度兩人へ右之通讓り渡し候間目出度可致相續永久に尙々繁昌可被致以上

明和七年寅三月五日　　八郎兵衞直益花押

兼　助　殿

八　次　殿

先づ相當に立派なる財產なりしと申すべし今猶兩家分系の略譜を叙すれば左の如し

坂本八郎兵衞直益
- 兼助（鄕士新規坂本氏）
- 後八郎直海
- 八藏直澄
- 八平直足
  - 權平直方
  - 龍馬直柔
- （酒屋才谷屋本家）

余右の本家源三郎主より同家の舊記を借覽し坂本氏の祖先につきては尤も明確なる志料を得たり猶上文に記載せる事柄を更に便宜の爲め再括すれば左の如し

一坂本氏の祖先は江州坂本より來りたる明智光秀の裔といふことは猶不明なる如し

一坂本の先祖の妻は大和吉野須藤加賀守娘おかはといへる女丈夫の妹なりといへば兎に角名家なり

一坂本家六代の頃は家道尤豐富にて此頃財産を二分けにし鄉士と酒屋との二軒に分れ龍馬は鄉士の家筋に生れたるものなり

一土佐國に於ける長岡土佐兩郡の相接近する所瓶岩村一宮村等に蕃衍せる坂本家は無論同姓同系の家筋ならん然して龍馬等の家筋は其總本家ならん

一江州滋賀郡坂本村に猶坂本氏ありや明智氏關係の家筋と傳へらるゝものありや之を穿鑿する時は尤も右につき明白なる斷案を得ん　寺石正路著南國遺事抄

八後八郎左衛門次―八三郎―八兵衛―源三郎
菊次（内田養子）

○嘉永六年三月　（父八平直足ヨリ龍馬へ）

修行中心得大意

一片時も不忘忠孝修行第一之事

一諸道具ニ心移り銀錢不費事

一色情ニうつり國家之大事をわれ（忘カ）心得違有間じき事

右三ケ條胸中ニ染メ修行をつミ目出度歸國專一ニ候以上

丑ノ三月吉日　　老父

龍馬殿　　（坂本彌太郎氏藏）

○嘉永六年九月廿三日　（龍馬ヨリ父八平直足へ）

筆啓上仕候秋氣次第に相增候處愈々御機嫌能可被成御座目出度千萬存

奉候次に私儀無異に相暮申候御休心可被成下候兄御許にアメリカ沙汰申上候に付御覽可被成候先は急用御座候に付早書亂書御推覽可被成候異國船御手宛の儀は先免せられ候か來春は又人數に加はり可申奉存候

恐惶謹言

龍

九月廿三日

尊父樣御貴下

御狀被下難有次第に奉存候金子御送り被仰付何よりの品に御座候異國處々に來り候由に候へば軍も近き內と奉存候其節は異國の首を打取り歸國可仕候かしく　（野島家文書）

○嘉永七年十月十一月以後　（龍馬ト河田小龍トノ關係。藤陰略話抄錄）

高知ヨリ近藤長次郎ナルモノ、履歷ヲ問來レ𪜈其履歷タルモノハ心得ナシ然レ𪜈長次郎カ志ヲ立シ子細ヲ辨セハ自ラ其傳ノ一端トモ成ヘケレハ唯記臆スルモノヲ畧錄スヘシ然ニ此事ニ就テハ餘人ノコヲ述且小龍カ身ノ一笑話モ出サヽレバ長次郎ノ事ニ及カタシ故ニ憚ナク之ヲ揭述スベシ

嘉永六年（七カ）ノ九月十（十一カ）月ノ際坂本龍馬小龍カ茅廬ヲ訪來リ突然ト云ヘルニハ時態ノ事ニテ君ノ意見必スアルヘシ聞タシトアルヨリ小龍大ニ笑フテ吾ハ隱人ニシテ書畫ヲ嗜ミ風流ヲ以テ世ニ處ルモノナレバ世上ノ事ニハ心懸ナシ何ソ一說ノアルベキヤト云ヘハ坂本肯セス今日ハ隱遁ヲ以テ安居スル時ニアラス龍馬ナドハ如此迄世ノ爲ニ苦心セリト遠慮モナク身ノ上ノコヲ述僕个樣ニ胷懷ヲ開ヒテ君ニ語ル上ハ是非ニ君ノ蓄ヘヲ告玉ヘト膝ヲ進メテ問ヘルユヘ止ム事ヲ得ス賤說ヲ畧述セリ其說ハ近來外人來航已來攘夷開港諸說紛然タリ小龍ハ攘夷ニセヨ開港ニセヨ其邊ハ說ヲ加ヘス然ニ何レニモ一定セザル可カラズ愚存ハ攘夷ハトテモ行ハルベカラス假令開港トナリテモ攘夷ノ備ナカルヘカラス此迄我邦ニ用ユル所ノ軍備益ナカルベケレ𪜈未タ新法モ開サレバ何ヤ歟ヤ取用ヒサルベカラズ其中

ニ海上ノ一事ニ至テハ何トモ手ノ出ベキ事ナシ已ニ諸藩ニ用ヒ來リシ勢
騎船ナドハ兒童ノ戲ニモ足ラヌモノ也先其一ヲ云フニハ弓銃手ヲ乘セ浦
戶洋ヘ乘出セバ船ハ翻轉シ弓銃手トモ目標定メガタク其上ニ十ニ七八ハ
皆船醉シテ矢玉ヲ試ムマテニ及バズタマ〳〵船ニ堪ユルモノアリトモ一
術ヲ施ニ及ハス大概沿海諸藩皆此類ナルヘシ箇樣ノコトニテ外國ノ航海ニ
熟シタル大艦ヲ迎ヘシトキ何ヲ以鑛國ノ手段ヲナスベキヤ其危キハ論マ
テモナキコト也今後ハ我拜ニ敵タハズトモ外船ハ時ニ來ルコト必然也內ニハ
開鑛ノ論定マラス外船ハ續々來ルベシ內外ノ繁忙多端ニメ國ハ次第ニ疲
弊シ人心ハ紛亂シ如何トモ誼方ナク遂ニ外人ノ爲呂宋ノ如ク牛皮ニ包マ
ルヽコトニモ至ランヤ此等ノコト藩府ナドヘ喋々云立タリトモ聞入ベキコトニ
モナク實ニ危急ノ秋ナルベシ何爲ソ默視シ堪ユヘケンヤ故ニ私ニ一ノ商
業ヲ興シ利不利ハ格別精々金融ヲ自在ナラシメ如何トモシテ一艘ノ外船
ヲ買求メ同志ノ者ヲ募リ之ニ附乘セシメ東西往來ノ旅客官私ノ荷物等ヲ
運般シ以テ通便ヲ要スルヲ商用トシテ船中ノ人費ヲ賄ヒ海上ニ練習スレ
ハ航海ノ一端モ心得ベキ小口モ立ベキヤ此等盜ヲ捕繩ヲ造ルノ類ナレモ
今日ヨリ初メサレバ後レ後レシテ前談ヲ助クルノ道モ隨テ晚レトナルヘ
シ此ノミ吾所念ノ所ナリト語レバ坂本手ヲ拍シテ喜ヘリ且云ヘルニハ僕
ハ若年ヨリ擊劍ヲ好ミシカ是モ所謂一人ノ敵ニシテ何ニカ大業ヲナサヽ
レハトテモ志ヲ伸ルコト難シトス今ヤ其時ナリ君ノ一言善吾意ニ同セリ君
ノ志何ソ成ラサランヤ必ス互ニ盡力スベシトテ堅ク盟契シテ別レケルカ
ヤカテ又來リ云ヘルニハ船且器械ハ金策スレハ得ヘケレモ其用ニ適スベ
キ同志無ンバ仕方ナシ吾甚タ此ニ苦シメリ何カ工夫ノアルヘキヤト云ヘ
ルヨリ小龍云ヘルニハ從來俸祿ニ飽タル人ハ志ナシ下等人民秀才ノ人ニ
シテ志アレモ業ニ就ベキ資力ナク手ヲ拱シ慨歎セル者少カラズソレ等ヲ
用ヒナバ多少ノ人員モナキニアラザルヘシト云ヘハ坂本モ承諾シ如何ニ
モ同意セリ其人ヲ造ルコトハ君之ヲ任シ玉ヘ吾ハ是ヨリ船ヲ得ヲ專ラニシ

テ傍ラ其人モ同ク謀ルベシ君ニハ人ヲ得ヲ專任トシテ傍ラ船ヲ得テ謀リ
玉ヘ最早如此約セシ上ハ對面ハ數度ニ及マシ君ハ内ニ居テ人ヲ造リ僕ハ
外ニ在テ船ヲ得ヘシトテ相別レヌ

小龍ノ近邊ニ今井孝純ト云醫人アリ其男ヲ□井ト稱ス孝純之ヲ取立呉
タシトテ來リシハマタ十二三ニテモアリシカ文章軌範ヲ讀タシトテ相
手ヲ致セシニ暫時ニ卒業シ又諸家ヘモ入門シ何歟廣ク學ヒ成長ニ及ヒ
大ニ才氣アレハ隱ニ坂本ト語リシコヲ告今井ハ坂本繼母ノ遠緣モアリ
カタ〳〵大ニ喜ヒ蘭學ヲシテ外事ニ通シタシトテ是ヨリ純正ト革稱シ
醫學修行ノ願ヲ以崎陽ニ遊ヒ蘭人シーボルトニ就キ學フ中シーホルト
モ其才ヲ愛シ其男アレキサンドルニ日本書ヲ授呉タシトテ彼是ト勉學
シケルカ折柄シーホルトハ耶蘇教ノコヨリ長崎ヲ逃亡シ今井ハ藩ヨリ
差向ラレシ目官岩崎彌太郎ニ縛セラレ(元治元年)歸國ノ後放逐セラレ鹿兒村ニ謫
居ス其頃新宮數々今井ヲ謫處ニ訪(彌外)此時(近藤)不在今井ノ意見モ時々通シ來リ

シコアリ後ニ坂本ニ會セシトキ今井ハ長岡謙吉ト改稱ス

安政元年八月小龍ハ大炮鑄造ノコトニテ藩命ヲ帶薩州ニ赴キ十一月五日歸
著ノ際地震ニ逢家宅燒亡シ万々村ニ遁レシ頃南奉公人町住紺屋業門田兼
五郎ナル者ハ大ニ西洋學ヲ好ミケレモ身老シユヘ若輩ノ者ニ是ヲ勸メ自
ラ樂シミトセシカ小龍ノ万々村ニアルヲ傳聞シ尋テ來リ云ヘルニハ築屋
敷三丁目越戸ノ外ニ吾妹婿和田傳七ト云モノアリテ幡多郡沖ノ島ニ在官
シ空宅トナレリ彼宅ヘ當分寓シ玉ヘトテ寺内外一人ヲ携ヘ彼家ニ僑居セ
シメ兼五郎云ヘルニハ吾妻ノ兄ハ大里屋某トテ水通二丁目ニ住餅菓子ナ
ドヲ製シ之ヲ以テ其日ヲ送ルモノナリ其長男長次郎トテ當年十七歳計ナ
ルカ大ニ讀ミモノヲ好ミ近隣ニ吉田屋ト云ル貸本屋アリ日々小商ニ出テ
父ノ助ヲ了レバ彼店ニテ軍書小説ナドヲ讀ミ夜ノ更ルモ知ラズ餘念ナキ
ヲ父ハ不機嫌ナレモ吾之ヲ賛成セリ君ヲ之ニ迎ヘタルハ此甥ヲ御世話頼
ミタシトノコヨリ僕ハ無學ニシテ人ニ敎ユルコト及カタシ然レモ軍書小説

ノ相手ハ可ナリ出來ルコトモアレバ話ニ參ルベシトテヤカテ長次郎モ來リ
初ハ日本外史ヲ讀ミケルガ(欄外)安政二年正月頃初テ讀史　原來讀書ノ才アレバ暫時ニ了リ
史記ヲ讀新唐書ヲ讀ミケルトキ寺內馬之助ハ溫史ヲ讀ミ岡崎參三郎ハ漢
書ヲ讀ミ各相競フテ勉強セリ
寺內馬之助ハ香美郡新宮村ノ小農某ノ次男ニシテ十六歲ノ時突然ト小
龍ヘ來リ晝ヲ學タシトテ寄食セシガ讀書ナドハ小農ノコトニテ心得ナケ
レドモ淨瑠璃本ノ道行ヲ何ニテモ暗誦セルヨリ讀書ヲ勸メケレバ大ニ喜
ヒ外史ノ素讀ヨリ追々進歩シテ溫史ナドヲ讀ニ及ベリ其暇ニハ擊劍水
練ナドヲ好ミ何カト心掛アリシカ其父ノ妹本丁布屋ト云ヘル旅籠屋ノ
妻ナルヨリ彼家ニ燒繼商ヲ兼居ケルヲ自分ノ世業ニ繼續シタシト云立
燒繼修行ノ願ヲナシ上國ニ出志ヲ立シトキ新宮次郎ト稱シ勝ノ門ニ入
後ニ寺內庄左衞門民谷某ナドヽ穩稱シ遂ニ新宮馳(シメ)ト改稱シ海軍大尉ヲ
以テ終ル(欄外)明治廿年頃長崎ニテ流行病ノ爲メ死ス五十二才

岡崎參三郎ハ乾氏(山內ト稱シ後土岐氏ト稱)ノ家來岡崎彈三ノ長男ニシテ小龍ヘ來リ
シ頃ハ十三歲ナレドモ才氣近藤新宮ノ上ニ出讀書ヲ好メトモ嬉戲ヲ專ニ
シテ二氏ノ勉强セルヲ笑ヒシカ追々業ヲ進メ二氏ニ勝ントスルノ勢ア
リ後波多彥太郎ト革稱シ倉敷縣ニ就官シ間モ無ク病死ス
波多恭輔ハ彥太郎ノ弟ニテ土居幾馬龜谷某ヲ伴ヒ來リ兄ノ志ヲ繼キ勉
强セシカ皆志ヲ立出國セシ中龜谷ハ小龍ヨリ坂本ヘノ添書ヲ持タセ出
ケル途中癩ヲ病ミ出シ志ノナラサルヲ歎キ屠腹シテ死ス土居波多ハ大
村暗殺ノ嫌疑ヨリ入獄セシカ土居ハ亂心シテ死セリ
夫ヨリ長次郎ハ南奉公人町甲藤市三郎鴨目村岩崎彌太郎等(欄外)岩崎ハ安藝郡役所ヘ落書セシ件ヨリ居村四ケ村放逐セラレ鴨目村ニ謫居シ解罪後目官トナリ長崎ヘ差遣サレシニアリ
小商ニ奔走シ日々伊野村ヘ鞋カケニテ走リ歸ルヤ否鞋ヲ脫キ直ニ書ヲ懷
ニシテ學ニ就キ夜分ニハ槍劍モ習練シタシト志アリ(其頃秋月藩合甲覺彌ナル槍術家ナ藩ヘ迎ヘシニアリ此人ヘ入門シ學ヒケルカ讀書サヘ寸暇アリ兼子シタナレハ又其寸暇チヌスミ充分武事ニ亘ルコト難カルヘシト歎息セリ)何分國ニアリテハ志ヲ

遂難シトテ歎息セシヲ小龍聞兼兼三郎ニ相計リ供ニ父某ヲ說諭シ東武ニ遊ハシメンコヲ父ヨリ許サレケレ𪜈父ハ勿論資金ニ乏シケレバ藩士由比猪内ノ僕トナリ東行（欄外）初ノ東行記憶セス）シ安積艮齋ノ門ニ入學フコ一年ナラスシテ歸リ更ニ獨遊ノ志ヲ起シ多少ノ金ヲ得日ヲトシテ出足セシ𠮟（欄外）安政五年頃東武再遊）岩崎彌太郎ハ其志ニ感シ自ラ帶フル所ノ刀ヲ贈リ餞別シ東行中富士川ヲ渡ルトキ雨後ノ逆流ニ船ヲ轉覆シ帶セシ衣金皆流失シ辛フメ東著シ遂ニ左ノ藤右衞門ヲ訪前件ヲ語リ衣食ヲ惠マレ此ニ滯留ス

左ノ藤右衞門ハ名ハ行秀筑前ノ鍛工ニシテ名手ノ聞ヘアルヨリ水通丁三丁目鍛治七兵衞ト云ヘルモノ之ヲ請シ已カ家ニ住マシメ其術ヲ學ヒ居シカ後藩ニ擧ケラレ士籍トナリ東武沙村ニ住メリ其水通ニアリシ頃長次郎近隣ナレバ日々彼ノ鍛場ニ遊ヒ懇切ナリシカ素ヨリ俠氣アル藤右衞門ナレバ今回ノ事ニ及ヘリ

其頃高島勝兩大家ハ聲譽殊ニ高ク且當世ノ實學家ナレバ此兩家ニ入門スレハ志ヲ述フヘシト左ニ其意ヲ語リシヨリ左モ之ヲ賞シ媒介シテ入門サセケルカ尤勝ノ愛憐ヲ受學業モ稍進ミケルヨリ他諸侯ヨリ扶持シ抱ヘタキ旨勝ヘ依賴セシヨリ本藩ニ其事聞ヘ苗字帶刀ヲ許サレ扶持セラレ陸士（文久元年カ）格トナリ更ニ勝ノ門人ヲ許サレ初テ近藤長次郎ト稱シ名ヲ祝ト名乘爾後坂本龍馬モ勝ヘ從フノコトナリ新宮次郎長岡謙吉ナトモ皆會同セリ坂本ハ兼テ小龍ト約セシコヲ踏ミ小龍亦其志ヲ立ンコヲ欲大金ヲ出納スルコヲ計リ海鹽製造ハ本州ニ乏シキコユヘ此沿海ノ地コソ幸ニ之ヲ大ニ興セハ利不利ハトモ角國益ノ一部分ニシテ大金運融ノ道ヲ開クベシ此ヲ開クノ際ヨリ漸次ニ金融ノ途ニ入ラハ士ヲ造ルノ一端ヲ起シ小ヨリ大ニ及ホスベシト鹽製藩許ヲ得其手段ニ懸リシ頃長尾悅之助ナルモノ大坂ニテ坂本ニ出逢坂本云ルニハ小龍鹽製興立ノコトハ如何ナリシヤ若資本ニ苦シムコモアラハ當方ニテ周旋スベケレハ早ク上ルベシトノコヨリ長尾ハ急ニ歸國セリ

長尾悅之助ハ廿代町久板屋幾馬ナルモノヽ甥ニテ新宮等ト與ニ寄食セシモノナルカ京都ニテ書ヲ研究シタシトテ坂崎耕雲ト云醫士德大寺奥付ノ醫員トナリ上京セシ時之ノ僕トナリ日根對山へ小龍ノ添書ヲ以テ入門シアリシカ主人ノ爲下坂ノ際坂本ニ逢右ノコヲ聞ヨリ主人ニ暇ヲ乞態々歸國シテ坂本ノ口上ヲ小龍マテ傳ヘケル從來長尾感慨心ナキモノト心得故ニ今回ノ選ニハ入レザリシカ坂本ハ矢張近藤新宮ノ徒ト思ヒシヨリイサヽカ漏ス所アリケルカ長尾ハ之ヲ喜ヒ小龍志ヲ達スル時ニ至ラハ何分使用下サレタシトテ再ヒ上京ヲ急キケル長尾後ニ半城ト通稱シ縣廳ノ雇官ヲ以テ終ル

夫ヨリ小龍ハ直ニ上坂セントセシトキ父大病ニ罹リ諠方ナカリシカ父ノ勸メニヨリ弟土生撥（欄外）文久三年十二月土生上坂ヲ遣ハシ坂本ヲ兵庫ノ旅舘ニ訪ハシムノト心得故ニ今回ノ選ニハ入レザリシカ坂本ハ矢張近藤新宮ノ徒ト思ヒシヨリイサヽカ漏ス所アリケルカ長尾ハ之ヲ喜ヒ小龍志ヲ達スル時ニ至ラハ何分使用下サレタシトテ再ヒ上京ヲ急キケル長尾後ニ半城ト通稱シ縣廳ノ雇官ヲ以テ終ル

夫ヨリ小龍ハ直ニ上坂セントセシトキ父大病ニ罹リ諠方ナカリシカ父ノ勸メニヨリ弟土生撥（欄外）文久三年十二月土生上坂ヲ遣ハシ坂本ヲ兵庫ノ旅舘ニ訪ハシムルニ其時坂本ハ將軍ヲ京都ヘ迎フル爲ニ勝ニ從ヒ東行シアルトノコトナレ共一兩日ノ中ニ歸ルベシ待合スベシトテ一二泊スル中坂本大坂迄歸リタリト

テ近藤新宮兩人同道ニテ大坂旅舘ヲ訪遂ニ坂本ノ周旋ヨリ手續シテ鹽製資本ヲ京都三條柳馬場田中三良兵衛ニテ約定トナリ撥ハ歸國シ夫ヨリ鹽製手初トナリ父モ全快シ小龍モ追々上京セリ其頃坂本ハ伏見遭難ヨリ潛行シ新宮ハ九州ヘ行近藤ハ自殺セシトノコトヲ聞烏丸薩州邸ヲ訪中村半次郎別府彥兵衛ナドニ近藤自滅ノ顚末ヲ聞及ベリ（慶應二年四月中村別府ヨリ近藤ノ實ヲ聞ク）其後坂本ハ航海ノ一端ヲ開キ小龍ハ長州征伐ノ際金融不通ヨリ影響シ大ニ失敗セシコトナリ坂本ト約セシコトモ空シクナリシカ坂本モ亡ヒ万事行違ヒ小龍モ平凡ノ老人トモナレ共今日ノ隆盛存亡與ニ殘懷ナリタヽ万慶ヲ唱フルノミ

河田小龍妄草

○安政五年十月十一日ヨリ十二月九日迄（吉田健藏日記抄出）

（朱書）次紙面水藩士ヨリ取入ル分土方直行記

安政五年午十月十一日水府ニ御下ケ之

敕諚御回達之儀ニ付天下之諸侯應するや否探索之爲水藩住谷寅之介大胡津藏右兩人之從者吉田健藏根本正之介（山方村横目役）合四輩十月十一日曉天江戶

發程云々

一十一月十七日豫州馬立村晝食行程五拾丁壹里ニ而始終山計リ六里也是ゟ土州へ入番所二ヶ所あり一ヶ所ハ通る立川村木屋岩吉宅ニ七ツ時著泊リ

一同十八日　高知城下ニ飛脚を出す奥谷喜宗次坂本龍馬ニ書狀を遣す右人ニ行くならハ番所ニ土藩ゟ私懇意何某といふ者何月何日頃罷通るニよりて關所無滯可被通旨其筋役人ゟ番所ニ斷りニ不相成候而ハ通行堅く不相成趣也殊之外六ヶ敷國法ニ有之候高知城下迄十三里也

一同廿一日夕刻高知ニ飛脚ニ差出候人物歸り申候擊劍家坂本氏ゟ返書來る其趣ハ何レ御旅宿迄罷出拜眉之上御話可仕との挨拶也

一同廿二日　夜四ツ半時頃土藩二人著之由翌朝宿之主人ゟ話有之

一同廿三日　土藩二人來り加藤菊池兩君ニ遇ふ其姓名（肩書）住谷寅之助（肩書）大窪圭藏（朱書）胡爲助甲藤馬太郎坂本氏ハ足痛之由ニて此日八ツ半時著予使ニ行右生ニ面會則加藤菊池二氏之旅

宿ニ來りて談話ニ及よもすから兩擊劍ハ指合有之斷ニ相成候

一廿四日　土藩三人高知へ歸る一應城下迄入り度至情相託す依て又々返答有之筈也

一廿六日晝七ツ時頃土藩奥谷ゟ返書來る土國へ入事ハ難取扱旨

一十二月朔日　此日立川村出立馬立村晝食菊池君根本氏立川ニ居殘リ土州之返報を待

一同九日（朱書）宇和島城下逗留　晝八ツ時菊池君根本氏到著土藩ゟハ二度目之報なし云々

○水藩二人ヨリ龍馬ニ差起シタル書取アリ左ニ揭ク

我國難之由テ來ル所一朝一夕之事ニ非ス其媒擘セル所尤モ舊シ家老結城寅壽元來反逆之念ヲ抱キ此機ヲ察シ不容易誣罔之惡說ヲ申觸ラシ　台聽ヲ驚シ奉リ遂ニ甲辰之難ヲ釀成セリ前中納言殿冤罪相晴國事漸挽回惡罪ニ服ストイヘトモ餘黨尙間ヲ窺ヒ種々奸計ヲ運シ居ヌ甲辰之時三連枝政

事後見セシカ皆寅壽カ奸說ニ浸潤シテ其後ニ至リテ內奸之爲ニ力ヲ盡ス事許多ナリ前中納言殿在世中之仁政ハ人口ニ膾炙セル事故ニ玆ニ論述セス丑年米夷浦賀渡來ニ付テモ大イニ配慮アリテ　公邊ゟ種々建白イタシタル義有之歟ニ傳承何分神州之汗辱ニ不相成樣トノ志ハ國中一統承知之事ナリ然ル處當六月ニ至リ米夷ゟ假條約之儀ニ付テ尾張中納言殿越前中納言殿當中納言殿ニテ六月廿四日登營之上大老井伊ゟ御議論有之第一天朝江被爲對御申譯ケ無之間速ニ上使ヲ以テ御申譯ケ云々之儀御申述有之歟ニ傳聞被致候本ヨリ無上信夷之輩ハ三公ヲ忌惡ム事甚敷殊ニ紀州水野土州之奸媒尤モ巧ニシテ後宮ヲ始メ一般ニ無根之惡說ヲ唱ヘ觸シ（他界ニ付テハ實ニ不可謂惡說アリ）（將軍家御）遂ニ七月六日三公ヲ陷ルヽニ至ル三連枝ハ元ヨリ內奸ニ荷擔シ內奸之說ヲ取次キ直ニ井伊家ニ投（井伊讃州近緣合躰ナリ）此機ニ乘シテ忠節有志之徒ヲ打退ケ寅壽カ徐黨ヲ引出サン事ヲ計ル故先ツ當中納言殿江說キ入リ父子ヲ離間セン事ヲ第一策トナシヌ又鈴木石州太田丹州ヲ登庸セン事

ヲ進ム是ハ先年寅壽カ後職ニ居ヲ退ケ國家ヲ傾覆スルノ徒故ニ當中納言殿其說ヲ用ヒス其後モ公邊御老中來リ其說ヲ入レシトモ聞ヌ扨七月極末（廿七八日頃カトモ覺ユ）紀州水野尾州竹腰（水野竹腰同腹）ナリ幷三連枝之所ニテ前中納言殿隱居所駒込邸ヲ守護スルノ事アリ此擧ヲ聞テ一國寒心皆必死ヲ覺悟シヌ此勢自然ニ響キテカ此事モ先半途ニシテ止ヌ此ヨリ、先（七月初ナリ）中山龍吉（御附家老）弱年ニテ水野竹腰ニテ政事ヲ成スノ命アリ是亦中山弱年ニモセヨ普代之家老其人ナキニアラズ先規見合モナキ事ニテ一統不服ニテ彼是押張漸ニテ免カレヌ八月中旬ニ至リ恐多クモ天朝深キ叡慮ニテ德川之御爲メ被思召敕書アマ下リヌ（公邊井六七大諸侯一統ヘモ下リヌト聞ユ）恐欣シ如何ニモシテ敕書之旨ニ叶ハン事ヲ祈望ス當中納言殿ニモ速ニ老中等ヲ招キ種々示談モ有シ所元ヨリ不正不忠之徒樣々之難說ヲ以是ヲ拒ムシカノミナラズ八月極末ヨリ三連枝ヲ入レテ政事ヲ爲ニ至リ又强テ命アリテ國中柱石ト賴ミタル家老五人退隱ナサシム於是前中納言殿之身上

モ此上如何ナルヘキト苦心之餘リ一國一時動搖シヌ然レ𪜈御府内ヲ騷セン事ヲ憚リテ先キニ登リタル若年寄一人側用人一人郡奉行一人小金宿ニ踏止リ此ニテ登リタル人數ヲ支ヘヌ是所ヨリ存意書ヲ上シ議論ヲ述ヘ苦心之餘リ割腹忠死之徒十人餘ニ至リヌ（間道ヨリ上リ邸中へ入タル者モ士分二百人餘邸外へ潜ミ居タル者モ此ニ於テ國家老白井織部登リテ九月十日頃カト覺ユ）國之情態士民之存意割腹之模樣委細ニ言上シヌ三連枝モ大ニ恐レテ自ラ願テ政事立入之儀ハ先止ヌ（當中納言殿ヨリモ公邊へ御申立アリ）追々懇切ニ諭シモアリテ同廿二三日頃ヨリ士民下國之模樣ニ成ヌ今程ハ如何ナル情態ニ成行シカ此先之過變不可測苦心々々

右上包ニ坂本樣加藤菊池トアリ

（住谷信順廻國日記）

○安政五年十一月十八日廿三日

十一月十八日以飛脚奥宮猪惣次竝坂本龍馬へ書狀遣ス

龍馬ハ近々立川へ尋來候樣返書來ル奥宮御城下ゟ本ト、云十五里計ニアルト、云返書不來候事

同廿三日龍馬（二十五才同）尋來ル川久保爲介甲藤馬太郎龍馬誠實可也ノ人物併擊劒家

事情迂濶何も不知トソ

一坂本話

小南五郎右カ忠左衞門　側用人江戸（仕置役今江戸）

吉田元吉　當君公代數居ゟ引上ケ用タリ

大須賀五郎右衞門　先般内用被申付京師へ行候事あるトソ

一當時君公病氣申立引込行々隱居ノ下知サスレハ先隱居樣ノ子跡式ノ筈江國とも役人大替リタリト云

一隱居樣へ万事内わ家中二ツニ分レ逐々景氣見居リ決斷ノ出來候者一人も無之トソ目付等へもいろ〳〵談合是非入國の事周旋ノ處出來不申事

一龍馬歸リ是非大須賀尋來候樣周旋致呉候筈ノ所沙汰なし廿五日龍馬立川出立歸ル三日迄左右待候處何等沙汰なし予ハ見切朔日出立菊池氏ハ四日出立ス

一外兩人ハ國家の事一切不知龍馬迚も役人名前更ニ不知空敷日ヲ費シ遺慨々々

二百六十五里側用人　小南忠左衛門（當時臺場受取ニ付大坂ニアルト云）　高橋兄弟知識〇奥宮猪惣次豊田知人會澤へ〇下來ルコトアリ略

一土佐傑出

〇安政五年十一月十九日（龍馬ヨリ住谷信順大胡資敬へ）

尊札拝見仕候寒氣之節益御安泰長途無御置御修業珍重之御儀奉存候扨仰被越候御趣何レ拝願之上御相談可申上奉存候然ニ奴儀無據要用ニ相掛居申候間明後出足ニ而其御許迄參上可仕奉存候誠ニ偏境之地殊ニ山中御滯留故御徒然奉察候　恐惶謹言

十一月十九日

坂本龍馬

加藤於菟之介樣（〇住谷變名）

五十六

菊池清兵衛樣（〇大胡變名）

貴下

坂本龍馬

加藤於菟之介樣

尊報

〇文久元年十一月六日（望月清平陣營日記抄）

文久元年十一月六日坂本龍馬旅宿新町ヨリ書狀來（小生宛）長州ヨリ來ル趣同十一日旅宿ニ訪ヒ面會

〇文久二年正月十四日十五日十七日二十一日二十三日（久坂通武日記抄）

十四日　豁士州坂本龍馬携武市書翰來訪批松洞〇松浦龜太郎　夜前街の逆旅に宿せしむ

十五日　晴龍馬來話午後文武修行館へ遣ス是日佐世〇前原一誠　中谷〇正亮　嶋〇忠三郎　岡部〇富太郎　松洞など來る藁束を斬る是日詩經休坂本生などの周旋

有之を以てなり夜與寺嶋訪薩人夜半歸家薩人は田上藤七と申す男にて
有之候
十七日　晴訪土人薩人是日山根吉松。大樂◎源太郎などの所へ參る
二十一日　晴土人の寓する修行館を訪中谷と同行此日訪薩人
二十三日　晴是日を以土州人去午後訪薩人（下略）
◎文久二年正月廿一日（久坂玄瑞ヨリ龍馬ニ托シ武市瑞山ニ贈レル書）
其後は如何被爲在候や此内は山本大石君御來訪被下爲何風景も無之御
氣毒千萬奉存候最早御歸國ならんと御察仕候此度坂本君御出浮被爲在無
腹臓御談合仕候事委曲御聞取奉願候竟ニ諸侯不足恃公卿不足恃草莽志士
糾合義擧の外には迚も策無之事と私共同志中申合居候事ニ御座候乍失敬
尊藩も弊藩も滅亡しても大義なれは苦しからず兩藩共存し候とも恐多も
皇統綿々
萬乘の君の

御叡慮相貫不申而は神州に衣食する甲斐ハ無之歟と友人共申居候事に御
坐候而ハ坂本君ニ御申談仕候事とも篤く御熟考可被下候尤モ沈密を尊ぶ
は申迄も無之候樺山よりも此内書狀來る彼藩も大ニ振申候よし友人を一
兩日内遣す積ニ御座候樣子次第尊藩へも差出可申と存申候何も坂本樣よ
り御承知ならんと草々亂筆推讀是祈敬白
正月念一　日下誠
時氣御自保申も踈に御座候以上
（伯爵田中光顯氏藏）

◎文久二年三月二十五日（平井收次郎ヨリ妹かほへ）
坂本龍馬昨廿四日の夜亡命定めて其地へ參り申べく龍馬國を出づる前
々ゟ其許の事に付相談に逢ひ候事御座候たとへ龍馬よりいかなる事を
相談いたし候とも決して承知不可致今其許は家にありて父母にしたご

ふ身分なれば他人の爲に遣れ候事共出來不申候元より龍馬は人物なれとも書物を讀ぬゆへ時としては間違ひし事も御座候得はよく〳〵御心得あるべく候只々拙者も其許も報恩の節を失せす忠孝の道に欠けざる樣致され度めで度しもし

文久二年三月廿五日　収次郎

かほどの

○文久二年八月龍馬關係事項（松平慶永ヨリ土方久元へ）

坂本龍馬氏は土州藩臣にして國事の爲に日夜奔走して頗る盡力せしは衆庶の知る所なり老生初て面會せしは文久二年七月（八カ）と存ずる老生政事總裁職の命を受くるは六月也或日朝登城の前突然二士常盤橋の邸に參入して春嶽侯に面會を乞ふ諾して面話す登城前ゆゑ中根雪江に命じて兩士の談話を聞かしむ此二人は坂本龍馬岡本健三郎なり其後此兩士を招き兩士の談話を聞くに勤王攘夷を熱望する厚志を吐露す其他懇篤の忠告を受く感佩に堪へす右兩士の東下せるは勝安房横井平四郎の兩人暴論をなし政事に妨害ありとの輿論を信じたるゆゑなりと聞く坂本岡本兩士余に言ふ勝横井に面晤仕度侯の紹介を請求す余諾して勝横井への添書を兩士に與へたり兩士此添書を持參して勝の宅に行く兩士勝に面會し議論を起して勝を斬殺するの目的也と聞く兩士勝の座敷へ通ると勝は大聲を發して我を殺すために來るか殺すならば議論の後になすべしと云ふ兩士は大に驚き落膽せり兩士勝に面會して勝の談話を聞き勝の志を感佩心服しこれより して屢々勝へ往來すと云ふ其後勝評判不宜暗殺の風聞ある頃には夜々坂本岡本兩士はひそかに勝の宅を夜廻りして警衞せしとこれ坂本氏の懇厚の志を見る一斑なり横井へも添書を以て面會す當時横井廢帝論家の評判を受く兩士横井に談話する尊王の志厚く廢帝抔の事は毫もこれなく横井の忠實に頗る感佩せりと云ふ慶應三年（月日忘る）坂本氏暗殺の翌朝後藤象二郎君に面會いたしたく書狀を送り候所答書に坂本氏の暗殺にて用多く

來邸を辭すとの事也初めて此の死亡を聞て驚愕痛悼に堪へず老生見聞する所を記載して追思往事の證を表す

明治十九年十二月十一日　故山内容堂公親友なる　松平慶永

土方卿閣下

（龍馬ト由利公正關係）

○文久二年秋――慶應三年十一月（龍馬ト由利公正關係）

于茲舊土州藩坂本龍馬君之履歷編纂ノ擧アリ岡内君ヲ介シテ余カ龍馬君ト交際上ノ事實ヲ詳ニセンコヲ請ハル然ルニ余當時ノ手記幷往復書翰類等曾テ罹災ノ際總テ烏有ニ屬シ一モ證明スルニ足ルモノナシ今其記憶ノ儘ノ一二ヲ記シテ聊事實ノ一斑ヲ表ス

文久二年ノ秋月日詳ナラス龍馬君我藩ニ來遊小楠横井翁ノ客寓ヲ訪ハル余亦偶相會シ共ニ與ニ時事ヲ討論シ談數刻ニ及フ是レ余カ君ト相知ルノ初ニシテ頗ル意氣相投スルカ如シ爾後弊廬ヘモ屢々駕ヲ枉ラレ交情愈親密互ニ心肝ヲ吐露ス一日薄酒共ニ酌ム君酒間君カ爲ノ國歌ヲ高唱セラル聲調頗ル奇ナリ後弊藩ノ壯士輩酒間常ニ國歌ヲ唱歌スルハ是ヲ濫觴トス

慶應三丁卯年十一月朔日君福井ニ來リ藩主ニ請フテ余ニ面話ヲ望ム藩主之ヲ聽ルス茲ニ於テ余謂ラク時勢如斯他日或ハ疑議スルモノアラン亦慮ラスンハアルヘカラス依テ立合ノ同行ヲ乞ヒ而メ明日辰刻相會スルヲ期ス則翌二日立合人用人松平源太郎目付出淵傳之丞ナル者ト同伴シテ君之旅寓山町烟草屋某ノ亭ニ到ル君歡迎把手云今ヤ國家多難之時有志輩宜シク座視スヘキ時ニアラス緊急共ニ談セント欲シテ來ル先座ニ著クヘシト余答云ク身譴責ニアリ而メ君ニ接對スル聊嫌ヒ無キヿ能ハス故ニ二人ノ立合人ヲ同行セリ願クハ座ヲ同フセン君云ク善シ予亦同藩岡本謙三郎ヲ同行セリ與ニ語ラント則爐上團欒シ時勢目下之概略德川政權返上王政復古ヲ語ラル余云ク事爰ニ及フ幸ヒ甚シ今ヨリ大イニ爲スアルヘシ然ルニ目前只恐ル戰鬪ノ起ランコヲ豫メ之

ニ備フルモノナクンハ有ヘカラス如何ン君云ク不戰ナリ余云ク戰ヒ
我ヨリ爲サルハ既ニ解セリ若彼戰ヲ起サハ之ニ應スルノ策何レニ在
ルヤ君云ク之最至難事ナリ
朝廷金穀ノ蓄ヘナク又信任ノ兵ナシ有志之士之ヲ贊ルモ所謂烏合ノ
衆天下ニ敵スルニ足ラス兄必ス豫メ此ニ慮ル處アラン請審ニ之ヲ語
レト余云ク金穀兵力ハ卽天下ノ金穀兵力ナリ集散道ニヨリテ變ス頼
ムヘク又頼ムヘカラス今ヤ
天皇位ニ在シテ自ラ天下ニ命シ乱ヲ治メ治ヲ圖リ暴ニ換ルニ仁ヲ以
テス宜シク信義天下ニ明ナルヘシ
天皇ノ位ハ天下ノ至寶也信義ハ皇國ノ精神ナリ精神明ニシテ至寶ヲ
持シ天下ノ民ニ臨ム焉ソ金穀ノ闕乏ヲ憂ンヤ庶政多
事ナルモ民ヲ安スルヨリ先ナルハナシ民ヲ安スルノ要ハ財制其宜ヲ
得ルニアリ我國未タ財制其宜キヲ得ス今ヤ革命ヲ利用シテ融通ノ道

ヲ開キ開國ノ機ニ投シテ國ヲ富サハ　王政復古ノ實擧ラン余竊ニ謂
ヘラク日下天下ノ財用ヲ補フハ只金札ヲ發行スルニ在ル而已余思フ
ニ經濟ノ道ハ猶糸ヲ治ルカ如シ其條理ヲ得レハ知者ヲ竢タスシテ辨
ス若條理ヲ誤レハ紛乱シテ停止スル處ヲ知ラス
天皇民ヲ愛スルノ誠ヲ以テシテ有司智術ヲ用ヒスンハ條理自ラ備具
リ財擧テ用ユヘカラサルニ至ンカ君乞之ヲ思ヘ君大イニ之ヲ善トシ
自ラ擔任譲ラス其細目手段應用事實ニ至ル迄詳論遺サス語ル〻數刻
辰ヨリ子ニ至リテ辭ス翌三日君京ニ歸ル嗚呼一訣既ニ二十三年往事
追感ニ堪ヘス

明治二十二年六月

公正謹誌

故坂本ぬしにむかし逢ひしとき物語
せし一言を書記しつる折り
硯の海にうかふ思ひのかすかすかの

かきつくさぬハなミたなりけり
功業もなく我身ハいまになからへき
世にも人にもはしさらめやハ　（由利公正氏覺書）

○文久三年正月元日。九日（龍馬同志ト共ニ勝海舟ノ門ニ入ル）

正月元日　龍馬昶次郎◎近藤昶十太郎◎千葉重太郎外一人を大坂に至らしめ京師に歸す○濱口義兵衛方に文通す

昨夜愚存艸稿を龍馬子に屬し或る貴家に內呈す

同九日　因州侯之邸に至る海軍之事幷警衛之大體を論ず御同人之臣數輩我門に入ることを被談昨日土州之者數輩我門に入る龍馬子と形勢之事を密議し其志を助く（海舟日誌）

○文久三年正月十六日（勝海舟山內容堂ニ面シテ龍馬ヲ救解ス）

文久三年春將軍京師に入覲す正月松平慶永侯亦海路より入朝余侯と同艦す歸途下田港に入る時ニ容堂山內侯もまた海路入朝同港に滯泊す余を邀

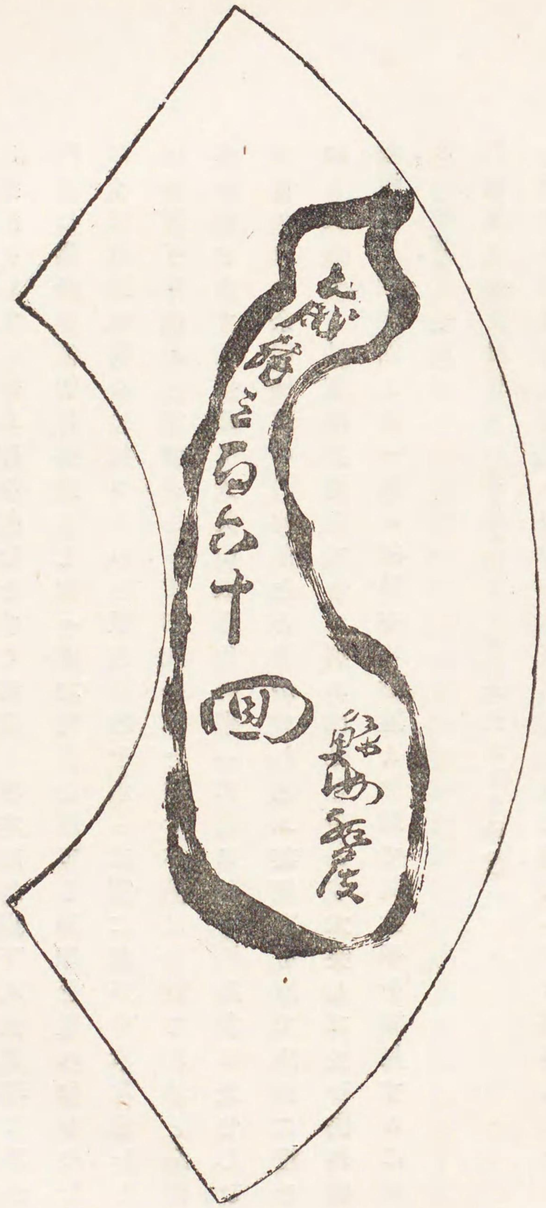

て京地の近狀を問へる我其見聞する所を以て答且候に請て曰侯家の士近日過激を以て亡命之罪を得むとする者多し坂本龍馬以下八九名現に我か門下に潜匿す彼等原惡意なし願ハ處之寛典を以てし其罪を赦れむかやむなくは則以彼等余に托されむ歟若許容を承らは實に望外の幸ならむと候不答手座側の一酒瓢をとりて曰先一杯を盡せ不然は吾敢て不答と余強て一杯を盡す侯撫掌て大笑曰彼等の身事一に君に任す再過激に失せしむるなかれと余曰侯醉中の約信をとりかたし乞ふ其酒瓢を以て後日に證せむと侯益笑て抽腰解揮灑以て余に與ふ曰是を證とす大笑して止む侯外貌瀟灑襟度開豁固より一世の雄醉中の戯謔また以て其生平を概見するに足る（勝海舟亡友帖）

○文久三年正月日（大久保忠寛ヨリ横井平四郎宛書翰抄）

土州有志過日五人拙宅へ參候ニ付略承唯々歎息極候ヘドモ其來人中坂本龍馬澤村惣之丞兩人ハ大道可解人哉ト見受話中被刺候覺悟ニテ懷相開公明正大之道ハ此外有之間敷ト素意之趣話出候處兩人丈ハ手ヲ打計ニ解得候ニ付サラバ早々上京ノ上何ト歎可盡死力見云々

○文久三年二月五日（龍馬順動丸ニ至ル）

二月五日　御城代松平伊豆守御城番某御船拜見として來る此日江戸より便あり

御上洛當月廿六日御乘船の處廿一日に操上らせ候間速に歸帆すべしとの旨也龍馬近藤新宮◎馬之助卽寺内新右衛門　岡田黒木等御船に來る云岡田星之助惡意有之間擊つべきと議決せり若御船出帆の機に後れなば陸行すべしと云（海舟日誌）

○文久三年二月二十日（藩廳命）

坂本龍馬

右之者去戌ノ三月御國元ヲ立チ京攝幷九州關東邊諸所周旋致罷在今二月十二日御屋敷へ立歸候段方今ノ形勢ニ付忠憤憂國ノ至情難默止件之次第トハ乍申御關所越ノ儀御作法モ有之處窃令逃逸長々罷在事不心得

之至依右屹度被仰付筈之處御含之筋有之御叱之上無別儀被仰付之

○文久三年三月　（平井かほヨリ兄收二郎へ）

今日御別れ申上候ては二度御目にかゝり候事も覺束なき御事ゆへ申上置度私下り候上御兩親樣御事は屹度御預り申しまゐらせ候故少しも御案し遊されす一筋に天下の御爲め御心盡され度下り候へは御兩親へハ少しも御案じ遊されぬ樣御談申上へく候まゝ何事も御立派に御思召立ち遊され候樣くれ〴〵も存上つゝ目出度

なほ〳〵御見送りつかわされ候時は人目を恥ち候ゆへ御暇乞も申しあけす候まゝ其通りに思召つかわされ度候

か　を

御兄上樣

たらちねの爲めにかくとは思へとも

なほ惜まるゝ今日のわかれ路

○文久三年三月八日。九日　（田所壯輔激發セントス）

三月八日……此夜先日捕へられし者◎足利木像斬首一件ノ吟味之由承る

○此夜三條之旅舍にて千屋虎之助の義兄切腹

同九日　出立　昨夜切害人五六人有之由土州之藩士我門田所島太郎◎壯輔

來り其同志輩忠志不達憤激甚數同志三百人を會し書を奉らんとの密義ありと云　（海舟日誌）

○文久三年三月二十日　（龍馬ヨリ姉乙女へ）

扨も〳〵人間の一世ハかてんの行ぬハ元よりの事うんのわるいものハふろよりいてんとしてきんたまをつめわりて死ぬるものもあり夫とくらべてハ私なとハうんかつよくなにほと死ぬるバへてゝもしなれずじぶんてしのふと思ふても又いきねハならん事ニなり今にてハ日本第一の人物勝麟太郎殿といふ人のでしになり日々衆而思付所をせいといたしおり申候

其故に私年四十歳になるころまてハうちにハかへらんよふにいたし申つもりにてあにさんにもそふだんいたし候所このころハおゝきに御きげんよろしくなりそのおゆるしがいで申候國のため天下のためめちからおつくしおり申候どふぞおんよろこひねかいあけかしこ

三月廿日

乙　様

龍

御つきあいの人々も極御心安き人々ハ内々御見せかしこ

（坂本彌太郎氏藏）

○文久三癸亥四月二日（龍馬越前ニ至ル）

龍馬ハ大久保忠寛ヨリ越前春嶽ニ紹介スルノ書ヲ托セラレ翌三日江戸ヲ發シテ西上ス此日忠寛ヨリ春嶽ニ致セシ書中ニ左ノ一節アリ

此度坂本龍馬ニ内々逢候處同人ハ眞ノ大丈夫ト存素懷モ相話此一封モ托候事ニ候御一讀可被下候（海援隊始末抄）

○文久三年五月十六日（龍馬越前ニ至ル）

龍馬子を越前え遣す　村田生（巳三郎）え一書を附す　これは神戸之土着被命海軍教授の事に付費用不供助力を乞はむ爲也（海舟日誌）

○文久三年五月十七日（龍馬ヨリ姉乙女へ）

此頃は天下無二の軍學者勝麟太郎といふ大先生に門人となりことの外かはいがられ候て先きやく分の樣なものになり申候近き内には大坂より十里あまりの地にて兵庫という處にておゝきに海軍ををしえ候處をこしらへ又四十間五十間もある船をこしらへ弟子共にも四五百人も諸方よりあつまり候事私初榮太郎（千屋孝健）などもその海軍所に稽古學問いたし時々船乗のけいこもいたし稽古船の蒸瀾船をもつて近々の内土佐の方へも參り申候其節御見にかゝり可申候私の存じ付はこのせつ兄上にもおゝきに御同意なされそれはおもしろいやれ〳〵と御もふしのつかふにて候間以前も

申候通り軍でもはじまり候時は夫れまでの命ことし命あれば私四十歳になり候をむかし云ひし事を御引合なされたまへすこしヱヘン顔をしてひそかにおり申候達人の見るまなこはおそろしきものとやつれ〳〵にもこれあり猶ヱヘンヱヘンかしこ

五月十七日　龍馬

乙大姉御本

右の事はまづ〳〵あいだがらへもすこしもいうては見込のちがう人あるからはお一人にて御聞おきかしこ

（文中榮太郎は高松太郎の初名宛名の乙大姉は實姉お留或は乙女と書せしにや文末のエヘン〳〵土佐言葉其の儘なるは却々に眞情あり）

○文久三年五月廿五日（廣井磐之助復讐一件）

川越にて大坂え歸着上京出立の日安井九兵衛を頼にし門生廣井岩之助の父讐手掛り分りたることを聞く。此事に付同日新宮馬之助◎寺内新右衛門變名を紀州え遣す（海舟日誌抄）

○文久三年五月廿七日（廣井磐之助復讐一件）

紀州より廣井生の讐紀家にて召捕入牢せしに當人に無相違ゆへ助太刀として千屋虎之助◎菅野覺兵衛佐藤與之助を遣す○江戸より前河内愛助◎澤村惣之丞變名來る大越の書翰持參　同人云天下に奸人あり君察知するやと云然り今誰かこれを察せざらん我おもふ所あり云々其要は征韓の一事また其奸を防ぐに足る云々○同人川端少將殿◎川鰭實父え行く川端殿は頗る思慮あり能く國家の事情を解す然れども其力衆議を辯解し天朝正大の御意を更張すること不能と云（海舟日誌抄）

○文久三年五月二十七日（龍馬京都ノ越前邸ニ中根靱負ヲ訪フ）

同日◎五月二十七日土藩坂本龍馬來る中根靱負面會して時事を談せしに坂本過般橋水二侯鎖攘の命を奉して東下せられけれと事行はれす此節已に引籠り居らるゝ由春岳公の御意見ハ最早行はるへきの機なり就ては此際速ニ御上京御盡力ある樣云々申しき　樞密備忘（續再夢紀事第二）

○文久三年六月二日（廣井磐之助復讐一件）

木崎氏◎江尚匡底に一葉の寫眞あり紀泉境橋復讐之書と題せり土州の孝子吉川岩藏が佐藤楠太郎を打ちしもの十郎當時の狀況を記入せり則左の如し（寫眞對照◎今省之）

紀泉境橋復讐之書

水府　柴田源太郎　　土州三士
同　石川金七郎　　新宮馬之助
同　阿部新之介　　近藤勇次郎　忘却
紀州
田中正藏
土州吉川岩藏（孝子）
佐藤楠太郎（仇人）　乾（大和）　十郎

同　兜　惣介　　紀州
幕浪士伊藤雷之介　　秋月孫平治

右岩藏眞甲を目的に切下す事三度楠太郎三度目に刀を受損じ右の肩下腕の上部を切下られ其まゝ斃る岩藏直に付入胴を七分ほと切落す快刀快力幷妙三度目に首級を取助勢之士一同凱歌を唱山號谷應じ悽々愴々殊に大風雨流車軸見物之市人凡四五千山に谷に滿鍵（マヽ）野衡（マヽ）之助此圖を見れば切齒すべし扼腕すべし乾十郎蓄髮ザン切市人指して楠正雪の名を下す一笑すべし然し僕の紋處も菊水故然申すか僕の當時言行正雪に似たるか小次郎以爲如何

十　郎曰

此事實は文久三年六月二日土州の廣井岩之助父の讎なる同藩棚橋三郎を討たるものにして廣井は勝海舟の門人なりといふ而して木崎氏が此寫眞

を得たることは記臆に存せすといふ今何人の所藏に歸せりや（乾十郎事蹟考

○文久三年六月二日（龍馬ト廣井磐之助復讐一件）

一文久三年癸亥六月二日土佐藩士岩井磐之助堺ニ於テ父ノ讐棚橋三郎ヲ擊ツ全ク龍馬ノ保護ニヨリテ其ノ素志ヲ遂ルヲ得タルナリ

是レヨリ先キ岩之助復讐ノ爲メニ諸國ヲ巡ルコト數年旅費缺乏シテ龍馬ノ救フ所トナリ爲メニ勝ヲ說キテ左ノ一札ヲ得セシム

拙者門人岩井磐之助ト申ス者父ノ仇有之候ニ付右見當リ次第打果サセ候間萬事御法ノ通御差配可被下候以上

月　日

御軍艦奉行

勝　麟太郎

國々御役人御中

此日勝ノ塾頭佐藤與之助（庄内藩士）紀藩士田中長衛及ヒ龍馬ノ代理トシテ千屋寅之助新宮馬之助出張監視セリ（海援隊始末）

○文久三年六月三日（廣井磐之助復讐一件）

三日大坂へ歸る廣井岩之助復讐一昨日和泉山中村にて本意を遂たる趣佐藤千屋より聞く且此事によつて紀州家の事を執りし者え禮狀幷麁品を送り其勞を謝す廣井生は堺奉行え訴出たり同所奉行へ糺濟の上引渡とらせべき旨賴遣す（海舟日誌抄）

○文久三年六月十一日（海舟乾十郎ヲ庇護ス）

大和の浪士乾十郎大義企の事あり此義を熟中紀藩の者え密告する者あり夜坂本。新宮。佐藤の三子を遣し詰問せしむ（海舟日誌抄）

○文久三年六月上旬（乾十郎ノ奇厄）

大坂北區絹笠町に現住する辯護士森權六君の語る處に

予幼時乾十郎が亡父竹亭（又竹印ト號ス篠崎小竹門人）を訪ひて曰く先頃大坂へ行きしに幕吏の新徵組に捕へられ尻無川へ沈められんとせし時偶來坂の勝安房是を聞き殺すべき者にあらずと幸に放免せられ危き一命を助かり

しと物語れるを傍聽せしことあり云々　（乾十郎事蹟考）

○文久三年六月上旬　（龍馬乾十郎ヲ救護ス）

一文久三年癸亥六月上旬（日未詳）龍馬ハ陸奥小次郎ノ請ヒニヨリ乾十郎ヲ救ヒ水戸浪士甲宗助ノ爲メニ決鬪ヲ申込マル

當時大和ノ人乾十郎ナル者アリ勝ノ塾生ト交ル水戸藩甲宗助竊ニ勝ノ攘夷ニ反對スルヲ惡ミ之ヲ暗殺セント圖ル十郎亦宗助ト相識ルニヨリ或ハ其謀ノ勝ノ塾生ニ洩スヲ疑ヒ其徒十郎ヲ拉シテ及ヲ加ヘントス十郎ノ友陸奥小次郎（後ニ宗光）龍馬ノ寓ニ走リ救ヒヲ求ム龍馬ハ佐藤與之助ト共ニ安治川堤上ニ追ヒ至リ十郎ヲ白刃之下ニ救テ之ヲ西町奉行松平大隅守ニ交付シ逸セシム甲宗助ハ龍馬ノ專斷ヲ怒リ決鬪狀ヲ龍馬ニ付シ龍馬亦已ニ之ヲ諾ス澤村總之丞爲メニ急ヲ勝ニ告ク勝卽チ東町奉行小笠原壹岐守ニ謀リ調停セシメ決鬪ヲ中止セリ是レヨリ小次郎深ク龍馬ノ俠氣ニ感シ後日海援隊ニ身ヲ投スルニ至ル

（海援隊始末）

林豹吉郎贈正五位豹。大和義擧ノ一人。大和ノ人

西川耕藏贈正五位直純元近江ノ人

○文久三年六月二十五日　（林豹吉郎ヨリ西川耕藏ヘ）

一書呈上仕候殘暑之砌に御座候處益御安全に御座被遊大慶奉賀候每々致參堂御妨仕候此中も御厚志の段難有奉謝候扨御地廿一日發足其日八ツ時下坂直樣彼の勝先生の旅館へ致參上候處最早町奉行松本勘太郎樣坂本龍馬兩公の御決談にて乾兄昨日歸國之由扨廿二日五條着御厚志御傳言之由早速申通候同志一統難有奉謝候浪花表之義御安心可被下候然處乾上京之事龍馬君にも同意不日に上京被致候間猶宜敷御願申上候水戸浪士五人左之通申上候間思召の處宜敷御願申上候井澤より御答延引乍慮外拙より御詫申上呉と申事に御座候不惡御海慮可被下候餘は拜顏萬々御禮奉謝候早々不備

六月二十五日

西川先生

林豹吉郎

水府五人
　柴田源四郎
　石川金七郎
　阿部鼎之助
　兜　惣助
　伊藤雷之助
　以上

○文久三年六月廿六日（龍馬志士ノ暴發ヲ說得ス）
登城大坂より俵次郎半兵衛歸る聞く大坂の塾之長藩五十人程來たり圖書頭◎小笠原長行を打の企を告げ同志を募ると云龍馬子是を說解し敢て同ずる者なし（海舟日誌抄）

海舟于時在江戸

○文久三年六月廿八日（龍馬ヨリ姉乙女へ）
かの小野の小町が名哥よみても。よくひてりの順のよき時ハうけあい雨か

（乾十郎事蹟考）

ふり不申。あれハ北の山かくもりてきた處を內々よくしりてよみたりし也
につただゝつねの太刀おさめて。しほの引しもしほ時をしりての事なり
天下に事をなすものハねぶともよく〳〵はれずてははりへハうみをつけ
もふさす候
おやべどのハ早子かできたなどと申人ありいかゝ私しかいゝよるという
ておやりかしこ

六月廿八日

龍　馬

おとめさまへ

此手紙人にはけして〳〵見せられんそよ。かしこ（伯爵田中光顯氏藏）

○文久三年六月二十九日（龍馬ヨリ姉乙女へ）
この文ハ極大事の事計ニてけしてべちやゝヲいややのけして見せられるぞへ
六月廿日あまりいくかゝけふのひハ忘れたり一筆さしあけ申候先日杉の

新田義貞ノ誤ナリ（原註）

方より御書拜見仕候ありかたし
私事も此せつハよほどめをいだし一大藩（ひとつのをゝきな大名）によく〳〵心中を見込てたのみにせられ今何事かてき候得ハ二三百人計ハ私し預り候得ハ人數きまゝにつかひ申候よふ相成金子なとハ少し入よふなれハ十廿兩の事は誠に心やすくてき申候然ニ誠になけくへき事ハながとの國に軍（いくさ）初り後月ゟ六度の戰に日本甚利（ハナハダ）すくなくあきれはてたる事ハ其長州てたゝかいたる船を江戸でしふくいたし又長州でたゝかい申候是皆姦吏（カンリ）の夷人（イジン）と内通（ナイツウ）いたし候ものニて候右の姦吏なとハよほと勢もこれあり大勢ニて候得とも龍馬二三家の大名とやくそくをかたくし同志をつのり
朝廷より先ツ神州（タイホン）をたもつの大本をたて夫ゟ江戸の同志（はたもと大名其余段々）と心を合セ右申所の姦吏を一事に軍いたし打殺（ウッ）日本（ニッポン）を今一度せんたくいたし申候事ニいたすへくとの神願（ガン）ニて候此思付を大藩にもすこむる同意して使者（シヤ）を内（ナイ）々下サル、事兩度然（ネガイ）ニ龍馬すこしもつかへをもとめず實に天下に

入ぶつのなき事これを以てしるべくなげくべし
○先日下され候御文の内にぼふすになり山のをくへてもはいりたしとの事聞（キコエ）へハイハイ（エヘン）をもしろき事（コト）兼而（カネテ）思ひ付おり申候今時ハ四方そふぞしく候得とも其ぼふすになり太極々のくされ〳〵たルけさころもをかたにかけ諸國あんきやにでかけ候得ハ西ハながさきより東ハまつまへゟエソまでもなんてもなく道中銀ハ一文も用意におよばすそれをやろふと思へハ先づねのシンゴンしうのよむかんをんきよふイツカヲしうのよむあみたきよふこれハちとふしがありてむかしけれとどこの國ももんとがはやり申候あいたせひよまねハいかんぞよおもしろや〳〵をかしや〳〵
夫ゟつねにあまのよむきよふ一部それでしんごんの所へいけハしんこんのきよふいつかふしうゑいけハいつかふしうのきよふをよみ（これハとまるやどの事ニて候ほふだんのよふな事もしんらんしよふ也にんのありかたきおはなしなとする也）ふよみ〳〵ゆけハせにハ十分とれるなりこれをせひやれバ。しつかり。をも

しろかろふと思ひ申候なんのうきよハ三文もらよ。ぶんと。へのなるほど。や
つて見よ。死たら野べのこつハ白石（チヽリ）〳〵此事ハ必々一人にでおもい立
事ハけして相（アイ）ならず候一人にていたりやこそ龍ハはやしぬるやらしれそれハ
〳〵おそろしいめを見るぞよこれをやろふと思へハよく人の心を見さた
めなくてハいかんおまへもまたわかすぎるかと思ふよ又けしてきりよふ
のよき人をつれになりたりいたしたれハならぬ事なりこつ〳〵いたした
るがふぢよふばんバてなけれハいかん。たんほふ。をハ。さんゑ
ぶくろの。内にいれ二人か三人かでかけ萬々（マンマン）一の時ハグワンとやいてと
ふそくの金玉までひきたくり申候

○私しおけしてなかくあるものとおほしめしハやくたいニて候
然ニ人並（ナミ）のよふに中々めつたに死なふそ〳〵私か死日（シヌルヒ）ハ天下大變にて生
ておりてもやくにたゝすおろんともたゝぬよふニならねハ中々こすいい
ややなやつで死（シニ）ハせぬ然ニ土佐のいもほりともなんともいわれぬいそふろ

ふに生（ウマレ）て一人の力て天下うこかすへきハ是又天をする事なりかふ申ても
けして〳〵つけあかりハせずますますすみかふてどろの中のすゝめがい
のよふに常につちをはなのさきゑつけすなをあたまへかふりおり申候
御安心なされかし

穴かしこや

大　姉足下

今日ハ後てうけたまハれハ六月廿九日のよし天下第一おふあらくれ先
生を初めたてまつりきくめ石の御君ニもよろしくむバにもすこしきく
しめいしの下女（とくますやへいてをりたにしざいとのこんやのむすめ）にもよろしくそして平井の收次郎
（もうじん）ハ誠ニむごい〳〵いもふとおかをがなげきいか計（カじ）ふて私のよふ
なと咄してきかしたいまだに少しハきつかいもする

かしこ

弟
直　花押

しもまちのまめそふももをこわれハせんかへ
けんごちりやなを
をかしい

○文久三年六月廿九日（龍馬京都ノ越邸ニ村田巳三郎ヲ訪フ）

廿九日土州藩坂下龍馬村田巳三郎の許に來る村田面會せしに勝麟太郎の使事を含み併せて國事を議する爲に來れりとの事なりしか勝の使事ハ騎兵銃一挺を本藩へ贈れるなり是ハ過日攝州神戸村へ海軍所を新設すへき經費金若干を勝の依頼によりて補足せられし事ありしか其厚意を謝する爲贈りしなり扨坂下か國事の議ハ方今天下の形勢を察するに長防二州の地ハ終に異國の有に歸すへきか一旦異國の有に歸する時ハ再ひ是を挽回するハ難かるへしされハ今日ハ有志者の傍觀して止むへき時にあらす宜しく談判を遂け外人をして内地を退去せしめ專ら國内を整理すへきなり然るに此事を實行するにハ關東の俗吏を退くるか第一の要務なれハ先勝

大久保の二氏に說きて其目的を定め扨春岳公御父子長岡良之介公子及ひ容堂の四人上京して一時に此大策を擧くへし村田云長人輕擧事を誤れり故に假令外人談判に服して内地を退去する事となるも已に誤りたる輕擧ハ償金を出して是を謝せさるへからす然らされハ日本ハ万國に對し不義不道の汚名を取り永世安全の道にあらす然るに目今　朝廷ハ却而長の擧動を是とせらるゝよしなれハ償金の說容易く行ハれさるへし是目下の一大難事也坂下云さる條理も有るへけれと長ハ國の爲め死を決せしなり其氣節稱賛すへし故に援けさるへからす且空しく傍觀してあらんにハ彼の二州の地を外人の有に歸せしむるのミならす長人或ハ憤怒に堪へ兼關東に下りて更に暴擧を企て或ハ江戸を火し或は横濱を砲擊するに至るやも測られす若さる事ともならハ國難は更に數層を加ふるに至るへし兎角今日ハ速に幕吏を處置し又外人へ退去の談判を開くへきなり村田云外人若退去の談判に服せすして別に爲す所あらん談判に服せさらハ如何坂下云

とするに迫りなハ全國一致の力を以て防戰すへし村田云是長の輕擧事を誤りたる爲め全國諸共に斃れんとするものなり今朋友數人同行し其一人短慮にて他人に暴行を加へ一場の爭鬪を開かんに同行したる者其一人を助けて他人を防かんか是朋友に對して義といふへけれと一國の臣民外國の臣民に暴行を加ふる事あらんにハ其君主たるもの必其理非を鑑別して相當の處置に及はさるへからす今長の事ハ卽ち是に同し故に決して長にのミ偏すへきにあらす坂下云長の輕擧事を誤りたる罪ハ貴說にて明瞭せりしかし小生ハ其事を次となし先幕吏を處理せんと欲す故に速に勝大久保の許へ使を出されん事を望む若事支吾するに至らは乃を交ふる迄にも及ひ度なり云々　癸亥要錄

○文久三年七月一日（龍馬近藤昶ト京都越邸ニ村田巳三郎ヲ訪フ）

七月朔日坂下龍馬近藤昶次郎來る村田面會す坂下再ひ昨日の餘論を陳述し村田も亦意見を吐露し互に論議に及ひしが反覆講究の上遂に双方同論に歸し長の事ハ天下の公論に委し一毫の私を容れ其罪を輕重すへからす外國の事ハ當然の道理に基き談判を盡すへし內國の事ハ人心の一和を圖り若戰を開くに至らハ闔國一致必死を極めしむへきに決しき　癸亥要錄

（續再夢紀事）

○文久三年八月七日（外艦修理及攘夷ニ付テ龍馬ノ感慨）

大坂の塾中より頃日來狀其形勢を云內要文數ヶ條云々（中略）龍馬京都ゟ歸坂仕候て同道仕大隅守樣◎大坂町奉行松平信敏え罷出時勢の儀申上候長州にて戰爭の異船橫濱にて修補且手負人等療養爲致候事にて夷の手を借薩長を打たしむると風評仕候事旣に攘夷の儀

勅答有之未た命令不行渡候故誠義の徒は奮激奸佞者虛に乘じ候て人氣四分五折の勢に到るの基ひ且又

天朝にては夷船に候へば英佛荷魯を不論打拂ひ候事只夷を惡み天下に寇讎を擴むるの理然る時は終に

皇國衰微の兆是を防ぐに術無らん依之內直を擧枉を黜け淸潔の政を施し賞罰を明にし又朝廷よりは熟視仇讎を辨別して戰鬪するの命非らずんば能はずと申上置候右等の義に愛之助ゟ巨細可申上候依之只其縷(マヽ)を奉申上候

今度攝海監察使として四條殿東園殿御下向有之旨趣粗承候處四條殿は明石表東園殿は紀州加太浦御滯留にて異船通行次第無論に可打拂との趣左候へば彌前條申上候仕合乍恐

皇國浮沈の界不絕歎慨。依之龍馬義近日明石え罷出四條殿え拜謁の上右等の段申上戰鬪に及候共有名實直に仕度尙又神戶は關西の海局と相定朝廷の令を以て人物御任撰惣都督に据彼所にて藝術人品悉く相撰貴賤を論せず登庸爲致候はゞ　皇國の人物爰に集ひ攝海及四隅の防禦嚴革(マヽ)に行屆可申入費の儀は關西の諸侯より償ひ候事に勅命下りたりまた東武の海局は關東の局とし候て皇國の武威爰に盛に相

海舟于時在江戶

成候半と右一々建白仕若御許容の体も候はゞ直に越州え立越候て江戶へ出府可仕此義大隅守樣へも申上候（海舟日誌抄）

○文久三年八月十一日（松平信敏來翰一節）

此日御供幷御留守の面々御目見上意あり

今日大坂松平大隅ゟ來翰云

扨今般坂本龍馬大義を論じ越公◎松平慶永も上京の積然る處宿所高臺寺を被燒遲御難斗且氣力少きを憂ひ云々と云（海舟日誌抄）

○文久三年九月十三日（龍馬ヨリ平井かほへ）

先づ々々御無事とそんじ上候天下の時勢切迫致し候に付

一高マチ袴

一ブッサキ羽織

一宗十郎頭巾

外に細き大小一腰各々一ツ御用意あり度存上候

九月十三日

平井かほとの

○文久三年十月十二日（土佐ノ黨獄）

門生千屋◎菊次郎望月◎龜彌太來る聞く土州にても武市半平太の輩逼塞せられ其黨憤激大に動搖す且寄合私語する者は必ず捕へられ又打殺さるゆへに過激暴論之徒長州へ脫走する者今三十人斗りまた此地に潛居する徒を嚴に捕らへ或は歸國を申渡すと云（海舟日誌抄）

○文久三年十二月三日（龍馬ヨリ中岡愼太郎へ）

厥後は御遠々敷先以貴兄御靈々可被成御起居奉南山候降て弊生無異御放念可被下候扨天下の形勢は日々相迫隨分面白き時節到來御樂み可被成候君には至急御打合せ申儀御座候間早春御出府被成度國許の儀は例の衆中へ御托し置被遣東西奔走無油斷相運候樣御申附被下尙委曲は御面に讓り申候甚申上兼候得とも御出府の砌私留守の袋棚の中に吉光の短刀入置候間御持參被下度至極不似合なる儀なれ共宜敷御賴み申上候まつは右迄如此御座候謹言

十二月三日

中岡愼太郎樣

坂本龍馬

私留守のものに龍馬無事の段御傳達欠マ、申上候拜（瑞山會文書）

○元治元年正月二十二日（龍馬ヨリ姉乙女へ）

此度門爲◎門田爲之助の參候て海山の咄御國の咄も聞つくし誠におもしろく奉存候然私の心中などのこらず此の爲に咄有之候間くは敷御聞取可被遣と存候　稽首龍馬

正月二十二日

坂本乙樣左右

直柔

（坂本衞直氏藏）

○元治元年正月廿七日（土佐ノ黨獄）

土州の學生　金馬◎安岡忠綱來る同人國え奔走聞く一昨冬已來國內不穩京師

に出で遊説せし平井周太郎（マヽ）◎收次郎正木鐵馬（マヽ）、◎間崎哲馬廣瀬謙太（マヽ）◎廣瀬健太が輩皆切腹被申付當時田所島太郎が輩周防三田尻え亡命すと云且國内の官吏切殺の事あらんとす（海舟日誌抄）

○元治元年四月四日（横井小楠ヨリ勝海舟へ）

一書奉呈仕候益御安泰に被爲成御勤恐悦に奉祝候先以熊本御通行之砌は坂本生御遣し懇々被仰聞其上金子拜戴御厚情不淺奉拜謝候然者坂本生迄奉願置候養子横井左平太養弟同大平幷同藩岩男内藏允航海爲修行差出し誠に犬豚兒之者共御難題に罷成候義は彌奉恐入候得共御門下に被仰付御家來に被召仕被下度萬々奉願い才は同人共より可申上候

河瀬典次罷出拙者さし出候事と奉存候兼而御高話承り居候上平吉生之志願にて有之閑散に任せ認候事に御座候只今に成り候ては天下之人情海軍にも異議は無之自然之勢に候へ共唯々　廟堂一決萬牛回首とも可申哉近々京師之傳報承り誠に因循之極に落入甚遺憾に被存候必竟は又天下列藩疲弊之極に至り候へは海軍之事も總而費用を厭ひ人情是又致し方も無之勢に御座候得は此費用を辨する之術尤以大切と奉存拙者に者三件之事を申立候へ共御取り起に相成候得者必しも三件に限り候事に者有御座間敷外に肝要之事も一二ならさる儀と被存候此段之經綸は本邦はいまた開闢之昔にて御座候へはいか計之事業を起し候儀も難計方今之疲弊を變却仕大富國と相成候事は決而疑惑無御座候乍然是等之著眼は口に發しかたき時勢に御座候へは先船を造る用意迄三件を出候事に御座候何分可然御用捨奉希候

今般之御下向御配意之事と奉存候乍然外國人は眼孔遠大にて御心遣も被爲在間敷唯々内地人情近小其勢因循に落入らさる事を不得慨嘆之至に御座候各豚兒之事御頼申上度餘は大略仕候頓首拜

四月四日認

勝　麟太郎樣

（小楠遺稿所載）

横井平四郎

○元治元年六月十七日（龍馬ノ北海拓殖意見）

爲乘替船翔鶴丸長崎丸爲引船黑龍丸入津坂本龍馬下東右船にて來る聞く

京攝の過激輩二百人程數十人皆蝦夷地開發通商爲國家憤發す此輩悉く黑龍船にて

神戸より乘廻すべく此義御所幷水泉公◎老中水野和泉守忠精も御承知なり且入費三四

千兩同志の者所々より取集たり速に此策可施と云志氣甚盛なり（海舟日誌抄）

○元治元年八月廿三日廿四日（龍馬西國ノ形勢ヲ語ル）

廿三日　坂本生從京地歸る聞く當節征長の說に繞カみ薩にも無策略初め薩

人橋公を以て惣督將軍とし大兵馬の權を付さんとせしに橋公も又乍恐嫌

機ありこれを御主張する不能其內薩の間者來て云小倉藩下の關異艦來り

し時出て告て曰く吾藩は幕府功勞之家命を奉て敢て敵對せず汝等意とす

る勿れと又從前小倉に幕府の命あり下關え異艦向ふとも決て動ずること

なく其成すが儘なるべしと是等の傳聞大になりて異艦戰爭は幕吏賴みし

ものか譬長罪ありとも同敷　皇天の地異手をかりて是を征す豈皇國同人

種の成す所ならんや其幕吏の罪たる實に國體を恥かしむる也宜敷是を糺

問せずんば有べからずと此說京攝西國間に盛にて實に征長の命を奉せず

或は備因藝の國々にて征長は後なるべく攘夷して後長に及ばむなど云說

沸騰せり又尾老侯と其當主の御中間隔絕の事あり今老侯出て惣督たるは

老侯附屬の士等勢大に及ばむ必らず出だすべからずなど瑣々たる愚說囂

々たり（○中略）

廿四日千屋金作來る聞く長州國人京地一戰より已來議（マヽ）臣の一定せず又朝

敵の名ありしより國民恐れて勇氣を失す宰相父子は積年の勞一朝變じて

此暴擧に及びしを恐れ其本心不通宜敷他人に誤られしを悔何れの道も歎

願罪を待たんと決心せられし由吉川家にて右等は其本意にあらず御調（マヽ）周

旋の爲出京盡力せんと日夜苦心に及び其道を得ざるを歎ず（海舟日誌抄）

○元治元年十月（小松清廉ヨリ大久保利通へ）

○前略　神戸勝方へ罷居候士州人異船借用いたし航海之企有之坂元（マヽ）龍馬

と申人關東罷下借用之都合いたし候處能く談判も相付候よし右に付同藩
高松太郎と申人國元より罷歸候樣申來候由然る處當分土佐國政向甚嚴敷
不法の取扱有之罷歸候へば則ち命を絕ち候よし右之船餘り候得ば則ち乘
込相成候間夫迄潛居之相談承り餘計の事ながら右邊浪人體之者を以て航
海之手先に召使候得ば可宜と西鄕抔滯京中談判もいたし置候間大坂行屋
敷へ內々御潛め置申候（後略）

（維新土佐勤王史）

○元治元年十一月三日（橫井小楠ヨリ勝海舟へ）

一書奉呈仕候愈御安泰に被成御起居奉拜賀候先以卽今事情近々申來り順
路之御運歟と大慶仕候兼而御高論之通り今日之第一議海軍之一途に有之
開鎖之論抔徒に閑是非を爭のみにて何も被差置此一途に御運被成候へは
自然に人心開明は相違無御座候乍去　廟論恐くは此に一定仕間敷深懸念
仕候　越老公も御上洛とは承り申候黜斥之諸有志再用之處恐らくは出來
申間敷二三之人物を差置其他は凡輩のみにて誠に絕言語候御知己之藩に

て何分御心配被成下度奉希候
同藩末松謹兵衞大谷德太郎此節歸國仕候兼而御景慕仕候間乍御面動御一
面被成下度奉希候德太郎事は是迄航海に志し彼藩蒸汽船引受乘り廻し罷
在候歸國之上都合に寄り御塾に罷出修行仕度念願に御座候吳々可然御申
聞奉願候大久保公御再用とも承り如何之次第にて御座候哉　幕庭不相替
依舊之御模樣歟と奉存候此公御擧用必す樞要之地にては有御座間敷慨嘆
仕候此段迄拜呈餘は近々可申上候頓首拜

十一月三日

橫井平四郎

勝　麟太郎樣

尙々坂本近藤二子御塾に罷在候へはよろしく御傳え奉願候先頃は同社之
者なる罷出御懇意被成下候段申遣候其外近々出京仕候間可然御申聞吳々
奉希候也

○慶應元年四月八日（大山綱良ヨリ時田少輔へ）

長薩同盟關係

拜啓仕候

未緩々不奉接芝眉候得共愈御安寧過日當地ゟ御指入之段致拜承卽御見舞可申上之處彼是御多忙中与奉恐察居候而差扣罷在候今日御透被爲在候ハヽ晝後より參樓仕度丁渡以寸楮奉窺上候書餘期其折候匆々頓首再拜

四月八日

時田少輔樣　侍史

薩摩　大山格之助

（時田少輔氏藏）

第二卷土方久元講演ヲ參照

○慶應元年五月二十四日ヨリ同年閏五月十二日ニ至ル（薩長和解ニ關シ土方久元ノ斡旋）

同○五月二十四日今日は出足歸西に付朝より多忙なり九ツ時より別抔を酌み七ツ時頃發足暮頃伏見著直に服部政次郎方ニ行き其より文珠方にて一泊吉井幸輔父の西歸を送り父子同行其外石川誠之助（中岡愼太郎）筑前藩大藤太郎長州泉源藏も同伴なり○中略

同○閏五月二日早朝出帆暮頃豐前田の浦に着船自分ハ長州へ用向有之候處當時薩長之間未だ融解の運に至らさるを以薩船にて長州寄港を爲すを得す仍て自分は爰より上陸し中岡初しめ一行と分袂す○下略

同三日早朝出帆長州福浦ニ五ツ時頃着船其より上陸晝後ヨリ白石正一郎を訪ひ報國隊副官福原和勝に面會七ツ時頃與膳五六郎馬上にて迎に來り同伴長府に行き本陣にて一泊大場傳七原田順次福原和勝與膳五六郎等と相會し京攝之模樣幷に薩長和解之儀ニ付彼是談論小酌時を移す九ツ時頃一同歸去る

同五日坂本龍馬安喜守衞（黑岩直方）に面會宰府之事情共承る時田庄輔亦來り面會今日ヨリ東南部綿屋彌平衞と申に轉宿暮頃より時田亦來り小酌閑談四ツ時頃歸る

同六日桂小五郎時田庄輔來訪此度西鄕吉之助薩州より上京懸け當地に立

寄候手筈ニ付當藩にても城壁なく腹心を以て篤と相談を遂け申度既往之小忿は國家之大事に難換は勿論將來兩藩提携を以て盡力有度旨色々申談其より小酌閑談之上九ツ時頃歸去る七ツ時に至り野村靖之助來訪暫時對談之後歸る

同七日時田庄輔桂小五郎太田市之進福田良輔旅宿を訪ひ其より白石正一郎方に行き暮頃歸る

同八日桂小五郎來る宿より酒肴差出候に付小酌す暮頃より外出

同九日薩長和解之議も愈々相纏候に付此より諸卿方へ復命之爲歸西に相決し九ツ時より乘船福浦迄參候處海上不穩に付滯留上陸小茅屋に宿す

同十日朝出帆九ツ時筑前黑崎に着船

同十二日日出頃出足四ツ時頃大宰府着西里佐七郎と申周旋役來り直に面會其より五卿方へ參殿拜謁之上京攝之事情幷に薩長和解之義に付縷々申述候薩州人黑田嘉右衞門清綱今日當地出足上京之由ニ付面會今夜は一

同と小酌閑談す○下略

○慶應元年五月二十八日（廣澤眞臣ヨリ木戸孝允へ）

芳翰奉謹讀候彌以御壯健被成御起居奉賀候扨如命薩周旋一件に付ては則左之通四境相迫るに隨ひ兎角長縮に出る說ならむか

薩州小松帶刀西鄕吉兵衞等御當家之儀ニ付周旋盡力仕候樣子に御座候處是迄岩公より御内々御賴に相成り御手を被就置候得共此御方情實委細通じ兼居候樣に相見へ申候付兩君公御内慮之處岩公より小松西鄕等へ改て被仰入被下候樣被成御賴尙又小松西鄕も萬一内輪において嫌疑共有之候ては難堪次第ニ付彼御方君公迄徹上仕置候得ば小松西鄕等も内輪掛念無之公然盡力可相成歟との書面侍御史より政府へ持出其節十分に老兄にも御同意之樣相咄節角如何之事に候哉被相考候得共先達條公へ御呈之趣も承知仕居多分意味不通にて可有之兎ニ角薩へ兩君公より改て御賴被申筋ハ不可然當今彼藩種々之取沙汰も有之候得共實否不分明にして手を下し

（回天實記）

還て情實齟齬仕又候如何體之御國害出來も難計何分御差止可然と斷然相
決置候薩迚も實に神州之御爲盡力仕候得ハ我藩においても私怨を以十口
申筋無之段は勿論之事と相考候得共卽今之艱難を相凌んため手を下候樣
には決て相成申間敷矢張是迄之御親因之處を以御附合相成り可然と奉存
候尤彌皇國之御爲周旋仕事に候はゞ其節に至り御取計振も可有之其内之
處ハ行形之通岩公より之御賴之筋にて可然奉存候併如命岩公よりは何と
歟御挨拶有之度老兄御書面之趣を以兼て御議論之侍御史迄篤と相達彼御
方御用人へなり共氣を附候樣旁可及示談候先ハ略貴答迄に如此他は拜青
萬可申上候頓首

五月二十八日

桂　小　五　郎殿

廣澤藤右衞門

（侯爵木戸家文書、防長回天史ニ據ル）

是歲三月朔日薩藩士吉田清右衞門岩國ニ來リ在京ノ老臣小松帶刀ノ書ヲ吉川氏ニ呈シ再征ノ擧ハ尾薩ノ賛セザル所ナルコトヲ告ゲ兼テ上國ノ形勢ヲ報ズコレヨリ先吉川氏

ノ臣横道八郎治森脇一郎右衞門等主命ヲ含ミ京攝ノ間ニ赴キ三月五日伏見ニ於テ薩藩士高崎兵部（正風）ニ面シ告ルニ宗藩内訌鎭定ノ狀ヲ以テシ寬典ノ處分ヲ斡旋センコトヲ請フ高崎語ルニ上國ノ形勢ヲ以テシ再征ハ薩藩ノ賛セザル所ニシテ毛利氏ノ爲メニ盡ス所アラントスルノ意ヲ告ク　編纂者識

○慶應元年閏五月二日（時田少輔ヨリ木戸孝允へ）

一筆拜啓仕候爾來彌御勇健可被成御在山◎在山口ノ略奉拜賀候扨追々御聞及ニ
も可有之過日小田村君御一同筑前行之節宰府表にて相對致候土藩人坂本
良馬近日薩國より歸筑同國之情態相心得居小生共へも荒方相洩申候勿論
公卿方拜謁も被仰付候其次第ニおいてハ小田村君委細ニ御承知之儀ニ御
座候然處右同人且安藝守衞◎黒岩直方ノ變名兩人昨夕馬關へ着仕候先生へ御面話之
義兼而相願居候段噂も致居候事ニ付其積ニ而渡海ニ及候義ト推察仕候乍
御苦勞早々御出關被成下事情御探索有之度所祈候右良馬事者先生ノ御世
話ニ相成候義も有之由申居候先生御面談相成候者何も薩國之情態相分可
申ト奉存候小田村先生へも及御知置候間被仰合早々御出關吳々奉待候其
內不都合之義無之樣爲取扱可申候何分別人ニ而不者密事相洩兼候樣相見申

候先者右之段御報知迄不取敢以一使申上候書外委細之義ハ御出關之刻萬々可得拜話候多忙中取紛草略御海涵奉希候恐惶敬白

閏五月二日

二白差急キ別ゐ狂筆多罪御海涵可被下候頓首

時田少輔

木圭大先生

御密披

（侯爵木戸家文書井上伯傳ニ據ル）

○慶應元年閏五月三日（楫取素彥ヨリ時田少輔ヘ）

尊書拜讀梅霖中倍御清適奉太賀（マヽ）候僕儀も歸山後無別條打過候間乍憚御省念可被下候御使節中御隨行此より裕（マヽ）不一形失禮相働今更後悔之到（マヽ）不知所謝候坂本出關ニ付御飛脚被差出御配念難御堪奉存候彼一條木圭ゐ相談候處都合宜敷卽同人も出關可仕候宰府ニゐ右承合候密計打出シ公然与相謀リ候處諸向引受心宜敷甚降念仕候追々熟談之陽ニも至り可申哉吉川公爲

彌昨日出途明日ハ山口著と奉存候彼是申上度儀御座候得共紙上不一ニ餘ハ御面上ニ讓り可申候何も木圭ゟ御聞取可被下候恐惶頓首

閏月三日

素太郎花押

二白時令御加養爲國家奉專祈候熊野山田之兩家ゐも可然御傳語奉希上候以上

（時田少輔氏藏）

少輔樣　尊下

○慶應元年閏五月三日（木戸孝允ヨリ時田少輔ヘ）

小五郎

少輔樣

內拜復

朶雲奉拜誦候彌　御淸榮御精勤奉大賀候さて先頃ハ出關不一形蒙御高意

奉萬謝候此度坂本其外來關ニ付早々出浮候樣との御事悉細奉畏候明日より早速發途可仕と相決居申候間其中萬緒乍失敬都合克御取扱置被成遣候樣奉願上候實ニ態々之御人遣奉恐入候何も拜青之期と申縮候先ハ爲其匆々頓首九拜

閏月三日夕

尙々乍失敬諸大先生方へ毛可然御致意奉願上候拜　（時田少輔氏藏）

○慶應元年閏五月五日　（木戸孝允ヨリ長藩廳へ）

各位御揃御壯榮御精勤奉恐賀候弟も昨夕着關折柄條公御附土方楠左衞門◎土方久元なるもの上國より下り掛け罷越上國の模樣も甚不面白乍恐朝廷も御微力にて今日御一定と申邊之思召も不被相窺諸藩々征長之と〻めにも今日征長と申事にては條理不相立一應從朝廷至當の御處置被仰出其上服從不致節ハ罪をならし天下へ公然と號令を下し征討有之度など〻申位の事にて其處理と申說もどの口より傳承致し候ても何れも決して不被折合事而已どの道行詰ハ進か守かの二つに有之候處元より輕易ニハ不被相進候得共兎ニ角今一應屹度大難ハ來り候覺悟に無之ては不相叶何れ一大變動に付どの道可立至模樣に付薩上國詰のものも甚掛念之趣ニ付今度急ニ歸國大島◎西鄕吉之助ノ變名等へ早々上國を促し候次第ニ付大島來十日前後蒸氣船ニて來關致し弟へ面會致し度ニ付是非馬關へ出浮吳候樣との事に付土方も長府迄出掛弟出關の趣を聞於馬關相待居候次第ニ付筑行は一先見合來關の上は大島へも可疑ヶ條を擧げ屹度督責仕見度肥後も中々手を盡し是非征討無之ては不相濟との決談に付餘程力も盡し彼横井なども共に大に手を廻し居候趣彼等も雖姦元より尋常人ニハ無之事ニ付油斷も不相成何分ニも待敵の說は御決定有之定て昨今ニハ岩公◎岩國藩主吉川監物も御出山◎山口へ出ルト〻と奉存候然る上は早急御三末樣にも御出浮被爲在片時も速ニ御決議被爲遊候て御家中諸隊へは不及申御國內へ布告肅然と覺悟相定め御指揮を相待候樣御處置有之度左候て岩國御出浮之上は姦魁之御處置迅速ニ御手

藩長同盟關係

被下進退事等も早々相運ひ何卒御國内の人心惑を解き方向相定り候御處置偏に奉祈候自然萬一も岩國御出山の機を失し候ては百事瓦解御盡力之程是非々々奉仰候彌岩國も御出山ニ相成候得は御三主(原註)御三主ハ末家三藩主ハ方へも速に御出浮被爲在候樣被仰進度奉存候(中略)

上國之次第も前條之通ニ付御手當事何分ニも速に御運に相成候樣奉祈候小銃も早速手に入候事無覺束長崎ニ長キミヲ一千挺程は有之歟之由左候得は差向此分丈け御求に相成候てはハ如何哉先日御決定に相成居候丈之分ハ相誂置候はゝ何れの日歟參り可申候長崎有合之分丈けは御拂下に相成候ても速にハヶ可申歟と奉存候(下略)

閏五月五日夜

（侯爵木戸家文書防長回天史ニ據ル）

○慶應元年閏五月八日（土方久元ヨリ時田少輔へ）

醉中亂筆不成文御推讀奉願候失敬之段は偏ニ御海恕奉祈候

御手簡被投辱奉捧讀候彌御安康被成御座奉賀上候陳昨日は御用繁ニ而竹崎ゟ御供も得不仕遺憾之至奉存候却而御懇謝之程奉愧縮候如來諭明日は愈歸筑之含ニ付追而御再會之上萬縷可申上候滯留中ハ段々御懇命奉蒙難有仕合奉存候乍恐

君上樣ゟ御都合を以

御前宜御披露奉賴候折角時下御自重爲天下御盡力奉專祈候取急草略貴酬迄如此御坐候恐惶敬白

閏月八日

時田少輔樣　　土方楠左衞門

侍史貴報

（時田少輔氏藏）

○慶應元年閏五月九日（閏五月五日夜付木戸孝允ノ書翰ニ對スル政府員答書）

御表書奉拜見候彌以御剛健被成御滯關奉珍壽候土方楠左衞門此度上國ヨリ下リ掛御相對相成候趣委曲承知仕候薩藩大嶋◎西郷吉之助事明十日前後蒸氣

船にて上京之砌其御地罷越老兄へ致御面會度念願有之由にて大宰府行は
一先御見合相成り右御相對之上彼藩可疑事件屹度御督責被成候上彌可信
趣ニ候はゞ此内預御示談置候通程克可被成置申も踈に奉存候岩公◎吉川經幹
にも過る六日御出山被爲在未た爲何御議論も承知不仕候得以往待敵其外
御處置振確乎御不動有之度就ては御三末樣にも御一同御評議相成候樣と
の御事にて既に君側より御使被差越決して近々御出山と一統相待居候今
日御國内御手煩之根基は如命姦魁之御處置にて實に差急事と相考無踈詮
義仕候小銃之事は此内村田藏六より青木群平其外迄申越候通不取敢長崎
條銃千挺崎陽ニ於て御買入相成度其餘之處も何卒早々御手に入候樣是祈
候大嶋へ御相對相濟候得ば薩筑國論上國邊以往之形勢も略相知可申事と
相考何邊早々御歸山奉待候右爲御答如斯御座候　恐惶謹言

（侯爵木戸家文書防長回天史ニ據ル）

閏五月九日

○慶應元年閏五月　（薩長連衡ニ關シ木戸孝允自叙ノ要旨）

歸國して見れば前日敵視せしものの（薩な）り今や五卿を保護し長州は怨を懷て
孤立す長州今日一致して我主公を戴く五卿にして苟も其起居に安んせざ
るあらば全國の力を盡し之を長州に迎へざるを得ず因て衆に謀り後藤深
藏（後藤は土州人にして當時遊擊軍の軍監なり◎土田宗兒正則ノ變名）に托し一書を條公に呈し安危を問ふ條公の
答に薩藩の近情前日に異なるものあり彼れ善を爲すも曲て疑惑する時は
却て前途の事に困難多からむ但し我等の志は彼の向背によりて變せざる
は固よりなり降心すべしとの意を示さる因て漸く安心せしも猶甚だ疑ふ
もの少からず其後土州人坂本龍馬石川誠之助等も長州ニ來り桂等に薩長
和解の事を促す前年天王山の役兵士弓銃刀鎗を混用し其大不利を知れる
を以て今や機に乘じ兵制を一變せんと欲し其利害を參政山田宇右衞門に
も謀り大村益次を拔擢し軍事を改正せしむるの際にして小銃一萬餘挺を
買求するの要あり因て龍馬等に說くに現狀を以てし長州四境皆敵而して
薩州天下の爲め我を容れむとすと云ふ兄等の言果して眞ならば薩名を假

り小銃を長崎に求めんと欲す如何と龍馬等之を諾す終に井上聞多伊藤俊輔を長崎に遣り小銃七千挺蒸氣船一隻を買得したり（防長回天史抄）

木戸ノ自叙ハ本書第二巻「木戸孝允長藩勤王始末覺書」ニ在リ參照

○慶應元年六月二日（伊藤博文ヨリ木戸孝允へ）

（前畧）良馬誠之助（◎石川誠之助即中岡愼太郎）兩人上京之節彼の蒸汽船買求之儀及談判候處何邊盡力仕候て被行候事ニ候得は良馬歸關可仕と約束仕置候最上京直樣及示談一左右爲報知兵庫邊より船一艘雇ひ候而事情精し敷可申越ニ付其節船賃等當地にて拂渡吳候樣申事ニ付右之儀も約束仕置申候書狀ハ賢台と私へ當送附可申と申居候（下略）

（行間細書附言）汽船買入ニ付名を借り相求候等之事ハ狂介（◎山縣狂介）も至極同意仕居申候

（侯爵木戸家文書井上伯傳ニ據ル）

○慶應元年七月十九日（井上馨伊藤博文ヨリ長藩政府員へ）

爾後御淸適可被爲入欣躍之至奉存候小生共一昨十七日太宰府迄無恙到着仕候間乍憚御放慮奉願上候條公樣方御英然可被爲在候間此段被爲達君聽候樣奉願上候縡ニ拜謁仕縷々事情申上候處大ニ御安心被爲在候處別段相變候事も無之當節五藩御警衞之人數も交代彼是ニて至て少人數之樣子ニ承り及申候崎陽行則今日より當地出奔之覺悟ニ御座候當節は小松帶刀崎陽ニ相滯居候由ニて旁都合宜敷多分被相行可申と奉存候當地出張篠崎彦十郎と申者より崎陽出役之者へ添書仕吳候ニ付土の楠本氏（◎文吉海援隊士谷晉）同行可仕候薩人を一人同行を相賴み候へ共當節少人數ニ付一人も難差越由ニ付不得已三人ニて罷越可申と奉存候右ニ付ては銃艦共買求之相談相決次第金は從崎陽慥成町人ニても差出可申候ニ付此書相屆次第金高凡拾貳萬兩之御手當被成置前廣馬關迄御差出置被下候て從崎陽一書差送次第何時も御渡相成候樣奉願上候此度は如何樣之事有之候ても御違約不被下候樣奉願候薩州人へ對し候ても自然違背仕候事出來候ては僕等面皮は差置國辱不可雪と奉存候此段偏ニ御忘却不被下候樣奉冀候爲其急飛を以如此御

井上伊藤二士ノ篠崎彦十郎ニ面會土方久元ノ紹介ニヨル編者識

座候誠惶謹言

七月十九日

山田宇右衛門樣　　山田新助◎井上ノ變名

兼重譲藏樣　　吉村莊藏◎伊藤ノ變名

廣澤藤右衛門樣

前原彦太郎樣

桂小五郎樣

（木戸家文書、井上伯傳ニ據ル）

○慶應元年七月二十二日（井上馨伊藤博文ヨリ木戸孝允ヘ）

七月廿二日之御懇書難有奉拜讀候御別後嘸々御苦慮可被爲在と奉拜察候

尚々山口某は太宰府より日田邊へ罷越候由ニ付其儘差置申候大ニ虚喝を吐き候とて御附人數等も大ニ笑居申候位ニ付強ての事も有之間布候へ共多分處々流落仕候中ニは被縛可申乎と懸念仕候以上

私共崎陽到著隨分當節ハ苦慮盡力仕候九州邊事情可申上樣被仰越候處別段委敷義ハ未ダ承知不仕候へハ荒増承リ候處近來ハ平戸大村兩藩殊之外正義凛然之模樣ニ承リ及申候渡邊昇（マヽ）も當地滯在小松帶刀抔追々面會之由ニて餘程ヨキ人物と賞居申候肥前國論更ニ如例不相分肥後筑前久留米擧國俗論横井之門人登庸握權之由薩ハ實ニ當節ハ幕府の嫌疑を受居申候當節ハ小松崎陽ニ滯在蒸汽船四五隻宛相舶居候ニ付肥後人抔ヨリ長崎鎮臺へ薩ヨリ長を助る爲め小松當地滯在抔と上言仕候位最薩ニテハ區々之事に不係海軍を盛ニして武備を充實させる事而已に專力を盡居申候土藩新宮◎馬之助高松太郎千屋◎寅之助上杉◎宗次郎イヅレモ坂本龍馬部下ノ隊士也等之士ト面會仕候色々議論モ有之候へ共歸來可申上候先達テ馬關へ參リ候瓜生三寅ト申越前人既ニ賢臺へも御目に懸リ候ものの至て姦物ニて肥後庄村某と結合追々諸方之探索ヲ以幕へ申込候由也既ニ賢臺馬關ニテ英ミニストルと御應接ニ相成候攘夷敕諚之事ニ付テハ當節一冊之書に綴リ色々誹議を加へ英ミニスト

ルと賢臺之論と故之英ミニストルとの論を三等に分ち瓜生之註を入れ有之由夫一見仕候○船御買入之事ハケ様切迫ニ政府諸彦申越候へ共決而御氣遣被成下間布候イカ様ニても相成可申候事ニ付周旋可仕候最是非乘此時相求置度候ニ付何卒政府ニ論迫被下候て御買入相成候様御盡力奉願候年越ニテ金ヲ拂候事等ハ此度ハ餘リ不面白ト奉存候不被行義ニハ御座候へ共僅七萬ドル位之事且危急存亡ニ相備候事ニ候へハ金モ一應相拂候方可然と奉存候私共別懇なる英人ガラズと申もの兩人商賣等相始候へば百萬ドル位之事ハ何時借（マヽ）呉候ニ付イカ様ニも此先ハ御手傳可申上候御氣遣被成遣間敷候様奉願候船之御答を速に政府より御申越奉願上候賢臺へ而已責を歸候てハ奉恐入候ニ付政府諸彦へ宛テ書翰差送リ申候御推讀奉願上候先ハ爲其申上候　恐惶謹言

七月廿七日

花　輔（◎井上ノ變名）

一此度ハ餘程謹愼ニて候間無用之入費等ハ一向不仕候間馬關迄金繰出し置候事抔ハ無相違御願申上候以上

同　日

春　輔（◎伊藤ノ變名）

（侯爵木戸家文書井上伯傳ニ據ル）

同　人

○慶應元年七月二十六日（井上馨、伊藤博文ヨリ長藩政府員ヘ）

以飛書御答申上候銃艦一條被仰越候委曲致拜諾候拙生共過る廿一日崎陽到着薩藩小松帶刀其外面會之上一々及示談候處案外ニ都合宜敷參リ薩州買入之名前を以周旋致呉候との事ニ相決既ニ當節夷人へも及懸合銃は殆不殘相調申候左候て艦之義も御買入相成候儀は必然御決着相成居候事と相考只得其名候へば子細無之事ニ付何卒買求候方略色々苦心仕候て薩人へも急迫ニ談し込依賴仕候處固より於今日は唯吾藩之寸益ニも相成候事ニ候へハ幕府への嫌疑等之事ニ更ニ眼を注き候譯ニ無之故いか様之事に

ても盡力可仕との事則銃買求之義も速ニ相運ひ候如く毛頭嫌疑を厭ひ候
樣子も更ニ相見不申後來之處も力之及候丈ケハ相助可申との義ニ付卽明
後日より小松帶刀歸國新助◎井上變名ノ同行蒸汽船にて一應鹿兒島迄參り候樣
相決申候莊藏◎伊藤變名ノ義ハ當地ニ滯留小銃不足等之始末を相着申候て薩之
蒸汽艦再ひ崎陽へ到來を待候て銃を積込直樣歸帆と相決申候就ては能々
御熟考奉願候事ニ御座候薩にて箇樣ニ嫌疑を不厭盡力仕呉候へハ幕府之
忌諱ニ觸候事イカ計カ被推察候事と奉存候外藩ニてさへ如此致周旋呉候
事ニ御座候へハ諸賢臺一應御評決之事再變仕候樣相成候てハ實ニ今日之
急ニ應候而已ナラス外藩へ對候ても國論一定之處ハヶ樣と申候言葉も有
之間布と奉存候今一應君上へ御伺等之事ハ急務之事ニ候へハ片時も速ニ
被爲伺御評決可被仰越義と奉存候只々御買求相成候と不相成との御決議
相着居候へハ其名を得其船を求候等之事ハ死力を盡し御國害を不生樣と
實に焦思勞心仕候て既に薩藩へも深重之熟議ニ及候折柄曖昧模稜之事ニ
て御決斷不相着候てハいか樣にして他より扶助仕候事出來可申哉僕等外
ニて盡力仕候益も有之間布と奉存候則銃を求候ハ不虞之御備ニて自然敵
兵境內ニ差迫候て暴戰ニ及び可申も難計事ニ付御手當相成候事ニ候へハ
其不慮ニ御備相成候義ハ人力之及候丈けは御調不相成てハ相濟間布と奉
存候只昔日之因循ハ今日之實着と而已御存付ニては時勢ニ違ひ候事と奉
存候於拙生共ハいか樣共諸賢臺之貴意ニ任せ可申候へハ中々礮艦御買入
等之事も幕長關係之中ハ容易ニ再ひ相調候譯に無之且薩藩と申候ても度
々相煩し候譯ニも參申間布且僕等當地滯在之苦慮も少し御推察奉仰候固
より束縛せられ候ても拷掠百端處不敢辭ニ御座候へハ毛頭御國害ニ相成
候事ハ決て不仕候ニ付此段御推察奉冀候猶艦之義ハ一旦薩人へも依賴仕
候て略相決候儀且後來之處も薩と御合一ニ御座候へハ此方より餘り動搖
之言を不出方可然と奉存候間何卒速ニ君上御伺艦ノ御入用と御不用と申
事を急速ニ御答奉願候薩國論開國勤王ニ無之ては皇威回復ハ出來不申と

擧國一決と承り及申候會津抔と絶交議論異同ニ相成候義ハ只會之論ハ開國ニして幕威を助る之論ニて薩と相離候由固より未た信偽一ニ御氷解も相成間布候へ共僕等一見之處ニ於ては薩今日之國論毛頭國家之禍害ニ相成候譯更ニ有之間布と奉存候船之義ハ御廟議御一決絶て御動搖無之處分明ニ被仰越可被下候最速ニ無之候ては行違ニ相成可申ニ付迅速ニ御決斷爲邦家奉仰候餘ハ別紙一ツ書を以御承知可被成下候匆々恐惶謹言

七月廿六日

山田宇右衞門樣
桂　小五郎樣
廣澤藤右衞門樣
兼重　譲藏樣
前原彦太郎樣

山田新助
吉村莊藏

別紙

覺

一ミチーケベール短筒
　四千三百挺凡挺別拾八兩之積リニ
右へ當ル代金
　七萬七千四百兩

一ケベール
　此分所々豪農其外寄組等買得申出候者餘分有之候樣承リ候ニ付此度買得仕候事若し上ニ御不用ニても御國中之益ニ相成候間一應之拂金ハ上より御拂方奉願候取締リ方ハ私とも兩人より取集候ゐもよろしく又上より賣拂被仰付候とても宜敷候間右之金引當丈ハ當分之事故是非とも御願申上置候

右之金子五兩積リニテ

壹萬五千兩
合九萬貳千四百兩
右ハ眞之荒積リニ候間いつれ少々金之千二千位ハ餘リ候樣算立仕置申候
一金子渡し方ハ於馬關ガラバと云異人船便ニて夜中不殘相渡候約條ニ御座候間必々來八月十日を限り馬關迄御繰出し置被成置候樣奉祈候若し不都合之義候者兩人之面皮は差置二州之恥辱と立行候間深く御勘辨可被成下候以上
一馬關迄贈リ方之義ニ付ても色々吟味仕候得とも多分之事故實ニ名を設跡を隱滅する樣之良策無之込り入候得とも小松其外へ談候而薩州之海門丸と云船明後廿八日より鹿兒島迄米之運送仕候上凡十日位滯留ニても再崎陽へ參リ銃不殘積入候而馬關迄贈リ付之談決ニ相成候故凡來月十二三日之頃迄ニは是非とも着關之都合ニ御座候乍去石炭之費と水夫

へ之心付等ハ是より出し不申ては不相濟事と奉考候其御心持ニ御配慮可被成下候兩人も歸關は其節乘込候積リニ御座候何も此度薩より至て正實ニ心配且餘程弟等へも念を入呉候間相應之答禮無之ても不相叶候事
一銃ハ貳拾挺入五百箱計りも有之候故關地へ水揚候ても無益且陸送リハ餘程之費故來月十二三日迄ニ癸亥丸を馬關迄差廻し被置候而夜中ニ於て船を近く寄船より船へ積込みして小郡へ被差廻候方便利と心得候間其御手都合可被成置候
一ミニヱーケベール三百挺丈餘分ニ相成候得とも不殘賣拂度事異人より申出且薩藩人よりも度々噂有之候間都合三百位之事故辭退も難仕候故買添候是も餘計之事と被思召候ハヽ何時も脇方へ讓り可申候何も少々之出入ハ御約束前と相違候ても必々御立腹なく樣奉祈候成丈は心配仕候而安く求候間必々御安心可被下候暴狂之者兩人參リ候故色々と御氣

遣之程奉遠察候いつれ幕よりハ不係善惡罪名を付候而若し諸侯憤發と
もハ仕間敷かと謀計故必々小事と風說ニ御疑惑なく決戰と御一定候得
者トテモ薩も見捨候覺悟ハ無之樣奉考候內ニ强實一定之論無之而外之
扶助を求候ゐは實ニ外より誠實は決ゐ盡し不申候何分御疑惑なく御實
備肝要ニ御座候以上

七月廿七日

山田宇右衞門樣
兼重譲藏樣
廣澤藤右衞門樣
前原彦太郎樣
桂小五郎樣

坐下

山田新助
吉村莊藏

覺

一木船ニて蒸汽凡長さ貳拾四五間位造立より七年程ニ相成候事凡代七萬ドル位と申出候事
金子ニして
凡參萬九千兩位ニ御座候事

七月廿七日

山田新助
吉村莊藏

（侯爵木戸家文書井上伯傳ニヨル）

○慶應元年八月二十六日（井上馨等小銃の回漕と長藩主近藤昶に厚賚）

君○井上馨の長崎に歸著○薩藩より するや伊藤○博文は小銃購入の事を完了し居りたれば薩藩士及海援隊士等と協議の上之を薩船胡蝶丸ニ積込み上杉宋二郎を伴ふて共に長崎を出發し八月二十六日馬關に着す伊藤上杉の二人は同地に上陸し君は積載の小銃を監督して直に三田尻に回航したり（中略）君○井上

が三田尻に回航したる小銃はミネー四千挺にして餘のヶベール銃は世人の耳目を避る爲め別船にて運送したることは林良輔の書翰に依て之を知るべし（書翰略）君〇井上は山田〇宇右衛門正木二人を見て長崎及鹿兒嶋に於ける周旋の次第と小銃運漕の手續等を縷陳せしに山田等漸く君等二人の勞を謝し且つ既往齟齬の事情を辯疏せり既にして小銃陸揚の事完了するや山田等は山口に歸り君は再び胡蝶丸に乘組みて馬關に至り桂高杉等と協議の後又山口に入り敬親公父子ニ謁して馬關出發後長崎鹿兒嶋に於て海援隊士と交涉の次第より小銃の購入及其運搬に至るまでの事狀を詳細に上申し且つ上杉宋二郎の勞頗る多きを陳べ彼を引見して親しく今後の事を依頼あらむことを請ふ兩公乃ち使者を以て上杉を馬關より招き引見して厚く之を勞し幷せて汽船購入ことを依頼し賜ふに後藤祐乘の製作に係る三所物小柄笄を以てす

〇慶應元年九月九日　（龍馬ヨリ池内藏太家族等へ）

（井上伯傳抄）

時々の事ハ外ゟも御聞被遊候へし然ニ先月初五月ナリし長國下の關と申所ニ參り滯留致し候節藏に久しくあハぬ故たすね候所夫ハ三日路も外遠き所に居候より其まゝにおき候所ふと藏ハ外の用事ニて私しのやとへまいりたかいに手をうち候て天なる哉〳〵きみよふ〳〵と笑申候このころハ藏一向病きもなくはなはたしやなる事なり中ニもかんしんなる事ハいつかふうちのことをたすねす修日（マヽ）たんじ候所ハ唯天下國家の事のみ實に盛と言へし夫ゟたかいにさき〳〵の事ちかい候て是よりもふつまらぬ戰ハ（衍カ）をこすまいつまらぬ事にて死まいとたかいニかたくやくそく致し候おしてお國ゟ出し人ニ戰ニて命をおとし候者の數ハ前後八十名計ニて藏ハ八九度も戰場に彈丸矢石をおかし候得とも手きすこれなく此ころ藏かじまん致し候ニハ戰にのぞみ敵合三四十間ニなり兩方ゟ大砲小銃打發候得ハ自分もちてをる筒や左右大砲の車なとへ飛來りて中る丸のおとバチ〳〵其時大ていの人ハ敵につゝの火か見ゆると地にひれふし候藏ハ論して是

ほとの近ニて地へふしても丸の飛行事ハ早きものゆへむへきなりとてよ
くしんほふ致しつきたちてよくさしつ致し藏かじまんニて候いつたい藏
ハふだんニはやかましくにくまれ口ヲ計いゝてにくまれ候得ともいくさ
になると人かよくなりたるよふ皆かかわいかるよしニて大笑致し候事ニ
て候申上る事ハ千萬なれハ先ハこれまて早々かしこ

九月九日　　龍

池　さま
杉　さま

猶々もちのおはゞいかゝやおくばんハさんなといかゝや平のおなんハい
かゝや其内のぼたもちハいかゝやあれハ孫三郎孫二郎お養子ニすはすな
りしが是もとがめにかゝりしいかゝにや時々ハ思ひ出し候
○あのまどころの島與が二男並馬ハ戰場ニて人を切る事實ニ高名なりし
か故ありて先日賊にかこまれ（其かす二百計なりしよし）はらきりて死たり

このころ時々京ニ出おり候ものゆへおくにへたよりよろしきなり然ハお
内の事すいふんこいしく候あいだ皆々様おんふみつかわされたく候藏に
も下され度候
私にハあいかわらすつまらん事計御もふし被成候におゝきに私方もたの
しみニなり申候あのかわのゝむすめハこのころハいかゝニなり候やあれ
かよみ出したる月の歌諸國の人か知りており候かしこ

お國の事お思へハ扨今日ハ節句とてもめんののりかいきものなとごそご
そと女ハおしろいあぎのかまほねゟ先キに計ちよふとかいつりの面の如
くおかしく候やせんも京ニてハぎおん新地と申ところにまいり候夫ハか
のけいしやなとハ西町のねへさんたちとハかわり候思ふ
然レ共あの門田宇平かむすめ下本かるもかさかり三林（サンリン）亡（ホテ）なとなとお出
し候時ハそのよふニおとりハ致すましくたあほ（ヾ）ふのよふたはかりかわり

候べし（野島家文書註）門田宇平ハ山北ノ産後チニ小高坂村西町ニ住セリ白札格ナリ藩ノ命ヲ帶ビテ伏見ニアル事九年此間眞鍋豐平ニ就テ一絃琴ヲ習得シ始メテ之ヲ土佐ニ傳フ女名竹、下元苅藻ハ北奉公人町三丁目ニ住セシ御用人格下元某ノ女ニシテ又太郎（後直易）ノ妹ナリ後チ水通町大谷助太郎（後チ巖）ニ嫁ス、サカリ三林亡娘ノ綽名ナルベシコレ等ノ人々美人ノ聞ヘ高カリシヨリ自然壯者ノ評判トナリシナルベシ

○時に廣瀨のばんばさんハもふしにハすまいかと存候

○わたしかお國の人をきつかうハ私しのうバの事ニて時々人にいゝこのころハ又うバかてたとわらハれ候御目にあたり候得ハ御かわいかりねんしいり候

○世の中も人の心もさわいたりみたれたり致候得ハかへりてしつまり候て治世のよふなり候なりかへりて一絃琴なとおんはしめいかゝかしこ

○文おんこしなれハ乙女におんたのみぢきととき申候このころハよきたよりにてき候藏にもかならす御こしかしこ

池　さま
杉　さま　各女中衆　龍　ゟ

○

（朱書）〔前後斷欠〕

私事ハ初ゟ少々論かとなり候故相かハらす自身の見込所を致し候所皆どふ致し候ても事かできぬゆへ初に私しおわるくいゝ私しお死なそふとばかり致し候ものも此頃ハ皆々何となく戀したいてそふたん致し候よふニ相成實にうれ敷存候私ハ近日おふゝゝ軍致し將軍家を地下ニ致候事かてきす候時ハも外國ニ遊ひ候事を思ひ立候二國三國ハそふたんニおふし候得へども何分時節か十分ニなく又長州のよふつまらぬ事ニ致してハならぬと存し候まおかんかへ私とても一生うちニおりてぬかみその世話致すハいやと存候ハ今日ニてよく御存被成度候今私か事あけ致候時ハ皆大和（ヤマト）國や野州（ヤシウ）やニて軍五六度も致し候ものをあつめをき夫をつかい候得ハとふしても一度ハやりさへすれハ志をうると存候然共中々時かいたらす

世上ニ義理太イ分ンわかりたり

○慶應元年九月九日　（龍馬ヨリ姉乙女及ビおやべへ）

私共とともニ致し候て盛なるハ二丁目赤づら馬之助水道道横町の長次郎
高松太郎望月（龜彌太）ハ死タリ此者ら廿人計の同志引つれ今長崎の方ニ出稽
古方付り候御國より出しものゝ内一人西洋イキリス學問所ニいりおり候
日本ハ三十計も渡り候て共ニ稽古致し候よし實ニ盛なる事なり
私しハ一人天下をへめくりよろしき時ハ諸國人數を引つれ一時ニはたあ
けすへしとて今京ニありけれとも五六日の内又西に行つもりなり然共下
さるものなれハふしみ寳來橋寺田屋伊助まて下され候よふ御ねんしなり
しつにおくにのよふな所ニて何の志さしもなき所ニくすゝして日を送
ハ實ニ大馬鹿ものなり

かへすゝも今日ハ九月節句とておやべかこんへいとふのいかたかおし
ろいにてふさかり候を察いり候ねこをいたき西のをかゑんニてひなたほ
つこふ大口計へゝうゝさつしいり候

乙大姉ニ申奉ル

扨先日文さしあけ候よろしく御らん可被遣候○ちかころおんめんとふニ
候得とも實におねがいニ候間御聞込つかハされかし
あのわたくしかをりし茶さしきの西のをしこみ書物箱かありし其中ニい
かにもきこげしかのひよふしかゝり候小笠原流諸禮の書十本計ほんのあつ
さハ一分二分計の本のあつさニて候此頃あるかたより諸禮の書求くれよ
とありけんどもとふもこれなくあれでなけれハとふもなり不申候かなら
すゝめんとふとうちすておかずに御こしつかハされたくねんし候

是なおやべとんニもふす

近頃御めんとふおんねかいニ候とふぞ御きゝこみねんしいり候扨わたし
がお國ニおりし頃ニハ吉村三太と申もの頭のはげたわかいしゆこれあり

（男爵鴻池善右衞門氏藏）

候これかもち候歌本新葉集とて南朝楠木正成なとのころよしのニて出來しかたのほん也にてできし本ありこれがほしくて京都にて色々求候得とも一向手ニいらす候間かの吉村より御かりもとめなされおまへのだんなさんにおんうつさせおんねかい被成何卒急ニ御こし可被下候

上申上候乙大姉ゟの御頼の本又おやべゟ被下候本ハ入道盈進(エイシン)まておんこし被成候時ハ私まてとゝき候

もし入道盈進かおくにへり候ハ伏見ニておやしきのそバニ寶來橋と申へんに船やとニて寺田屋伊助又其へんニ京橋有日野屋孫兵衛と申ものありこれハはたごやニて候此兩家なれハちよふど私かお國ニて安田順藏さんのうちニおるよふなこゝろもちニており候事ニ候て又あちらよりもおゝいにかわいかりくれ候間此方へ薩州樣

も手かみニてもおんこし被遣候時ハ私ニとゝき候かしこ

西郷伊三郎と御あてにて品ものニて

九月九日

おやべさん

京のはなし外ニ内々ナリ◎以下裏面ニ書シアリ

とし先年雷三木三郎梅田源二郎梁川星巖春日なとの名のきこへし諸生太夫か朝廷の御爲に世のなんおかふむりしものありけり其頃其同志にてありし檜崎某と申醫師夫も近頃病死なりけるに其妻とむすめ三人男子二人其男子太郎ハすこしさしきれなり次郎ハ五歳むすめ惣領ハ二十三次ハ十六歳次ハ十二なりしか本十分大家にてくらし候ものゆへ花いけ香をきゝ茶の湯おしなとハ致し候得とも一向かしぎぼふこふする事ハてきすいつたい醫師(いしや)というものハ一代きりのものゆへおやにしんてハしんるいというものもなしたま〳〵あるハそのきよにしよふして家道具なとめいぬすみてかへりたる位にてそのとふしハ家やしきおはしめどふぐしふん

龍

のきりものなどうりて母やいもふとやしないありしよしなれともついにせんかたなくめい〳〵とりわかりほふこふ致し候てありしに十三歳の女ハ殊の外美人なれハ惡者これおすかし島原の里へまい子にうり十六ニなる女ハたまして母にいゝふくめさせ大坂に下し女郎ニうりしなり五歳の男子ハ粟田口の寺へつかハせしなり夫おあねさとりしより自分のきりものをうり其錢をもち大坂にくだり其惡もの二人をあいてに死ぬるかくこにて乃ものふところにしてけんくわ致しとふ〳〵あゝのこちのといゝつのりけれハわるものうてにほりものしたるをだしかけべラホヲ口にておどしかけしに元より此方ハ死かくごなれハとびかゝりて其者むなくらつかみかをしたかになくりつけ曰ク其方がたまし大坂につれ下りし妹ことをかへさすハこれきりてあると申けれハわるもの曰ク女のやつ殺すぞといゝけれハ「女曰ク殺々殺サレニはるゝ大坂ニくたりをる夫ハおもしろい殺セ〳〵といゝけるニさすか殺すといふわけニハまいらすとふ〳〵其い

もとおうけとり京の方へつれかへりたりめつらしき事なりかの京の島原にやられし十三のいもふとハとしもゆかねハさしつまりしきつかいなしとてまづさしおきたり夫ハさておき去年六月望月らか死し時同人の者八人計も皆望月か如　死したりしそのまへ此者ら今の母むすめか大佛邊にやしなくかくし女二人してめしたきしてありしか其さわきの時家の道具も皆とりでの人數か車につみとりかへりたれハ今ハたつきもなく自分ハ母と知定院と言亡父か寺に行やしなハれてありし日々喰やくハすにじつあわれなるくらしなり此あとハ又つきニ申上る

右女ハまことにおもしろき女ニて月琴おひき申候今ハさまてふじゆうもせすくらし候此女私し故ありて今あつけおきすくい候又私のあよふき時よくすくい候事ともあり萬一命あれハとふかシテつかハし候と存候此女乙大姉をしてしんのあねのよふニあいたがり候乙大姉の名諸國ニあらハれおり候龍馬よりつ

よいというひよふはんなり

○なにとぞおびかきものかひとつ此者ニ御つかハし被下度此者内々ねかいいて候此度の願候よふじハ

乙さんニ頼候ほん

おやへニ頼みしほん

夫ニ乙さんのおひかきものかひとすぢ是非御送り今の女ニつかハし候今ののの名ハ龍と申私しニにており候早々たすねしニ生レし時父かつけし名のよし

○そして早々忘れし事ありあの私かをりし茶さしきの西の通りかある其上ニ竹か渡してゐやら字やらなにかとふしニ記し候ものあり其中順藏さんのかきしものあり御送りそして短尺箱(タンシヤク)に母上父上の御歌おはあさんの御歌権兄さんのおうたおまへさんの御うたこれありけりなニとそ父上母上おはあさんなと死うせたまいし時と日と皆短尺のうらへおんしるしなされおんこしこの中ニ順藏さんか私しニおくりし文かとふしニしるし大い半紙位のものあり御こし是ハ英太郎か父の者ほしかり候間つかハし候

夫ニ此度の御ねかいハそれ〳〵おんきゝすてなく御こしねんしかしこ

九月九日　　龍

乙あねさん

おやべどん

御頼のもの
かず〳〵井ニ
おはなし
長き御返し
被下度候

（坂本彌太郎氏藏）

○慶應元年九月日　（長谷川仁右衞門京地事情書）

長谷川仁右衞門京地事情書

九月六日熊本出立

一去ル十一日大坂着早速勝安房守樣面會事情承候處幕府之模樣征長之義

ハ成程御達相成候末御道筋等御取調姫路迄モ御進發被爲在トノ義ニハ候得共一切其精神相見ヘ不申只々一旦被　仰出候事後弱リ之姿ヲ覆ヒ候迄ノ御事ニテ賴ミ無之迚大ニ慨歎ニ相成ケ樣之勢ニテ迚モ幕府ハ賴マレ不申

朝廷ハ彌征長之儀ヲ御主張ニテ決然ト御眞意ニ有之一刻モ早ク有志之大名肥薩ヲ初メ四五藩出京ニ相成御相談有度且英佛彌近々攝海ヘ廻リ候儀無相違候處幕府之應接信義ヲ失ヒ候末ニテ敬承可致樣無之列藩連印之義ヲ以テ應接有之度萬一大名入京前ニ異船廻リ候ハヽ安房守引受應接ニ及追テ大名集合之上連印ヲ以談判致筈ニ付夫迄ハ如何樣之申出モ遠慮致シ候樣自分受合可申候間有志之大名入京之埒ニ至リ度懇願之咄ナリ

一閣老阿部豐後守殿上京掛大坂ニオイテ安房守殿面會ニテ段々咄合ニ相成大ニ議論合候由ニテ先生大ニ喜ヒニ相成此閣老ハ余程有志之御方ニテ閣老中之壹人ト被稱無人之幕府是壹人ヲ賴ミト被申候

一十三日京着早速越薩ヘ參リ候處何度モ幕府之見込ハ同樣ニテ御坐候何レノ咄モ御壹人先登之君ヲ大ニ祈居申候

一十五日之朝兵庫ヨリ使參リ坂本良馬ヨリ申越候趣ニハ薩州周旋ニテ勝殿ヲ御召之御內儀ニ相成今朝之內ニモ御達シ可有之左候得ハ直ニ入京ニ可相成良馬ハ十六日朝迄ニ着京可仕夫迄之處長谷川姓滯京相成候樣トノ事ナリ

一長谷川阿部閣老ニ拜謁致シ御咄之趣ハ幕府數百年之大平ニテ御武器等調居不申譬ヘハ百挺モ可有之筈之物五拾ニモ不足致シ御組方抔五拾人可有之處貳拾或三拾位ノ事ニテ其他萬事夫ニ應シふだらいニテ中々急速之御進發不被爲出來然ル處此十五日ヨリ十八日迄ノ內

將軍樣行軍御覽有之筈ニテ其上御進發御定日被爲立筈トノ御咄ニ御坐

候長谷川ヨリ押テ申上候ニハ其上猶御定日ニ相成不申候ハヽ如何之御
模様ニ候哉ト申上候處其節ハ自身早速駈下御催促申上候覺(マヽ)語ニ候ト御
返答ナリ且今日之體自國外國ニ掛リ候テノ儀ハ賢明之諸侯ヲ集相謀候
テ國家之基本ヲ立テ外國ゟ之處置モ皆一途ニ出候樣成行不申トノ御咄
ニ有之候其心配等ハ列藩有志ノ面々ゟモ内密申談候樣重役中ニモ咄シ
置候樣被仰候長谷川出府之事モ御咄申上候處松平伯耆守樣へ跡ノ事ハ
御賴被置候ヨシニテ此御方へ添書ヲ附遣可申トノ御事ニ御坐候

一前件有志之大名御集合之儀ハ薩越之有志者皆同說ニテ昨日大島吉之助
村田巳三郎ゟ參リ咄合之模樣大ニ進ミ之勢ニテ村田モ大ニ悅ヒ吉之助
早々邸中熟談致可申ト罷歸申候村田之咄ニ上　朝廷ヨリ下越薩其儀急
決可仕候得共一橋公ゟハ元春嶽公大隅守樣ヲ御好ミカモ難計其處ハ阿
部閣老ヨリ十分ニ御說キ破候御氷解ニ至リ不申ゟ難成トテ今朝越前侯
諸有志召連ラレ閣老へ御出相成申候

一先日已來右之通幕府之因循ニテ可致樣モ無之候越前公御出京之儀ニ付
京都御取樣〆幕府ゟ御屆ニテ御進發ニ相成候樣
朝廷之御內議モ可有之候故一橋公ゟ被附候幕府人抔モ右之說ハ大ニ相
喜ヒ居候位ニテ幕府之御模樣次第ニハ自然ハ其運ヒニ可至歟ト諸藩之
咄ニ御座候

一尾老公未タ總帥之御受ハ全無之十四日ヨリ御發途御上京之筈先日靑地
源左衞門御使者ニ參リ昨夜罷歸リ申候咄ニハ全躰其意每々御召之末ニ
テ
御出京之御模樣尤武器抔ハ大分御持越之由元ト彼之公ノ御意中當春頃
之處ニテハ長州ヲ頻ニ御咎ニ候得者　幕府モ罪有事ヲ御受ニ相成不申
候テハ難成抔ノ御申立ニテ此節ハ暴ニ　禁闕ニ逼リ候義重テハ不埒ト
ノ御存念ト存　御上京後猶總帥之義ヲ被　仰出候ハヽ御受ニモ可相成
歟ト何卒以前ノ說ヲ御持越ナク被仰出候ハヽスラリト御進發之事ニ成

行候へカシト諸藩祈居候咄ニ御坐候

一十五日長谷川越前酒井十之允へ逢申候處同人咄ニハ全躰此節長州表異船ト戰ノ節同國ヨリ申出候ニハ去年異船ヲ討候ハ全朝命ヲ奉候事ヲ申向其故異船ハ其證據人ニ長州毛利左京トカ申者ヲ乘セ攝海へ廻シ候積ニテ横濱出帆致候段昨日越邸へ申來此段ハ尤難事ニテ　朝廷幕府大名一宜之御評議相決シ候上ニテ御返答無之候テハ相濟申間敷候列藩有志之面々切齒仕居申候

一同人咄ニ雲州ヨリ御家老内分之御使者越邸へ參リ長州悔悟之躰相見へ不申　朝廷幕府之御指揮ニテモ追討取懸リ出來兼候見込ニテ輕蔑イタシ居シ雲州ゟモ使者差越　禁闕之暴發ニ會薩ゟ向ケ義戰之唱トイタシ候ヨシニテ雲州ニハ追討之御受ハ仕居候得共押出シテ武備之用意等モイタシ候得ハ長州ヘノ聞ヘヲ憚リ内分ニテハ追討本意ニ無之樣沙汰モ可有之候ニ付此段内々申述置呉候樣トノ事ニテ因州ゟハ近來ニ至リ段々手負ノ者モ罷歸リ候由ニテ全同方モ長州ゟ荷擔致シ居候段同使者之咄之由

一十四日長谷川近衞樣ゟ罷出御建白相成候御主意委細申出候處御同樣之思召ニテ既ニ先日薩會等申談關東ゟ御進發御急被成候樣心配イタシ候樣道家列ヘ被聞候由　京肥御内案ニテ不怪御喜ニテ御坐候右歸リニ會藩ニモ罷越是以　御進發ノ義ニ付テハ追々使者ヲモサシ出置當時肥後守樣ニモ御病中ニ候得共御病床ニテ御建白之御書等御認メ相成近日關東へ被差出候由其外諸藩共ニ御進發御神速之儀渴望仕居候以上

（伊達家雜錄）

○慶應元年九月日　（龍馬ヨリ姉乙女へ）

私がいぜんもつていましたかくなじ（角字）でかいた烈女傳をあれをひらがなになほしてゑ入にてそのゑと申は本の烈女傳のゑのとふりなり

誠におもしろし　私がかなになをそふと兼ねてをもいしが夫を見てやめ

てしもふたり夫をおまへさんになりおくにへおくりたさにたずね候けして今時の本やにはなきもの也故にある女(龍子)にたのみてかきうつさせより申候其女と申すはげにもめづらしき人名は御聞しりの人なり　どうぞ〳〵たのしみたまへその本のうつしたるれいとして私しがうちでならひよりたいしずり(石刷り)のかくなじのおりでほんたなり夫を御こしなされ度兄さんまでひきやくに御おくりなされ度候また色々のものさし上候へどもまた夫はおい〳〵なり此龍がおにおふさまの御身をかしこみたふとむ所よくよくに思たまへ

乙大姉　をにおふさま　龍　馬

皆火中なり此よふな文なきあとにのこるははぢなり　(坂本直衛氏藏)

○慶應元年十月三日　(龍馬ヨリ長嶺内藏太へ)

去月二十九日上關に薩の小蝶丸にて参りたり然るに此度の用事は云々先つ京師のヨフスは去月十五日將軍上洛二十一日一橋◎一會津◎會桑◎桑名暴に

朝廷にせまり追討の命をコフ擧朝是にオソレユルス諸藩さゝゆる者なし唯薩獨り論を立たり其よしは將軍廿一日參内其朝大久保尹宮に論じ同日二條殿に論じ非義の勅下り候時は薩は不奉と迄論し上げたりされども幕のコフ所にゆるせり薩云々等朝に大典の破し事憤りて兵を國より召上せ既に京攝間に事あらんと龍也此度山口に行歸りに必す面會事により上に御同し可仕候かとも存候何れ近日先は早々頓首

三　日　　内　藏　太様　　龍　馬

○慶應元年十月四日　(長藩政府員ヨリ木戸孝允へ)　(井上伯傳ニヨル)

爾後御清適御滯關可被成御配慮奉敬賀候扨者上國之模様も彌々差迫り候趣にて小田村素太郎事備人爲應接宮市驛出張仕候處折柄坂本良馬同驛到着尤も先月廿四日大坂出帆之由に御座候此内大樹俄に上京にて其事情御承知之通不相分候處實は討長の勅を乞ひ被爲於　朝廷候ては至て御六

個敷有之候得共例之御微力不被爲得已終に被下　敕候由就ては大樹も泰然として早速下坂に相成候薩藩西郷等大に盡力致候得共其詮無之右に付早蒸汽にて早急歸國率兵而登坂兵力を以て再度押止め度との策之由然處薩藩粮米不足に付於馬關乞請度に付旁之意味傳達として良馬事罷越候由昨夜素太郎同道山口迄罷越居候に付已に今朝政府局中より及應接候積に御座候當表相濟候はゞ馬關可罷越候間委細は直に御聞取可被下候粮米談判之義も有之候はゞ當節は北條氏◎名ハ瀨兵衛幸ひ出關に可有之被仰談御渡方相成候樣御心配可被成候馬關御有合も可有之自然不足にも有之候はゞ北條氏取計にて吉田邊之分御取寄之道も可有之候急遽之場成丈機會を不失候樣御配慮是祈申候

一先達て德岩（原註）德岩ハ末藩德山岩國ノ略登坂之義申來有無之答未だ坂城へ不相達內疊み掛け長淸（原註）長淸ハ末藩長府淸末ノ略其外之義申來候次第不審ニモ被相考候處右之通寬大之沙汰にても登坂不致伏罪之驗無之等之趣を以切迫申立乞　勅候樣子ニ相聞候出軍之期は步兵抔市街之喧に當月十日頃と噂致候樣子にて良馬出立之節は未だ表方觸出等有之たる義には無御座由孰れ近々四境へ押寄可申御手當向全備と申すは間に合申間布哉に候得共決戰は素より覺悟之前狼狽は不致候間其段は御放念可被下候

一備人も應接相濟引取申候藝之模樣次第にて御家老登坂尙此內以來藝へ申込有之次第彼是承り御國論不條理無之段は克々腹入致し早速歸國內輪を締め一支之策立度積之由尤他國之事は不足特也

一藝使當月三日四日頃に彼藩出立山口罷越候由岩ヨリ申來候定て周旋之無詮議を演說而已に可有之候

一廟堂隨分多事關地之事都合相濟候ハヽ早々御歸山可被成候前原彥◎彥太郎も急に罷歸致盡力候やう御配慮是祈申候右爲旁得貴意候其內時下御自重專一奉存候草々以上

十月四日

二陳異艦數艘追々兵庫港へ來泊英佛亞等之軍艦之由大樹上京之節討長
よりは差寄異艦之處置を致候樣被仰出候處異艦之義は御掛念無之段申
出阿部豐後守一人應接として下坂之由尙又異艦橫濱出帆之節軍陣之支
度等致候處兵庫來泊之上は至て靜謐尤上陸にて調練等は致候由右異艦
之一條は何共不審千萬に御座候以上

小　五　郎樣

追　敬

薩藩へ粮米渡方之義本書委細申上候處自然於馬關御有合無之北條も未だ
出關不致候節は差閊之義も可有之に付右之節は貴家より員數旁被仰越候
はゝ急速積廻し爲致候やう御藏元役座より吉田御代官へ申越候間右樣可
被成御承知候以上

百五十四

宇右衞門（○山田）
直　人
誠　一
藤右衞門（○廣澤）

各　中

（侯爵木戸家文書、井上伯傳ニ據ル）

○慶應元年十月四日（廣澤眞臣ヨリ木戸孝允ヘ）

小　五　郎樣

彌以御康健被成御勤奉珍壽候扨は此度坂本龍馬事上國近情報知實ニ不耐
驚愕次第幕如何程暴斷ニ出候共兼て覺悟之前是迄御決議通り必戰勿論之
事孰れ戰爭勝利之上ならでは多年之御正義貫徹不仕事ニ付過日御手當向
獻言之廉々追々御手を被下何時敵兵襲來いたし候共屹度實備相立聊御手
後れ無之樣早々相調かしと申合精々盡力仕候龍馬へハ松音（◎松原三）小素（◎小田村素太郎）僕三人相對今朝得御意置候通粮米之事及決答置候此期ニ至り他藩
之助不助ニ不關決戰之處確乎不動勿論候得共實ニ皇國紛亂之際天朝之御
爲盡力仕候列藩ハ薩ハ素より備藝筑等成り丈被相結置度御事と奉存候近